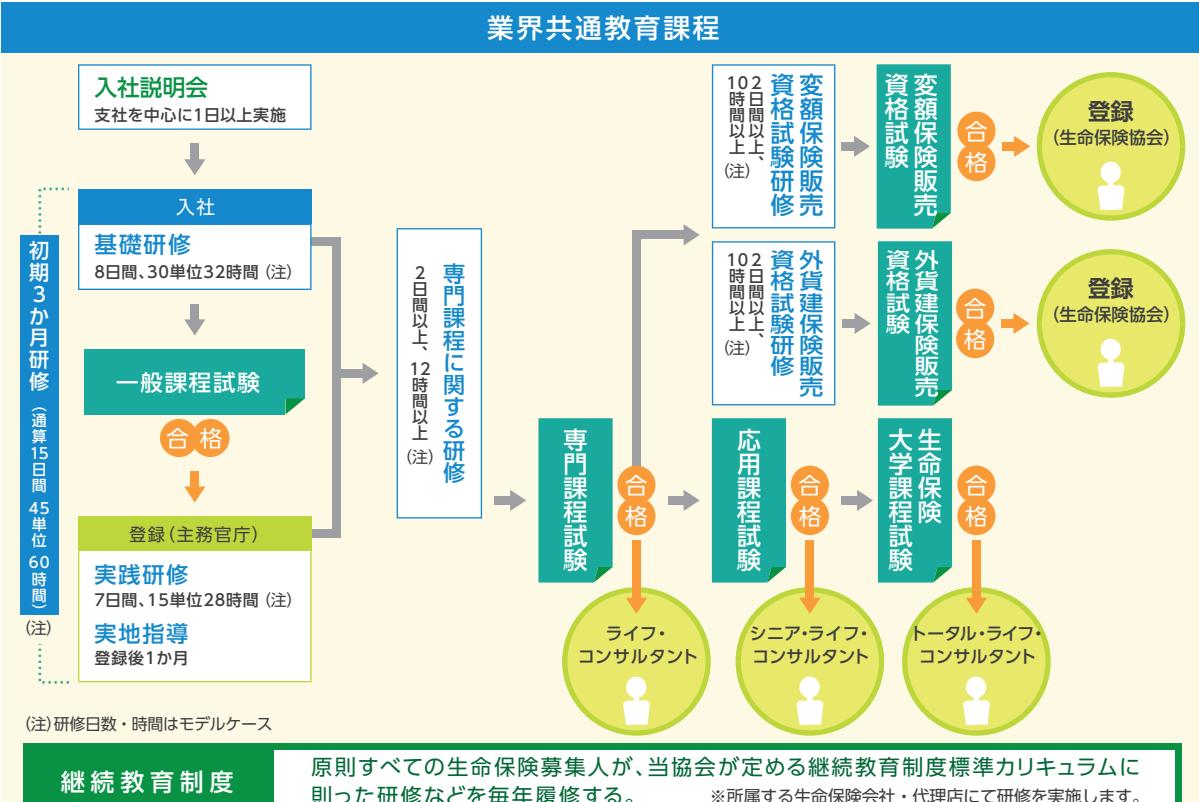


業界最高峰の資格、 トータル・ライフ・コンサルタント (生保協会認定FP)を目指しましょう!

■ 業界共通教育制度の体系図



一般社団法人生命保険協会では、生命保険募集人の資質向上のため、上記の業界共通教育制度を運営しています。

生命保険一般課程試験	生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を習得する課程。
生命保険専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を習得する課程。
生命保険応用課程試験	知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。
変額保険販売資格試験	変額保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
外貨建保険販売資格試験	外貨建保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
生命保険大学課程試験 6科目	ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要とされる高度な専門知識を習得する課程。 <ul style="list-style-type: none"> ● 生命保険のしくみと個人保険商品 ● ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス ● 生命保険と税・相続 ● 資産運用知識 ● 企業向け保険商品とコンサルティング ● 社会保障制度

◎生命保険大学課程全科目に合格し、会社からの推薦を得た者だけが、トータル・ライフ・コンサルタントの資格を取得できます。

令和5年度 應用課程テキスト

令和5年度

応用課程テキスト



〈はじめに〉

専門課程では、生命保険の役割と仕組みをさらに深く認識するとともにコンプライアンスに基づく正しい販売についても学習しました。

これから私たちが学ぶ応用課程は、税制、企業市場、金融商品、公的年金制度に焦点を合わせ、販売活動を一層幅広く進めていくうえで、より専門的な知識と販売技術の向上を図ることを目的としています。また、コンプライアンス、保全・アフターサービスについては、専門課程に引き続き重ねて学習することにより、より理解を深めることを目的としています。

お客様は、生命保険募集人に対して、生命保険に関する専門知識を期待しています。私たちは、それに応えるために生命保険についての正しい知識をもち、生活設計に必要な関連知識（情報）を身につけ、親身の心遣いをもって情報を提供し、アドバイスすることが大切です。

本課程を学習することにより、さらに幅広い知識と販売技術を深め、お客様のニーズに的確に応えることのできるお客様に信頼される生命保険募集人としての地位を築いていきましょう。

〔留意事項〕

本テキスト中の〔注〕・〔参考〕は、応用課程試験の出題の対象とはなりません。（税率表等を用いて計算していただくことがありますので、使い方は理解しておいてください。）

本テキストの税制に関する記述は、令和5年3月時点のものです。そのため、本テキストの記述内容から変更となる可能性があります。

令和5年5月

一般社団法人 生命保険協会

【受験にあたって】

○試験の実施方法

生命保険業界共通教育試験および生命保険講座試験は、CBT (Computer Based Testing) で実施されます。CBTは、PC画面に表示された試験問題に、マウス操作により回答する方式です。

WEB上に掲載の「CBT体験版」「CBTによる受験の仕方」で、操作方法および試験当日の試験会場に来場してから退場するまでの流れを事前に確認可能となっております。
<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>



○主な注意事項

試験日当日の主な注意事項は、次のとおりです。

1. 受験票および本人確認書類の用意

受験にあたっては、受験票および所定の本人確認書類（注）が必要となります。

（注） 以下の条件を満たす本人確認書類を提示できないと受験できません。条件を満たす本人確認書類を用意できない場合には、事前に生命保険会社、もしくは所属の保険代理店に連絡してください。

【前提条件】

- ・原本であること（コピーおよび電子媒体は不可）
- ・氏名が明記されていて受験票の氏名と相違がないこと
- ・有効期限内であること
- ・以下A群およびB群の顔写真で本人確認ができること

【有効な組み合わせ】

■1点のみで受験可能（A群より1点）

【A群】 *顔写真付き

- ・運転免許証（公安委員会発行のものに限る）
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）
- ・パスポート
- ・在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証を含む）
- ・住民基本台帳カード（平成27年12月で発行終了）
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）

■2点の組み合わせで受験可能（B群より1点+C群より1点）

その他の確認書類の組み合わせは不可

【B群】 *顔写真付き

- ・社員証（*1）
- ・学生証（*2）

+

【C群】

- ・健康保険証（カード型を含む）
- ・クレジットカード（自署名があること）

（*1）社員証（募集人登録証を含む）

- ・企業名または団体名が記載されていること
- ・顔写真がプラスチックカードに印刷されていること。または、貼付された顔写真に割印、エンボス、ラミネート加工（社員証全体ではなく、顔写真部分のみでも可）のいずれかの処理がされていること

（*2）学生証

- ・中学校、高等学校、高等専門学校、大学、公的機関が設置する職業訓練学校、都道府県知事が認可する専門学校が発行したもの
- ・顔写真が印刷されていること

2. 試験会場の確認・集合時刻の確認

- ①受験票に記載されている集合時刻までに来場してください（受験規定を読み、受付で本人確認をするため5分前に集合するよう心がけてください）。
- ②集合時刻までに来場できなかった場合には欠席扱いとなり受験できません。あらかじめ交通経路や所要時間を確認しておいてください（遅刻または欠席により受験しなかった場合、受験手数料は返金しません）。
- ③来場の際は、公共交通機関をご利用ください。無断駐車は絶対に行わないでください。

3. 試験会場への資料等の持込み不可

- ①試験室内には私物の持ち込みはできません。貴重品や大きな手荷物のご持参はお控えください。
- ②本人確認書類以外のすべての持ち物（受験票、テキスト、携帯電話、腕時計など）は会場に配置されているロッカーに収納します。なお、携帯電話は必ず電源を切った状態でロッカーに収納してください。
- ③机上にはノートボードとペンがセットされています。ノートボードは、試験中のメモ用紙としてご利用いただけます。
- ④試験室は試験監督員、および監視カメラによりモニタリングされています。不正行為が発覚した場合、試験室から即時に退室していただきます。

4. CBTにおける操作方法

初めて受験する場合には、パソコンの操作、試験問題の出題形式および当日の受付の流れについて、「CBT体験版」(<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>)を事前にご確認ください。



【合格情報照会制度について】

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）では、新たに生命保険募集人（以下「募集人」といいます。）の登録を受けようとする方に対して、顧客に信頼される資質能力を備えた募集人たり得るか否かを選別するための試験である「生命保険一般課程試験」、および募集人を体系的に育成するための教育制度として、業界共通の教育課程試験（「生命保険専門課程試験」「変額保険販売資格試験」「外貨建保険販売資格試験」「生命保険応用課程試験」「生命保険大学課程試験」「生命保険講座試験」）を実施しています。

協会および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報（以下「受験者情報」といいます。）を、本制度において共同利用しています。

本制度は、協会および会社が受験者情報を利用することにより、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的としています。

受験者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、受験者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

受験者情報の項目は、氏名、性別、生年月日、連絡先、個人コード、入社時期、退職時期、認定時期、受験番号、受験時期、受験結果、受験会社、会社コード、受講開始時期、受講状況、試験名、募集人登録番号、募集人廃業時期、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または受験の状況に関する項目とします。

受験者情報の保管・管理期間は、「生命保険一般課程試験」および「生命保険講座試験」については受験後5年間、「生命保険専門課程試験」、「変額保険販売資格試験」、「外貨建保険販売資格試験」、「生命保険応用課程試験」および「生命保険大学課程試験」については募集人の廃業（保険募集業務の廃止）後2年後までの間とし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

受験者情報については、協会および各会社が管理責任を負います。募集人本人は、協会の定める手続きにより、受験者情報の開示を求めることができます。また、受験者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の内容の訂正等を申し出ることができます。個人情報の保護に関する法律に違反して受験者情報が取り扱われている場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の利用停止等を申し出ることができます。本制度に関するご照会は、各試験の受験時の各生命保険会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

各会社の名称および開示請求手続きについては、協会ホームページにてご確認いただけます。

第1章 税の種類と計算

I 税の種類

1. 税金	13
2. 国税と地方税	14

II 所得税と生命保険

1. 所得の種類	15
(1) 給与所得	15
(2) 事業所得	16
(3) 一時所得	17
(4) 退職所得	17
(5) 雜所得	18
2. 所得控除	19
(1) 基礎控除	20
(2) 配偶者控除	20
(3) 配偶者特別控除	20
(4) 扶養控除	22
(5) 生命保険料控除	23
(6) 地震保険料控除	25
(7) 社会保険料控除	26
(8) 医療費控除	27
3. 税額控除	29
4. 復興特別所得税	29
5. 所得税の計算	29
(1) 所得税の計算方式	29
(2) 所得税計算の具体例	31

(3) 確定申告	34
(4) 青色申告制度	35
6. 所得税における保険金・年金の取り扱い	36
(1) 満期保険金と税金	36
(2) 年金と税金	38

III 相続税と生命保険

1. 相続税の課税財産と非課税財産	42
(1) 相続税の課税財産	42
(2) 相続税の非課税財産	43
(3) 債務控除と葬式費用の控除	44
(4) 被相続人からの贈与財産の加算	44
2. 相続財産の評価	45
(1) 支払事由がまだ発生していない生命保険契約の権利評価	45
(2) 年金に関する権利評価	45
3. 相続税の計算	46
(1) 相続税の計算手順	46
(2) 相続税額計算の具体例	49
(3) 相続税の申告手続と納付方法	52
(4) 生命保険を活用した相続対策	54
(5) 相続対策についての具体的アドバイス	54
4. 贈与税の計算	55
(1) 贈与税の計算手順	55
(2) 贈与税の申告手続と納付方法	57

IV 契約形態による課税関係

1. 所得税が課税される場合	60
-----------------------	-----------

2. 贈与税（暦年課税）が課税される場合	61
----------------------	----

V 個人の住民税・事業税と生命保険

1. 個人の住民税	62
(1) 個人の住民税とは	62
(2) 住民税計算の手順	63
2. 個人の事業税	65
(1) 個人事業税の納税義務者	65
(2) 個人事業税計算の手順	65
3. 生命保険と個人の住民税・事業税	66
(1) 生命保険と個人の住民税	66
(2) 生命保険と個人の事業税	67

第②章 企業市場と税・保険商品

I 企業市場の現状

1. 企業市場と生命保険	68
2. 企業の形態とその組織構造	70
(1) 企業の規模別状況	70
(2) 企業の形態	70
3. 企業市場と福利厚生制度	72
4. 企業市場の特徴	72

II 法人税の基礎知識

1. 法人税の仕組み	74
(1) 法人税	74
(2) 法人税がかかる法人	74
(3) 法人税の申告	75
(4) 法人の所得——益金と損金	75
(5) 決算利益と課税所得	76
2. 法人税法上の損金	78
3. 同族会社の特別規定	79

III 法人の住民税と事業税

1. 法人の住民税	79
(1) 法人の住民税とは	79
(2) 住民税と生命保険	80
2. 法人の事業税	80
(1) 法人の事業税とは	80
(2) 事業税と生命保険	80

IV 企業における保障制度

1. 総合福祉団体定期保険・団体定期保険	82
(1) 団体の区分	82
(2) 総合福祉団体定期保険の仕組み	83
(3) 総合福祉団体定期保険の利点	86
(4) 総合福祉団体定期保険の税務	86
2. 総合福祉団体定期保険の実践販売	89
(1) 総合福祉団体定期保険の役割	89
(2) 総合福祉団体定期保険の販売手順	89

3. 企業年金制度	92
(1) 確定拠出年金制度	93
(2) 確定給付型の企業年金制度	99
(3) 確定拠出年金（企業型）と確定給付企業年金（規約型企業年金・基金型企業年金）のメリット・デメリット	103
4. 経営者保険	104
(1) 経営者保険の必要性	104
(2) 経営者保険の仕組み	105
(3) 経営者保険の利点	105
(4) 経営者保険の税務	106
(5) 経営者保険の販売活動	114
5. 勤労者財産形成制度（財形制度）	116
(1) 従業員の自助努力による貯蓄制度	117
(2) 企業による従業員の貯蓄奨励制度	119
(3) 財形貯蓄の融資制度	119
(4) 中小企業における財形事務の事務代行制度	119
6. 医療保障保険（団体型）	120

第③章 金融商品と金利の計算

I 金利の基礎知識

1. 金利とは	121
(1) 金利	121
(2) 単利と複利	121
(3) 利率と利回り	124
(4) 現価と終価	126
2. 金利の決まり方	127
(1) 金利が決まる要因	127
(2) 金利の種類	128

II 金融商品と利回り計算

1. 金融商品と生活設計	130
2. 隣接業界の金融商品	130
(1) 固定金利商品と変動金利商品	130
(2) 単利型商品と複利型商品	131
3. 金融商品の利回り計算	132
(1) 税引き後利回り	132
(2) 具体的な利回り計算	133

第4章 公的年金制度

I 公的年金の概要

1. 国民年金（基礎年金）	136
(1) 対象となる被保険者	136
(2) 負担する保険料	136
2. 厚生年金保険（被用者年金）	137
(1) 対象となる被保険者	137
(2) 負担する保険料と標準報酬額	137

II 老齢給付・障害給付・遺族給付の内容

1. 老齢給付の内容	138
(1) 国民年金（老齢基礎年金）	138
(2) 厚生年金保険（老齢厚生年金）	139
2. 障害給付の内容	142
(1) 年金の受給条件	142
(2) 給付の種類と年金額	142
3. 遺族給付の内容	143
(1) 年金の受給条件	143
(2) 給付の種類と年金額	144

4. モデル老齢年金額（老齢基礎年金・老齢厚生年金）	146
----------------------------	-----

第⑤章 生命保険募集時におけるコンプライアンス

I コンプライアンスと基本的姿勢

1. コンプライアンスの重要性	147
2. 日常業務での基本的な姿勢	147

II 生命保険募集人が遵守すべき法令等

1. 保険業法	148
(1) 生命保険募集人に関する制限（募集人登録）	148
(2) 権限の明示	149
(3) 情報提供義務	149
(4) 意向把握・確認義務	150
(5) 生命保険募集人に対する体制整備義務	150
(6) 保険募集に関する禁止行為	152
(7) 違法行為と罰則	152
2. 消費者契約法	153
3. 金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）	153
4. 金融商品取引法	154
5. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	154
6. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）	157
7. 保険法	158
8. その他の販売ルール (変額保険販売資格・銀行窓販の弊害防止措置など)	159

III 法令上の禁止行為

1. 保険業法第300条	159
2. 禁止行為の具体的な事例	159

IV 募集時の正しい説明

1. 保険契約の内容

その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供	163
(1) 契約概要・注意喚起情報	164
(2) ご契約のしおり一定款・約款	164
(3) 外貨建保険・外貨建年金保険	165
(4) 法人向け保険	165

2. お客様の理解・納得と最終確認

(1) お客様に応じた説明（適合性の原則）	166
(2) 意向確認書面	167

第6章 生命保険と保全・アフターサービス

I 保全・アフターサービスの重要性

II 保険金・給付金等の請求と支払い

1. 適切な保険金・給付金等の支払い	170
2. 生命保険募集人としての具体的対応とその留意点	171

III 失効（復活）・解約手続きの留意点

1. 失効（復活）手続きの留意点	172
2. 解約手続きの留意点	173

税の種類と計算

現代社会においては、生命保険が家庭にとっても企業にとってもなくてはならないものとなっており、生命保険の販売にたずさわる生命保険募集人の責任もますます大きなものとなっています。お客様の信頼と期待に応えるためには、生命保険商品の内容についての知識はもとより、生命保険に関連した幅広い知識を十分に修得する必要があります。なかでも税金に関連する知識は、私たちのごく身近にあって多くの人々が関心をもっており生命保険販売に欠かせないものです。

そこで、この章では、今までに学んできた生命保険に関連する税金の知識について、より深く学ぶことにしましょう。

なお、本テキストの税制に関する記述は、原則として令和5年度税制改正の内容にもとづいています。

I 税の種類

① 税 金

私たちは、国や地方公共団体からさまざまなサービスを受けながら生活しています。私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、社会福祉、教育、警察、消防などが充実し、道路、港湾、上下水道、公園などの公共施設が整備され、これらにより安定的な国民生活が確保されています。このような公共サービスを国や地方公共団体が提供するためには財源の調達が必要であり、その主要な財源となるのが税金です。

したがって、税金は国民生活の基盤を維持し、健康で文化的な生活を約束するための、いわば「会費」あるいは「対価」であるといえます。



2 国税と地方税

税金は、これを徴収するのが、国であるか、地方公共団体であるかにより、国税と地方税に分類されます。

国税は、所得税、法人税などの直接税と、消費税、酒税などの間接税とに分けられます。

また、地方税には、都道府県が課税する道府県税と、市町村が課税する市町村税とがあり、それぞれ普通税（地方公共団体にとって使途が拘束されていない税金）と目的税（その使途が拘束されている税金）とに分けられます。

(注) その他法定外目的税の制度があります。法定外目的税とは、地方公共団体が特定の使用目的や事業の費用とするために、地方税法で定められていない税目を条例で定めて設ける税です。

〔参考〕 税金の種類



- (注) 1. 法人にかかる税金として、2019年（令和元年）10月1日以降に開始する事業年度から特別法人事業税（国税）が適用されています。
2. 東日本大震災復興のための臨時の措置として、復興特別所得税（2013年（平成25年）分所得から25年間）が創設されています。

3. 平成26年度の税制改正により、地方法人税が創設され2014年(平成26年)10月1日以後に開始する事業年度から適用されています。申告および納付は、国（税務署）に対して行い、申告書の提出期限は法人税の申告書の提出期限と同一となります。

II

所得税と生命保険

所得税は、原則として個人の所得にかかる税金です。ここでは、所得の種類と計算方法について学びます。

1 所得の種類

ある人は、自分の労力を他人に提供して、これに対する報酬を受け取り、ある人は、財産を事業に投資したり、他人に貸し付けたりして配当や利子を受け取るなどいろいろなかたちで収入を得ています。

1年間（1月1日～12月31日）の総収入からその収入をあげるために必要な経費を差し引いた残りを税法上では所得といい、次の10種類に分類しています。

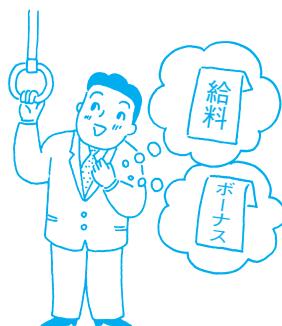
給与所得	事業所得	一時所得	退職所得	雑所得
利子所得	配当所得	不動産所得	譲渡所得	山林所得

次に、所得のうち主なものをみてみましょう。

(1) 給与所得

給料、賃金、歳費、賞与などの所得をいいます。

収入金額から、給与所得控除額を差し引いた金額が給与所得となります。収入金額は、必ずしも金銭で支給されたものに限らず、一般に現物給与といわれている物品やその他の経済的利益も含まれます。



$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得の金額}$$

〔参考〕 紙与所得控除額

給与所得控除額は次の算式で計算した金額です。

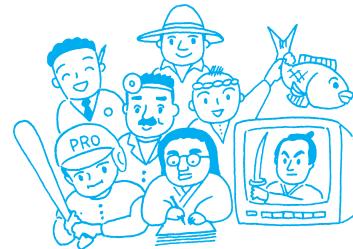
給与等の収入金額の合計額が、

- 180万円以下の場合 収入金額 × 40% - 10万円
(55万円に満たない場合は55万円)
- 180万円を超え360万円までの場合 収入金額 × 30% + 8万円
- 360万円を超え660万円までの場合 収入金額 × 20% + 44万円
- 660万円を超え850万円までの場合 収入金額 × 10% + 110万円
- 850万円を超える場合 195万円（定額）

- (注) 1. 業務遂行上必要な経費については、一定要件の限度内であれば「特定支出控除」として給与所得控除後の所得金額から差し引くことができる場合があります。
2. 2020年（令和2年）分からは、子ども・特別障害者等を有する者等および給与所得と年金所得の双方を有する者に対する、一定の所得金額調整控除が行われています。

(2) 事業所得

事業から生ずる所得を事業所得といいます。所得税法でいう事業とは、広い意味をもっており、商工業、農業、漁業などに従事している人、また、医師、弁護士、生命保険募集人（生命保険会社に勤務する営業職員等）、作家、俳優、プロ野球の選手などは、事業所得者とされます。



総収入金額から、その収入を得るために支出した金額（必要経費）を差し引いた金額が事業所得の金額となります。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{事業所得の金額}$$

(3) 一時所得

営利を目的とする継続的な行為から生じた所得以外の所得で、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質を有しない一時の所得を一時所得といいます。

たとえば、次の所得は一時所得となります。

- 保険契約者（保険料の負担者）と満期保険金受取人が同一人の場合の生命保険契約で一時金として受領した満期保険金
- 損害保険契約の満期返戻金
- 懸賞の賞金、賞品
- など

総収入金額から、必要経費を差し引き、さらに一時所得の特別控除額（50万円限度）を差し引いた金額が一時所得の金額となります。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} - \frac{\text{一時所得の}}{\text{特別控除額}} = \text{一時所得の金額}$$

なお、課税対象となる金額は、一時所得の金額の $\frac{1}{2}$ です。

(4) 退職所得

退職に際して、「勤務先から受ける退職一時金や一時恩給、国民年金法等にもとづく一時金等」のことを退職所得といいます。

(注) 「勤務先から直接受ける退職一時金等」を退職手当等、「国民年金法等にもとづく一時金等」をみなし退職手当等といいます。

原則として、収入金額から退職所得控除額を差し引いた残りの $\frac{1}{2}$ が退職所得の金額となります。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

- (注)
1. 勤続5年以下の法人役員等（議員・公務員を含む）が受け取る役員退職手当等については、上記の $\frac{1}{2}$ とする措置は適用されません。
 2. 2022年（令和4年）分からは、勤続5年以下の者が受け取る役員退職手当等に該当しないもの（短期退職手当等）の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、上記の $\frac{1}{2}$ とする措置は適用されません。

〔参考〕 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には、80万円)
勤続年数20年超	800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

※勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算。
 (注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

(注) この項では、生存退職分についてだけ触れていますが、死亡退職金については相続税（42～44ページ）のところで学びます。

(5) 雜所得

公的年金、生命保険契約などにもとづく年金（財形年金積立保険を除く）、著述家・作家以外の人が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金など、他の9種類の所得のいずれにもあたらないものです。

総収入金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得の金額となります。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{雑所得の金額}$$

なお、公的年金等（厚生年金保険、国民年金、厚生年金基金、国民年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金など）の場合、総収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得の金額となります。

$$\text{公的年金等の総収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{公的年金等に係る雑所得の金額}$$

〔参考〕 公的年金等控除額（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合）

公的年金等の収入金額 (A)	65歳未満	65歳以上
130万円未満	60万円	(A) × 25% + 27.5万円
130万円以上330万円未満	(A) × 25% + 27.5万円	
330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 27.5万円	
410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 68.5万円	
770万円以上1,000万円未満	(A) × 5 % + 145.5万円	
1,000万円以上	195.5万円	

- (注) 1. (A) は、その年中の公的年金等の収入金額の合計額。
2. 年齢は、その年の12月31日現在の年齢によります。
3. 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は別途定義されています。

[参考] その他の所得

●利子所得

公社債の利子、預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配による所得をいいます。

●配当所得

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配（出資に係るものに限る）、基金利息、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）および特定目的信託の収益の分配による所得をいいます。

●不動産所得

土地・建物などの不動産、あるいは地上権・永小作権などの不動産の上に存する権利または船舶もしくは航空機を貸し付けることによって生ずる所得をいいます。

●譲渡所得

資産の譲渡による所得をいいます。対象となる資産には、土地、借地権、建物、船舶、機械器具、特許権、著作権、特定の有価証券、書画、骨とう、宝石等が含まれます。なお、貸付金や売掛金等の金銭債権は除かれます。

●山林所得

山林を伐採して譲渡し、あるいは山林のまま譲渡することによって生ずる所得をいいます（山林を取得してから5年以内に伐採または譲渡した場合は、山林所得ではなく事業所得か雑所得に該当）。

2 所得控除

税額は、前項で計算された所得の金額に、そのまま税率をかけて計算されるわけではありません。各種所得の合計額から一定の金額を控除することが認められています。

このような控除を総称して「所得控除」といい、家族環境の違い等といった個人的事情を加味した内容になっており、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除・医療費控除などがあります。

(注) 上記以外の所得控除については27～28ページを参照。

(1) 基礎控除

納税者については、基礎控除として、以下のように所得から控除されます。

- 合計所得金額が2,400万円以下である個人・・・48万円
- 合計所得金額が2,400万円を超える2,450万円以下である個人・・・32万円
- 合計所得金額が2,450万円を超える2,500万円以下である個人・・・16万円
- 合計所得金額が2,500万円を超える個人・・・基礎控除なし

(2) 配偶者控除

納税者に控除対象配偶者があるときは、合計所得金額に応じて最高38万円が配偶者控除として所得から控除されます。

(注) 1. 控除対象配偶者

「控除対象配偶者」とは、納税者の妻または夫で、12月31日現在（年の中途で死亡した人については、その死亡の日現在）で納税者と「生計を一にする人」[※]で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。

※公務員、会社員などが勤務の都合上、妻子と別居し、または就学、療養などのため起居を共にしていない場合でも、常に生活費、学資金、療養費などを送金して扶養しているときは、生計を一にするものとされます。また、同一家庭内に起居する親族であっても、互いに独立して生計を営んでいる場合は、生計を一にしないものとされます。

2. 控除対象配偶者が70歳以上の場合は、老人控除対象配偶者として控除額は合計所得金額に応じて最高48万円となります。
3. 配偶者が障害者の場合には、配偶者控除の他に障害者控除が受けられます。

(3) 配偶者特別控除

配偶者を有する納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が一定額の範囲のとき（上記の配偶者控除に該当する場合を除く）、配偶者特別控除として所定の金額（最高38万円まで）が所得から控除されます。

[参考] 給与収入と配偶者控除・配偶者特別控除の関係

		納税者の給与収入（給与所得金額）		
		1,095万（900万）以下	1,095万（900万）超 1,145万（950万）以下	1,145万（950万）超 1,195万（1,000万）以下
配偶者の給与収入	配偶者の給与所得金額	納税者の配偶者控除額		
		納税者の配偶者控除額	納税者の配偶者控除額	納税者の配偶者控除額
103万以下	48万以下	38万〔48万〕	26万〔32万〕	13万〔16万〕
配偶者の給与収入	配偶者の給与所得金額			
103万超150万以下	48万超 95万以下	38万	26万	13万
150万超155万以下	95万超 100万以下	36万	24万	12万
155万超160万以下	100万超 105万以下	31万	21万	11万
160万超166万以下	105万超 110万以下	26万	18万	9万
166万超174万以下	110万超 115万以下	21万	14万	7万
174万超182万以下	115万超 120万以下	16万	11万	6万
182万超190万以下	120万超 125万以下	11万	8万	4万
190万超197万以下	125万超 130万以下	6万	4万	2万
197万超201万以下	130万超 133万以下	3万	2万	1万
201万超	133万超	0	0	0

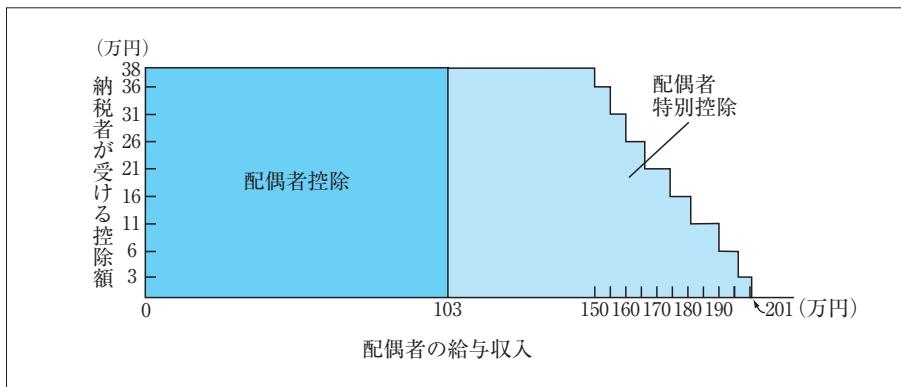
(注) 1. 給与所得金額 = 給与収入 - 給与所得控除額（最低限度額55万円）

2. 納税者の給与収入（給与所得金額）が1,195万円（1,000万円）超となる場合、配偶者控除および配偶者特別控除の対象外となります。

3. 配偶者の給与収入（給与所得金額）が103万円（48万円）以下の場合は配偶者控除の対象となり、〔〕内の金額は老人控除対象配偶者の控除額。また配偶者の給与収入（給与所得金額）が103万円（48万円）超の場合は、配偶者特別控除の対象となります。

〔参考〕 配偶者の給与収入と配偶者控除・配偶者特別控除額

納税者本人の給与収入が1,095万円以下（給与所得金額が900万円以下）の場合



(4) 扶養控除

納税者に扶養親族があるときは、扶養親族の年齢、同居・非同居の別により次のような扶養控除が受けられます。

平成22年度からの「子ども手当（現在は「児童手当」）」の支給と「高校授業料の無償化」の実施等により、2011年（平成23年）分以後の所得税では、15歳以下の年少扶養控除の廃止をはじめとして、特定扶養控除の対象となる特定扶養親族も19歳から22歳までに限定されています。

所得税の扶養控除額

内 訳	区 分	控 除 額
一般の控除対象扶養親族	16歳～18歳 23歳～69歳	1人につき 38万円
特 定 扶 養 親 族	19歳～22歳	1人につき 63万円
老 人 扶 養 親 族	70歳以上	1人につき 48万円（同居老親等以外の者） 1人につき 58万円（同居老親等）

（注）1. 扶養親族

「扶養親族」とは、本人と生計を一にする親族（配偶者を除く）ならびに、児童福祉法の規定により里親に委託された児童、および老人福祉法の規定により、養護受託者に委託された老人で、合計所得金額が48万円以下の人のことをいいます。

2. 扶養親族が障害者の場合は、扶養控除の他に障害者控除が受けられます。
3. 同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者またはその配偶者と常に同居している人をいいます。
4. 控除対象扶養親族などの年齢の判定は、その年の12月31日の現況で行います。

(5) 生命保険料控除

本人またはその配偶者、もしくはその他の親族を保険金受取人とする一定の生命保険契約などのために支払った保険料や掛金があるときは、生命保険料控除として、正味払込金額に応じた所定の金額が所得から控除されます。

生命保険料控除の対象となる保険料（掛金）は、2011年（平成23年）12月以前の締結契約（以下「旧契約」という）は「一般生命保険料」と「個人年金保険料（税制適格特約付加契約）」の2つ、2012年（平成24年）1月以後の締結契約（以下「新契約」という）は「一般生命保険料」「個人年金保険料（税制適格特約付加契約）」「介護医療保険料」の3つに区分され、それぞれの保険料区分ごとに控除額が計算されます。

旧契約では一般生命保険料控除の対象となる損害保険会社が取り扱う第三分野の保険契約（医療費用保険・介護費用保険・がん保険・所得補償保険等）の保険料は、新契約では介護医療保険料控除の対象となります。

なお、新契約では介護・医療保険の主契約保険料だけではなく、死亡保険等の主契約に付加した介護・医療特約保険料も介護医療保険料控除の対象となります。また、身体の傷害のみに基くして保険金等が支払われる契約（傷害保険）・特約の保険料は対象とはなりません。

- （注） 1. 一定の生命保険契約とは、対象とならない財形保険や5年未満の貯蓄保険等を除くとともに、その他保険料等の必要な要件を満たす契約を指しています。なお、同様の制度共済契約等も対象となります。少額短期保険業の取扱商品は含みません。
2. 個人年金保険料税制適格特約を付加できる要件は、以下のとおりです。
- ①年金受取人が保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人が被保険者と同一人であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金の種類が確定年金（有期年金）の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること
- なお、「変額個人年金保険」の保険料は一般生命保険料控除の対象となります。
3. 損害保険会社の取り扱う「年金払積立傷害保険」は3つの生命保険料控除のいずれの対象にも該当しません。

① 所得税の生命保険料控除額

控除される金額は、年間正味払込保険料（掛金）に応じて以下の算式で計算します。

(ア) 平成23年12月以前の締結契約（旧契約）

（一般生命保険料、個人年金保険料共通）

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下のとき	正味払込保険料全額
25,000円を超える50,000円以下のとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 12,500円
50,000円を超える100,000円以下のとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{4}$) + 25,000円
100,000円を超えるとき	一律 50,000円

- (注) 1. 個人年金保険料税制適格特約を付加しない個人年金保険の保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
2. 特約保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
3. 住民税の生命保険料控除については66～67ページを参照。

(イ) 平成24年1月以後の締結契約（新契約）

（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料共通）

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	正味払込保険料全額
20,000円を超える40,000円以下のとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 10,000円
40,000円を超える80,000円以下のとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{4}$) + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

- (注) 1. 個人年金保険料税制適格特約を付加しない個人年金保険の保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
2. 特約保険料は、身体の傷害のみに基いて保険金等が支払われる特約の保険料は生命保険料控除の対象外となり、その他は一般生命保険料と介護医療保険料に区分されます。
3. 住民税の生命保険料控除については66～67ページを参照。

② 実際に適用される控除額

平成23年12月以前の締結契約（旧契約）と介護医療保険料控除が適用できる平成24年1月以後の締結契約（新契約）の2つの算式が以下のように併用されるため、実際に適用される控除額の算出については注意が必要です。

(ア) 平成23年12月以前の締結契約（旧契約）のみの場合

控除される金額は最高50,000円（「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの保険料区分の両方の合計で100,000円）となります。

この場合、身体の傷害のみに基いて保険金等が支払われる特約等の保険料も含めて一般生命保険料控除の対象とされています。

(イ) 平成24年1月以後の締結契約（新契約）のみの場合

控除される金額は最高40,000円（3つの保険料区分の合計で120,000円）となります。この場合、身体の傷害のみに基因して保険金等が支払われる特約等の保険料は、いずれの保険料区分の控除対象にもなりません。また、各保険料区分は、単に商品名称によって決められるものではないため、十分に確認する必要があります。

- （注）1. 平成24年1月以後の締結契約で生命保険料控除の対象外となる特約等には、「災害割増特約」「傷害特約」「特定損傷特約」「災害入院特約」などがあります。なお、住宅ローン付帯の団体信用生命保険の疾病関係特約や海外旅行保険の疾病治療費用などの保険料も対象外です。
2. 保険商品ごとの保険料区分等は、法令上の一定のルールにより決められています。誤解がないように各保険会社に確認する必要があります。

(ウ) 旧契約と新契約の両契約がある場合

旧契約(ア)と新契約(イ)が両方ある場合は、契約ごとに該当算式で控除額を計算します。ただし、保険料区分ごとの控除額は、旧契約だけを適用すれば50,000円限度、新契約だけまたは両方適用するときは40,000円が限度で、計算結果の金額が異なってくることから、その適用について選択することになります。また、新契約・旧契約を含めて3つの生命保険料控除を適用する場合の控除合計額は、(イ)と同様に最高120,000円としています。

なお、旧契約に新契約と同等とみなす内容変更（転換・医療特約等の中途付加など）等があったときは、その時点から新契約保険料として新控除額が適用されます。この場合、新旧対応期間分をそれぞれの算式で計算し、その合計額が控除額（40,000円限度）となります。1つの契約で同時に新旧保険料を区分して適用することはできません。

- （注）1. 新契約と同等とみなす契約変更に該当しない手続きには、次のようなものがあります（新制度は適用されません）。
- 特約の付加によらない保険金額の増額・減額および特約の非更新、名義変更、復活、払込方法や払回数の変更
 - 保障がない特約（リビングニーズ特約・代理請求特約など）や対象外の特約（傷害特約・特定損傷特約など）のみの中途付加など
2. 旧契約の保険料区分で算出した一般生命保険料控除額および個人年金保険料控除額がそれぞれ40,000円以上の場合は、旧契約控除のみの適用を選択することができます。

(6) 地震保険料控除

居住者等が有する居住用家屋・生活用動産を保険の目的とし、かつ、地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害の額をてん補する保険金等が

支払われる損害保険契約等で、その契約に係る地震等損害相当部分の保険料や掛金、および2006年（平成18年）12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る損害保険料を支払った場合、地震保険料控除の対象となり、次の金額が所得から控除されます。

所得税の地震保険料控除額

保険の種類	年間正味払込保険料	控除される金額
①地震保険契約	50,000円以下のとき	正味払込保険料全額
	50,000円を超えるとき	一律50,000円
②長期損害保険契約	10,000円以下のとき	正味払込保険料全額
	10,000円を超え 20,000円以下のとき	(正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 5,000円
	20,000円を超えるとき	一律15,000円
①と②両方ある場合	①の控除額と②の控除額の合計額（最高50,000円限度）	

（注）平成18年度の税制改正で、2007年（平成19年）分から損害保険料控除が廃止されました。ただし、経過措置として、一定の要件を満たす損害保険契約（保険期間10年以上で満期返戻金等があるもので、2006年（平成18年）12月31日までに締結したものなど）は、地震保険料控除の対象となります。対象となる保険料には、共済等掛金も含みます。

（7）社会保険料控除

本人または本人と生計を一にする配偶者・その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払ったり、または給与から差し引かれたりしたときは、社会保険料控除として、その金額が所得から控除されます。

「社会保険料」とは、次のようなものです。

- 健康保険の保険料
- 国民健康保険の保険料（税）
- 厚生年金保険の保険料
- 国民年金の保険料
- 国民年金基金の掛金
- 雇用保険の保険料
- 介護保険の保険料
- など



(8) 医療費控除

本人または本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために医療費を支払ったときは、一定の要件を満たした場合に医療費控除を受けることができます。

[参考] 医療費控除額

医療費控除額は次の算式で計算されます（200万円限度）。

医療費控除額 =

$$\left(\text{その年中に支払った医療費の総額} \right) - \left(\text{保険や損害賠償などで補てんされる金額} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{合計所得金額の5\%、} \\ \text{または10万円のいずれか低いほうの金額} \end{array} \right)$$

医療費とは、その年中に現実に支払った医療費に限られ（したがって、未払いのものは実際に支払うまでは対象とならない）、次のようなものをいいます。

- 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費
- 治療、療養のための医薬品の購入費
- 病院、診療所や助産所へ支払った入院費、入所費
- マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費
- 保健師、看護師、准看護師に療養上の世話を受けるために支払った費用
- 助産師による分べんの介助を受けた費用
- 高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分

（注）2017年（平成29年）1月1日から2026年（令和8年）12月31日までの間に、健康の維持増進、疾病の予防への一定の取組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品等を購入した費用について、その年中に支払った額の合計が12,000円を超える場合、その超える部分について88,000円を限度としてその年分の総所得金額等から控除します（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額の部分を除く）。なお、この医療費控除の特例の適用は、本則の医療費控除の適用との選択制となります。

[参考] その他の所得控除

● 雜損控除

本人または本人と生計を一にする配偶者・その他の親族が所有している資産が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害または盗難、もしくは横領により損害を受けたときは、雑損控除を受けることができます。

雑損控除額 = ①②のうちいずれか多いほうの金額

$$① (\text{差引損失額}) - (\text{総所得金額}) \times 10\%$$

$$② (\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額}) - 5\text{万円}$$

● 小規模企業共済等掛金控除

本人が小規模企業共済法に規定する共済契約などの掛金を支払ったときは、その金額を所得から控除することができます。

● 寄附金控除

本人が特定寄附金を支出したときは、次の算式で計算した金額を所得から控除することができます。

寄附金控除額 = ①②のうちいずれか少ないほうの金額 - 2,000円

- ① 特定寄附金の合計額
- ② 総所得金額等の40%

特定寄附金とは、次に掲げる寄附金をいいます。

- ・国または地方公共団体に対する寄附金
- ・公益法人、その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、財務大臣が指定したもの
- ・認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）に対する一定の寄附金など

● 障害者控除

本人か、控除対象配偶者や扶養親族が、障害者や特別障害者である場合、障害者については1人につき27万円、特別障害者については1人につき40万円（同居の場合はさらに35万円加算）を所得から控除することができます。

● ひとり親控除・寡婦控除

本人がひとり親であり、合計所得金額が500万円以下の場合、ひとり親控除として35万円を所得から控除することができます（生計を一にする子を有すること）。なお、合計所得金額が500万円以下の寡婦が子以外の扶養親族を有する場合、寡婦控除27万円が適用されます。

● 勤労学生控除

本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒または児童、各種学校の生徒で、自己の勤労にもとづいて得た給与所得等（事業所得、給与所得、退職所得、または雑所得をいう）を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合、27万円を所得から控除することができます。

3 税額控除

所得控除をしたあとの課税所得金額をもとに、税額を算出しますが、この税額からさらに住宅借入金等特別控除などを受けることができます。

これらの控除は、税額から控除するので「税額控除」と呼ばれます。

【参考】 税額控除の種類

- 住宅借入金等特別控除
- 配当控除
- 外国税額控除
- など

(注) 認定NPO法人および公益社団法人等に対する一定の寄附金については、所得控除（寄附金控除）の適用を受けるか、税額控除の適用を受けるか、いずれか有利なほうを選択することができます。

4 復興特別所得税

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年（平成25年）から2037年（令和19年）までの25年間、各年の基準所得税額（原則として、外国税額控除を適用しない国内のすべての所得に対する所得税額）に2.1%を乗じて計算した金額が復興特別所得税として課税されます。

5 所得税の計算

(1) 所得税の計算方式

所得税の税額は、次の手順で計算します。

ステップ1

$$\boxed{\text{ア} \text{ 総所得金額}} - \boxed{\text{イ} \text{ 所得控除合計額}} = \boxed{\text{ウ} \text{ 課税総所得金額}}$$

ステップ2

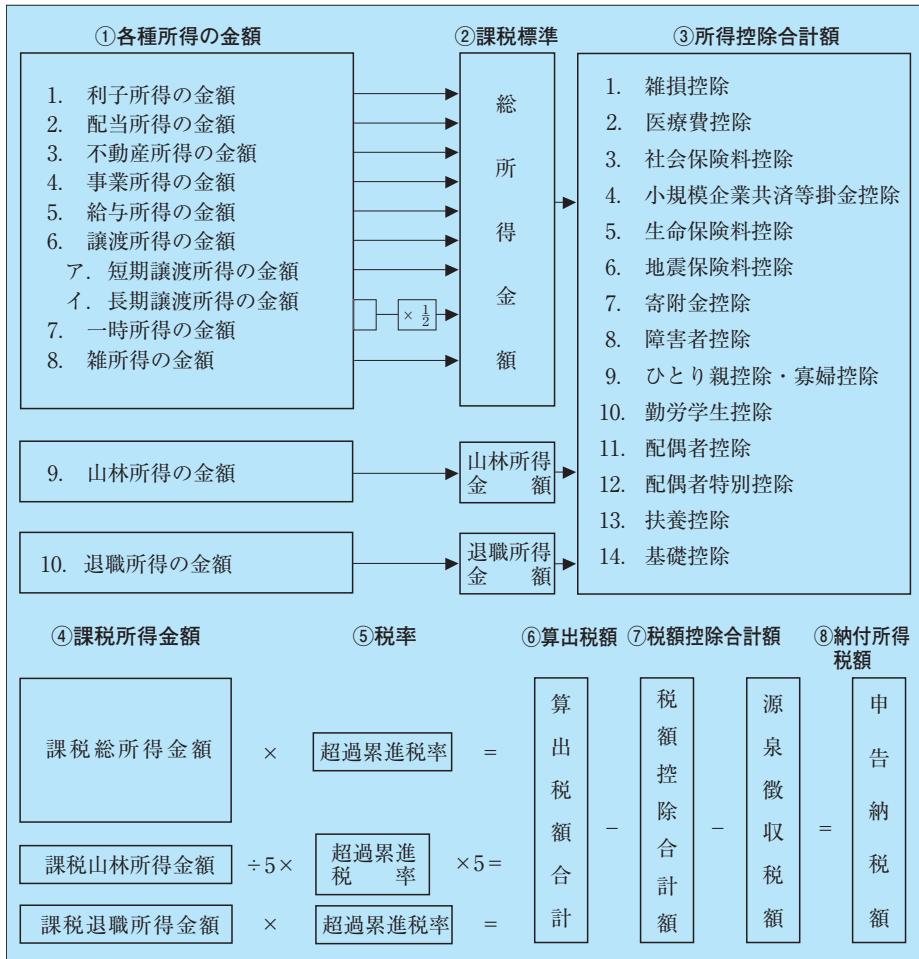
$$\boxed{\text{ウ} \text{ 課税総所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{速算控除額}} = \boxed{\text{エ} \text{ 算出税額}}$$

ステップ3

$$\boxed{\text{エ} \text{ 算出税額}} - \boxed{\text{オ} \text{ 税額控除合計額}} = \boxed{\text{カ} \text{ 納付所得税額}}$$

※実際に納付する金額は（カ）に復興特別所得税額を加算します。

[参考] 所得分類による課税所得・税額の計算



(注) 1. 源泉分離課税の適用を受けるものならびに分離課税となる土地・建物の譲渡所得等を除きます。

2. 復興特別所得税は、外国税額控除を適用しない場合の所得税額（基準所得税額）に対して2.1%の税率を乗じた金額で、源泉徴収対象となる所得はそのときに課税・徴収されます。

(2) 所得税計算の具体例

① 紙与所得者の場合

- 年収（賞与を含む） 600万円
- 社会保険料 90万円
- 生命保険料〔年間〕 40万円
(平成23年以前契約の一般生命保険料20万円)
(平成23年以前契約の個人年金保険料12万円)
(平成24年以後契約の介護医療保険料8万円)
- 妻 専業主婦・無収入
- 長女 大学生（19歳）
- 長男 高校生（16歳）
- 2023年の所得控除額で計算します。



(ア) 総所得金額の計算

給与には給与所得控除（16ページ参照）があるので、これを計算すると、

$$600\text{万円} - (600\text{万円} \times 20\% + 44\text{万円}) = 436\text{万円} \cdots \cdots \cdots \textcircled{A}$$

(イ) 所得控除合計額

⑦	社会保険料控除額	90万円
⑧	生命保険料控除額	12万円
	(一般生命保険料控除5万円、個人年金保険料控除5万円、介護医療保険料控除4万円の控除額合計限度額)	
⑨	配偶者控除額	38万円
⑩	扶養控除額	101万円 (長女…63万円) (長男…38万円)
⑪	基礎控除額	48万円

$$\text{所得控除合計額 } (\textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9} + \textcircled{10} + \textcircled{11}) = 289\text{万円} \cdots \cdots \cdots \textcircled{B}$$

(ウ) 課税総所得金額（1,000円未満は切り捨て）

$$\textcircled{A} - \textcircled{B} = 436\text{万円} - 289\text{万円} = 147\text{万円} \cdots \cdots \cdots \textcircled{C}$$

(エ) 算出税額計算（32ページ参照）

$$\textcircled{C} \times 0.05 - 0\text{円} = 7.35\text{万円} \cdots \cdots \cdots \textcircled{D}$$

(課税総所得金額) (税率) (速算控除額)

- (オ) 税額控除合計額……なし
 (カ) 納付所得税額（100円未満は切り捨て）

納付所得税額は、7.35万円となります。

実際に納付する金額は、上記7.35万円に2.1%を乗じた額0.15万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため7.5万円となります（2037年（令和19年）まで）。

（注）課税総所得金額に対する税額は、次の「所得税速算表」によって計算されます。

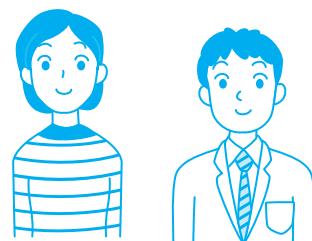
〔参考〕 所得税速算表

課税総所得金額	税率	速算控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	9.75万円
330万円超～695万円以下	20%	42.75万円
695万円超～900万円以下	23%	63.6万円
900万円超～1,800万円以下	33%	153.6万円
1,800万円超～4,000万円以下	40%	279.6万円
4,000万円超	45%	479.6万円

（注）1. 退職所得の源泉徴収の際にも上表を使用します。
 2. 課税総所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

② 事業所得者の場合

●事業所得	710万円
（必要経費および事業専従者）	
（控除は控除済）	
●社会保険料	110万円
●生命保険料〔年間〕	40万円
（平成23年以前契約の一般生命保険料20万円）	
（平成23年以前契約の個人年金保険料12万円）	
（平成24年以後契約の介護医療保険料8万円）	
●扶養親族	
長女 大学生（19歳）	
長男 高校生（16歳）	
●2023年の所得控除額で計算します。	



(注) 事業専従者控除（白色申告）

事業所得者と生計を一にしている配偶者や15歳以上のその他親族で、事業に従事するもの（事業専従者）がいる場合には、専従者1人につき、次の金額を収入から控除することができます。

- 配偶者 86万円（その他親族 50万円）
 - $\frac{\text{事業専従者控除前の【事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$
- } いずれか低い金額

※青色事業専従者については35ページ〔参考〕を参照。

(ア) 所得金額

710万円 (A)

(イ) 所得控除合計額

⑦ 社会保険料控除額	110万円
⑧ 生命保険料控除額	12万円
(一般生命保険料控除5万円、個人年金保険料控除5万円、介護医療保険料控除4万円の控除額合計限度額)	
⑨ 扶養控除額	101万円 (長女…63万円) (長男…38万円)
⑩ 基礎控除額	48万円
所得控除合計額 (⑦+⑧+⑨+⑩) = 271万円 (B)	

(ウ) 課税総所得金額（1,000円未満は切り捨て）

(A) 710万円 - (B) 271万円 = 439万円 (C)

(エ) 算出税額計算（32ページ参照）

$$\text{(C)} \\ 439\text{万円} \times 0.2 - 42.75\text{万円} = 45.05\text{万円} (\text{D}) \\ (\text{課税総所得金額}) \quad (\text{税率}) \quad (\text{速算控除額})$$

(オ) 税額控除合計額……なし

(カ) 納付所得税額（100円未満は切り捨て）

納付所得税額は、45.05万円となります。

実際に納付する金額は、上記45.05万円に2.1%を乗じた額0.94万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため45.99万円となります（2037年（令和19年）まで）。

(3) 確定申告

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について課税されます。そして、翌年の始めに前年中の所得について確定した金額を計算し、その所得金額に対する税額を算出して、原則として**2月16日から3月15日**までに申告することになっています。この申告を「確定申告」といいます。

(注) 申告義務のある者が還付申告する場合は、翌年1月1日から確定申告書の提出が可能です。

所得のあるすべての人が原則として確定申告をしなければなりませんが、給与所得者については、その年の最後の給与が支払われる際に「年末調整」(その年の1年分の税額と毎月源泉徴収されている税額との精算)が行われますので、確定申告をする必要はありません。ただし、次の給与所得者については、確定申告をしなければなりません。

- その年の給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与等を受けている人で、年末調整を受けない従たる給与等の金額と、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人など

この場合、すでに源泉徴収された額などについては、精算されます。

なお、医療費控除などは年末調整の対象とならないことから、控除を受けるためには、たとえ給与所得者であっても確定申告が必要となります。それによって、過納税額の還付を受けることになります。

[参考] 申告に必要な書類

- 生命保険料控除を受けるときは、その生命保険料控除証明書（1契約について年間正味払込保険料が9,000円を超えるとき）
- 個人年金保険で生命保険料控除を受けるときは、その生命保険料控除証明書
- 地震保険料控除を受けるときは、その地震保険料控除証明書
- 雜損控除を受けるときは損害額の明細書
- 医療費控除を受けるときは、医療費の領収書または証明書など

(4) 青色申告制度

青色申告を利用できる人は、不動産所得、事業所得または山林所得を生ずる業務を行っている人です。

青色申告をするには、あらかじめ税務署長の承認を受け、税法が定めている帳簿書類を備えて適正な記帳・決算を行い、これによって申告します。

青色申告は、税法の定める帳簿書類を整備するなどの義務がありますが、一方ではいろいろな税法上の取り扱いが受けられます。

[参考] 青色申告の税法上の取り扱い

●青色事業専従者給与の全額必要経費算入

青色事業専従者に支払う給与は、あらかじめ税務署に届け出た金額の範囲内で、労務の対価としてふさわしいものであれば、全額必要経費に算入することができます。

●青色申告特別控除

正規の簿記の方法により記録している青色申告者が、青色申告書に損益計算書と貸借対照表などを添えて提出した場合には55万円（e-Tax等の電子的手段により提出等の要件を満たせば65万円）が、損益計算書のみを添えて提出した場合には10万円が控除されます。

●更正の制限と更正の理由の付記

青色申告者に対して更正するときは、帳簿書類を調査したうえで、更正通知書にその更正理由を付記しなければならないことになっています。

なお、更正とは、納税者が提出した確定申告書に記載されている所得金額などに誤りがあるときで、納税者が修正申告をしないとき、税務署の調査によって正しい所得金額や税額を計算して通知することをいいます。

[参考] 生命保険募集人（生命保険会社に勤務する営業職員等）の記帳・帳簿等の保存制度

正しい申告所得金額を計算するためには、日常の収入や支出の内容について帳簿等に記帳する必要があります。また、その記録（資料等）は一定期間保存しなければなりません。2014年（平成26年）収支分（翌年2月16日～3月15日に確定申告）から、「記帳・帳簿等の保存制度」の適用対象者はすべての生命保険募集人（生命保険会社に勤務する営業職員等）となっています。

6 所得税における保険金・年金の取り扱い

(1) 満期保険金と税金

生命保険の満期保険金にかかる所得は、契約者（保険料負担者）と受取人が同一人の場合「一時所得」として取り扱われます。

「一時所得」として取り扱われる生命保険の満期保険金について、受取人の収入の違いによる増加税額および税引後の実質受取額を比較・検討してみましょう。

〔事例〕

給与所得者Aさん、Bさんの年収・課税所得・所得税額は、下表のとおりです。このAさん、Bさんが下記のとおり年払の養老保険の満期保険金を受け取った場合について、それぞれの増加税額および実質受取額を計算してみましょう。

- (注) 1. 住民税については考慮しないで検討します。
2. 満期保険金の中には、満期時の配当金を含みます。
3. Aさんの所得控除合計額は、31ページの<計算例>で使用した289万円とし、Bさんの所得控除合計額はAさんと同じ家族構成のもとに332万円であったとします（2023年）。
4. 実際の納付税額は、所得税額に復興特別所得税を加算します。
5. 税額控除はないものとします。

	Aさん	Bさん
年収（賞与を含む）	600万円	1,100万円
①給与所得（給与所得控除後）	436万円	905万円
②所得控除合計額	289万円	332万円
各種所得控除後の課税所得（①-②）	147万円	573万円
1年間で支払う所得税額	7.35万円	71.85万円
所得税額および復興特別所得税額	7.5万円	73.35万円

〈年払の養老保険の契約内容〉

下記の形態の20年満期の年払の養老保険（正味払込保険料合計額450万円）に加入して、満期保険金530万円を受け取ったとします。

契約形態	契約者	被保険者	満期保険金の受取人
	Aさん	Aさん	Aさん
Bさん		Bさん	Bさん

① Aさんの場合

一時所得となりますので、増加税額および実質受取額の計算は次のようになります。

(計算) 所得税額の計算については、32ページを参照。

満期保険金	正味払込保険料	特別控除額	課税所得へ合算される額
(530万円	- 450万円	- 50万円)	$\times \frac{1}{2} = 15\text{万円}$

給与所得	一時所得の課税対象額	所得控除合計額	税率	速算控除額	算出税額
$\underline{[(436\text{万円} + 15\text{万円}) - 289\text{万円}]}$			$\times 0.05$	- 0円	= 8.1万円
課税総所得金額					納付所得税額

実際に納付する金額は、上記8.1万円に2.1%を乗じた額0.17万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため8.27万円となります（2037年（令和19年）まで）。

納付税額(一時所得含む)	納付税額	納付税額(増加分)
8.27万円	- 7.5万円	= 0.77万円
(36ページの表より)		

つまり、満期保険金を受け取ったことにより、増加した税金は0.77万円となりますので、実質受取額（満期保険金 - 増加納付税額）は

$$530\text{万円} - 0.77\text{万円} = \boxed{529.23\text{万円}} \text{ となります。}$$

② Bさんの場合

Aさんと同様に、増加税額および実質受取額の計算は次のようになります。

(計算) 所得税額の計算については、32ページを参照。

満期保険金	正味払込保険料	特別控除額	課税所得へ合算される額
(530万円	- 450万円	- 50万円)	$\times \frac{1}{2} = 15\text{万円}$

給与所得	一時所得の課税対象額	所得控除合計額	税率	速算控除額	算出税額
$\underline{[(905\text{万円} + 15\text{万円}) - 332\text{万円}]}$			$\times 0.2$	- 42.75万円	= 74.85万円
課税総所得金額					納付所得税額

実際に納付する金額は、上記74.85万円に2.1%を乗じた額1.57万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため76.42万円となります（2037年（令和19年）まで）。

納付税額(一時所得含む)	納付税額	納付税額(増加分)
76.42万円	- 73.35万円	= 3.07万円
(36ページの表より)		

つまり、満期保険金を受け取ったことにより、増加した税金は3.07万円となりますので、実質受取額（満期保険金－増加納付税額）は
530万円 - 3.07万円 = 526.93万円 となります。

以上をまとめると、次のようにになります。

	Aさん	Bさん
年収（賞与を含む）	600万円	1,100万円
加入していた生命保険商品	年払の養老保険	
満期保険金の課税の取り扱い	一時所得（他の所得と合算して課税）	
正味払込保険料	450万円	450万円
①満期保険金受取額	530万円	530万円
②増加税額	0.77万円	3.07万円
実質受取額（①-②）	529.23万円	526.93万円

このように、一時所得は、他の所得と合算して課税されますので、個々のお客さまの収入の違いによって、税額および実質受取額は異なることに留意することが大切です。

(2) 年金と税金

高齢社会を迎え、老後の備えの必要性は高まっています。そのような中で金融商品のひとつとしての個人年金に対するお客様のニーズもあります。そのため、私たちはお客様に適切なアドバイスができるように、個人年金の課税関係についても、しっかりと理解しておく必要があります。個人年金に対する税金は次ページの表のように契約形態によって異なりますが、ここでは、契約者（保険料負担者）と年金受取人が同一人の場合にかかる所得税（雑所得）の求め方を考えてみましょう。

なお、契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合には、受取人が年金受給権を得たときに年金受給の権利に対して贈与税が課税されるだけでなく、その後毎年受け取る年金（受給初年度を除く）に対しても贈与税の課税対象となった部分を除く金額に所得税（雑所得）が課税されることになります。



契約者 (保険料負担者)	年金受取人	年金に対する税金	
		年金受給権発生時	年金受取時
A	A	——	所得税（雑所得）
A	B	年金受給の権利に 対して「贈与税」	贈与税の課税対象 となった部分を除 く金額に対して所 得税（雑所得）*

* 受給初年度の年金収入金額は、全額が贈与税の課税対象部分であり雑所得となる部分がないため、所得税は非課税となります。

〔事例〕――

Aさん（65歳・男性）の2023年の収入は、公的年金（年間240万円）と個人年金（年間175万円）となっています。妻と2人で暮らしており、妻（59歳）は専業主婦、無収入です。

これをもとに公的年金と個人年金の雑所得金額を求め、Aさんの今年の所得税額を算出してみましょう。なお、個人年金の契約内容と適用される所得控除は次のとおりとします。

○契約内容

10年保証期間付終身年金（定額型） 契約者 Aさん

60歳払込満了60歳年金支払開始 被保険者 Aさん

既払込保険料合計額 800万円* 年金受取人 Aさん

基本年金額 100万円

第1回年金額 160万円（基本年金額100万円 + 積立配当金による増額年金60万円）

*配当金は年金の増額にあてたものとします。

○所得控除

基礎控除	48万円
配偶者控除	38万円
所得控除合計額	86万円

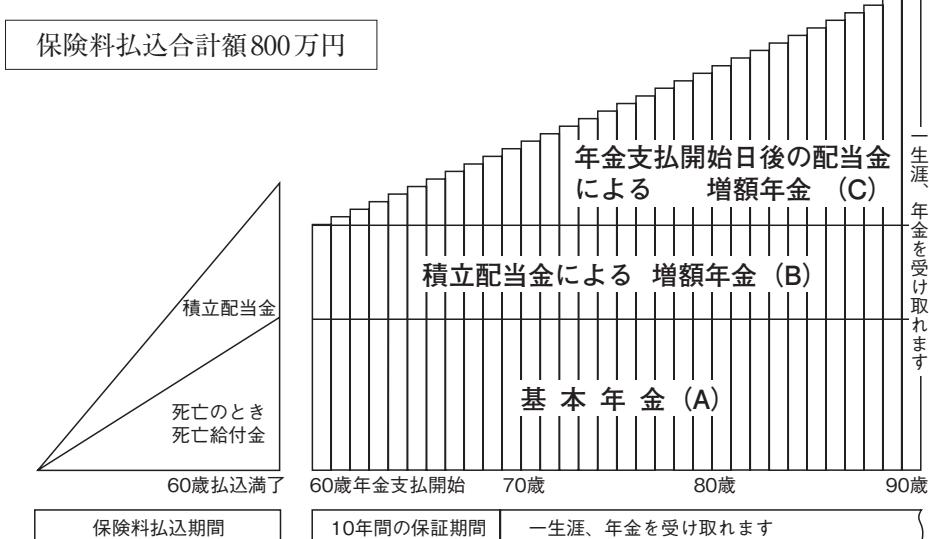
○税額控除

なし

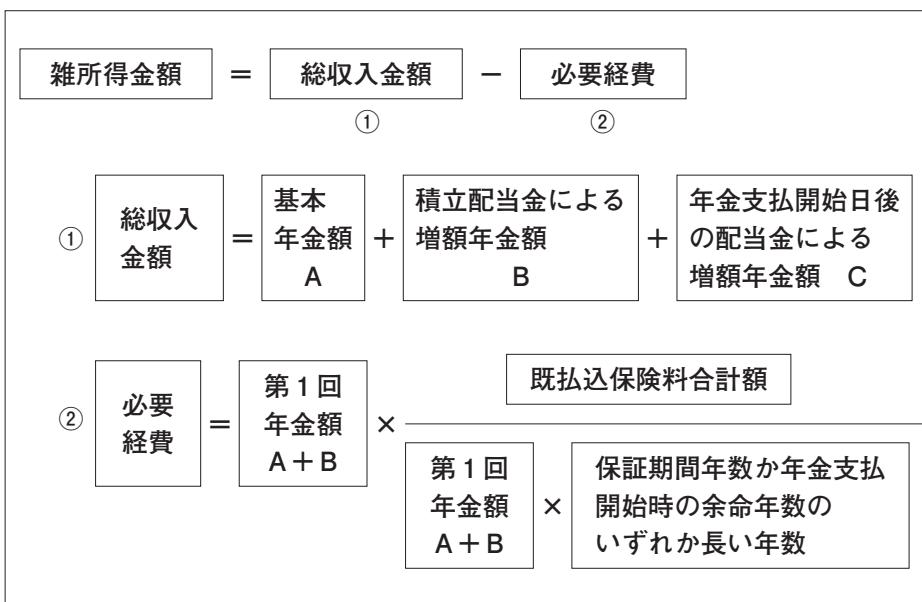
① 個人年金の雑所得金額の計算

雑所得の金額は「総収入金額 - 必要経費」によって算出します（18ページ参照）。なお、契約者（保険料負担者）と年金受取人が同一人の場合の必要経費は、年金支払開始時に算出した金額を毎年使用します。

【10年保証期間付終身年金（定額型）】



契約者（保険料負担者）と年金受取人が同一人の場合、個人年金の総収入金額と必要経費は、それぞれ次のように計算します。



- (注) 1. 上記の必要経費の計算式において分母は年金の受取見込額であり、確定年金の場合は全支払期間分です。
2. 契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合、受取人が受給権を得たときの年金受給の権利がすでに贈与税の課税対象となっているため、受給初年度を除く毎年の年金の雑所得金額は、贈与税の課税対象となった部分を除く収入相当額（所得税課税部分）から当該収入金額に対応する必要経費（保険料相当分）を差し引くことによって、年度ごとに計算する必要があります。

〔参考〕 余命年数

年金支払開始日	余命年数		年金支払開始日	余命年数		年金支払開始日	余命年数	
	男	女		男	女		男	女
50歳	27	32	58歳	20	25	66歳	14	18
51	26	31	59	20	24	67	14	17
52	25	30	60	19	23	68	13	16
53	25	29	61	18	22	69	12	15
54	24	28	62	17	21	70	12	14
55	23	27	63	17	20	71	11	14
56	22	26	64	16	19	72	10	13
57	21	25	65	15	18	73	10	12

(所得税法施行令別表「余命年数表（第82条の3関係）」)

それでは、Aさんが今年受け取った個人年金の雑所得金額を事例にもとづいて計算してみましょう。

【総収入金額】

175万円

【必要経費】

(既払込保険料合計額)

160万円 × $\frac{800\text{万円}}{160\text{万円} \times 19\text{年}^{(\text{注}1)}}$

(第1回年金額) (第1回年金額) (余命年数)

$$= 175\text{万円} - 160\text{万円} \times 0.27^{(\text{注}2)}$$

$$= 131.8\text{万円}$$

- (注) 1. 〔参考〕の表により男性60歳は余命年数が19年、保証期間は10年、したがって長いほうの年数は19年となります。
2. 小数第3位を切り上げ第2位まで算出します。

② 公的年金等の雑所得金額の計算

公的年金等の雑所得金額は、「公的年金等の総収入金額 - 公的年金等控除額」によって算出します（18ページ参照）。

それでは、公的年金等の雑所得金額を事例にもとづいて計算してみましょう。Aさんは65歳以上であり公的年金等の収入金額は330万円未満ですので、公的年金等控除額は110万円になります。

(注) 公的年金等控除額は、18ページの〔参考〕の表を参照してください。

〔公的年金等の収入金額〕

240万円

〔公的年金等控除額〕

- 110万円

(18ページより)

= 130万円

③ 所得税額の計算

29ページの所得税の計算式を参考に、計算してみましょう。

	(個人年金)	(公的年金)	
[ステップ 1] 総所得金額	131.8万円	+ 130万円	= 261.8万円
	(総所得金額)	(所得控除合計額)	
課税総所得金額	261.8万円	- 86万円	= 175.8万円
		(39ページより)	
	(課税総所得金額)	(税率)	
[ステップ 2] 算出税額	175.8万円	× 0.05	= 8.79万円
		(32ページより)	
	(算出税額)	(税額控除合計額)	
[ステップ 3] 納付所得税額	8.79万円	- 0円	= 8.79万円
		(39ページより)	

雑所得は単独ではなく、他の所得と合算して所得計算を行いますので、よく理解して対応しましょう。なお、実際に納付する金額には所得税に復興特別所得税が加算されます。

- (注) 1. 公的年金等の所得金額が一定額以上の場合、一定基準にもとづいて所得税が源泉徴収（税率は原則5%）されることになります。この場合、確定申告により納付税額の精算をすることができます。また収入が公的年金のみで一定額（控除合計額）未満の場合は、源泉徴収されず所得税も非課税となります。なお、一定金額以上の個人年金の場合は、この源泉徴収税率は10%となっています。
2. 公的年金等の収入金額が400万円以下で当該年金以外の所得の金額が20万円以下の者については、確定申告の必要はありません。

III 相続税と生命保険

1 相続税の課税財産と非課税財産

相続税は、原則として、相続または遺贈によって取得した財産にかかるべきですが、社会政策・公益的見地から相続税のかからない財産もあります。

(1) 相続税の課税財産

① 相続財産

相続財産の主なものには、次のようなものがあります。

- 動産——現金、預貯金、有価証券、家具、書画、骨とう品など
- 不動産——土地、家屋、工場、立木など
- 不動産上にある権利——地上権、借地権など
- その他——生命保険契約に関する権利、年金^{(注)2}（定期金）に関する権利、特許権、営業権など

- (注) 1. 被相続人が契約者（＝保険料負担者）で、相続開始のときにまだ保険金の支払事由が発生していない生命保険契約のこと。ただし、保険料を負担している被相続人が契約者でない場合、その生命保険契約に関する権利は「みなし相続財産」となります。

2. 「定期金」とは、一般に簡易保険統合前の郵便年金の定期給付金等の呼称です。

② みなし相続財産

相続や遺贈で取得した財産でなくても、実質的には同様な経済的効果がある財産については、相続税法の規定により相続や遺贈によって取得したものとみなされます。このような財産を「みなし相続財産」といい、相続税の課税対象となります。

具体的には、次のようなものが「みなし相続財産」となります。

(ア) 死亡保険金

被相続人の死亡により支払われる死亡保険金のうち、被相続人の負担した保険料に対する部分。

$$\text{死亡保険金} \times \frac{\text{被相続人が負担した保険料額}}{\text{払込保険料総額}}$$

(注) 死亡に伴い支払われる損害保険金や生命共済金も同様に取り扱われます。

(イ) 退職手当金（死亡退職金）

被相続人の死亡により支給される退職手当金や功労金などで、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの（一時金または年金の権利を含みます）。

② 相続税の非課税財産

死亡保険金、死亡退職金、弔慰金については、所定の金額が非課税財産となります。

① 死亡保険金

生命保険の死亡保険金は、残された家族の生活保障という大切な目的をもった財産ですから、契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で死亡保険金受取人が相続人の保険契約は、税法上一定の金額が非課税となる取り扱いが認められています。

「死亡保険金の非課税額 = 500万円 × 法定相続人の数」

- (例) 夫、妻、子ども3人の家族で、契約者（保険料負担者：夫）、被保険者（夫）、受取人（妻・子ども）で死亡保険金を受け取った場合の非課税額
500万円 × 4人 = 2,000万円

② 死亡退職金

各相続人が取得した死亡退職金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までは非課税財産となります。

(注) 死亡保険金および死亡退職金は、それぞれの非課税額を計算する際には、実際に受取人ではない法定相続人についても人数に含めて計算します。
なお、受取金額がこの非課税額を超える場合は、その超過額が他の財産と合算されて相続税の課税対象となります。

③弔慰金

業務上死亡の場合は、死亡時の普通給与（賞与を除く）の3年分相当額までは非課税財産となります（業務外死亡の場合は、6カ月分相当額まで）。

(注) ただし、弔慰金として支給されたものでも、非課税金額を超える部分の金額は、退職手当金に該当するものとされ相続税の課税対象になります。

〔参考〕 その他の非課税財産

- 墓所、靈廟および祭具など
- 宗教、慈善、学術その他公益の事業に用いることが確実なもの
- 地方公共団体が、精神または身体に障害のある者に関する実施する共済制度で、その定めにもとづいて支給される給付金を受ける権利

③ 債務控除と葬式費用の控除

相続人が負担した被相続人の債務の金額と葬式にかかった金額は、マイナスの財産として相続財産から控除することができます。

④ 被相続人からの贈与財産の加算

① 相続開始前3年以内の贈与

相続や遺贈によって財産を取得した人が、**相続開始前3年以内**（2024年（令和6年）1月1日以降に受けた贈与から7年以内まで順次延長）に被相続人から財産を贈与されたことがある場合には、その贈与財産の価額（2024年（令和6年）1月1日からは当該財産のうち、相続開始前3年以内に贈与された財産以外は、価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税課税価格に加算して、相続税の計算をします。

(注) ここでの贈与とは、「相続時精算課税制度」を選択せず贈与を受けた場合を指し、課税方法は「暦年課税」といいます。なお、贈与税における配偶者控除（贈与の特例）の対象となる財産は除きます（56ページ参照）。

② 「相続時精算課税制度」を選択した贈与

60歳以上の親または祖父母（被相続人）から18歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）または孫に財産を贈与した場合、受贈者（子または孫）は「相続時精算課税制度」を選択することができます。

この制度を選択した場合には、その贈与財産の価額（贈与時の時価。2024年（令和6年）1月1日からは、贈与された年分の価額について110万円を控除）を相続税課税価格に加算して、相続税を計算します。そして、贈与の際に課税された贈与税相当額を相続税額から控除するという、贈与税と相続税を通じた課税を行います。

(注) 「相続時精算課税制度」およびそれを選択して贈与を受けた際に課税される贈与税の計算については、56～57ページを参照。

② 相続財産の評価

相続税は、取得した財産の価額をもとに課税されるものですから、現金以外の財産は、すべてその相当する価額が求められていなければなりません。これを、相続財産の評価といいます。

相続財産の評価によって税額の大小が決められることになりますから、評価方法は税法等で一定の原則のもとに定められています。

生命保険に関する相続財産の評価方法は、次のようになります。

(1) 支払事由がまだ発生していない生命保険契約の権利評価

支払事由がまだ発生していない生命保険契約の権利は、原則として、個々の契約に係る解約返戻金の額を用いて評価されます。

(注) 1. 一定期間内に保険事故が発生しない場合において、解約返戻金等の支払いがない生命保険契約は含みません。
2. 解約返戻金には、解約返戻金の他に支払われる前納保険料の未経過分、配当金も含めます。

(2) 年金に関する権利評価

たとえば、契約者（保険料負担者）・年金受取人が夫で被保険者が妻の場合、夫が死亡したときは、給付事由（年金の支払い）の発生・未発生に応じて権利の評価を行います。

① 給付事由がまだ発生していない契約の権利評価

前述の生命保険契約の権利評価と同じで、原則として、個々の契約に係る解約返戻金の額を用いて評価されます。

② すでに給付事由が発生している契約の年金受給権に対する権利評価

年金の種類を問わず、原則として、次の(ア)～(ウ)のうち、いずれか高い金額で評価されます。

(ア) 解約返戻金相当額

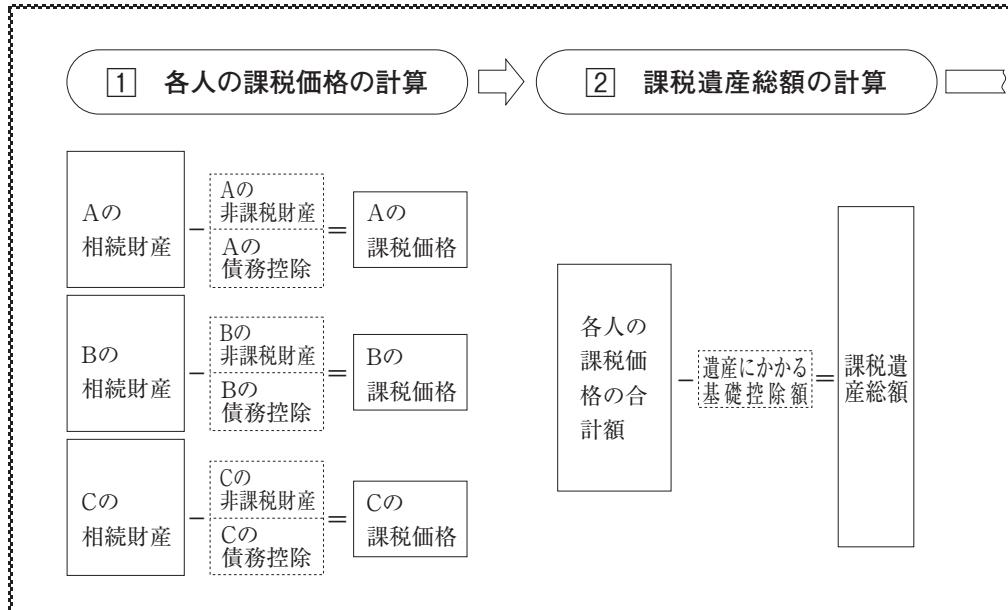
(イ) 年金に代えて一時金の給付を受けられる場合は、一時金相当額

(ウ) 予定利率等を基に算出した金額

3 相続税の計算

(1) 相続税の計算手順

相続税の計算は、次の手順で行います。



1 各人の課税価格の計算

相続財産 + みなし相続財産 + 相続時精算課税の対象となる財産^{※1}
- 非課税財産 - 債務控除 - 葬式費用 + 被相続人からの相続開始前3年
以内の贈与財産^{※2} = 各人の課税価格

※1 「相続時精算課税制度」を選択した場合

※2 「相続時精算課税制度」を選択した場合は、その対象財産を重複して加算しない

2 課税遺産総額の計算

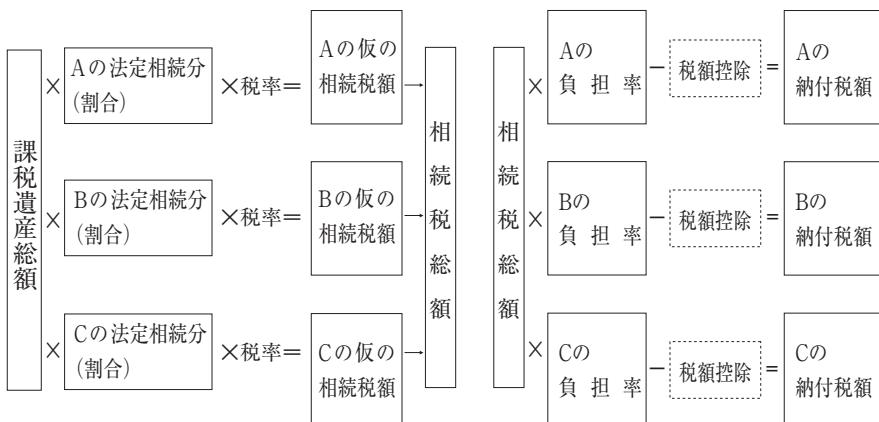
各人の課税価格の合計額 - 遺産にかかる基礎控除額 = 課税遺産総額

● 遺産にかかる基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数



③ 相続税総額の計算

④ 各人の納付税額の計算



③ 相続税総額の計算

- 課税遺産総額 × 各人の法定相続分（割合）× 税率 - 速算控除額
= 各人の仮の相続税額
- 各人の仮の相続税額の合計額 = 相続税総額

(注) 税額は100円未満切り捨てとします。

[参考] 相続税速算表

各法定相続人の 取得金額	税率	速算控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

④ 各人の納付税額の計算

相続税総額 × 各人の負担率 = 各人の算出相続税額

$$\left(\text{各人の負担率} = \frac{\text{各人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} \right)$$

- (注) 1. 上記負担率の計算に際し、小数第2位未満の端数がある場合、財産を取得した全員が選択した方法によって、各人の負担率の合計数値が「1.00」になるように、端数を調整して計算することが認められています。
2. 相続により財産を取得した人が、被相続人の父母・子ども（その代襲相続人を含む）および配偶者以外の者（被相続人の養子となった被相続人の孫で代襲相続人である者を除く）である場合は、算出相続税額の2割を加算します。

各人の算出相続税額 - 税額控除* = 各人の納付税額

※ 税額控除の主なものには、次のようなものがあります。

(ア) 配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者が財産を相続した場合は、配偶者の相続税額から次の金額が控除されます。

$$\text{相続税総額} \times \frac{\text{次の(ア)(イ)のいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

- (ア) 配偶者の法定相続分または1億6千万円のいずれか多い金額
(イ) 配偶者の課税価格

配偶者の相続税額が軽減される主な理由は次のとおりです。

●長年共同生活が営まれてきた配偶者の座に対する配慮、老後の生活保障のため

●遺産の形成・維持に配偶者も寄与しているため

つまり、配偶者が相続した財産（課税価格）が、各人の課税価格の合計額（正味の遺産）の法定相続分までのときは配偶者には相続税はかかりません。また、法定相続分を超えて、1億6千万円までなら配偶者に相続税はかかりません。（※ここでいう法定相続分とは、財産の金額を指しています。）

(イ) 未成年者控除

満18歳未満の法定相続人が財産を相続した場合には、その未成年者の相続税額から、未成年者が満18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。（※1年未満の端数は1年として計算されます。）

[参考] その他の税額控除等

●贈与税額控除

被相続人から相続開始前3年以内（2024年（令和6年）1月1日以降に受けた贈与から7年以内まで順次延長）に財産の贈与を受け、その贈与財産が相続税の課税価格に加算される場合には、贈与を受けた際に課せられた贈与税相当額が相続税額から控除されます。ただし、贈与税額が各人の算出相続税額を上回るときでも、差額の還付を受けることはできません。

●障害者控除

障害者で、かつ、法定相続人が財産を相続した場合には、その障害者の相続税額から、障害者が満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除されます。

●相次相続控除

被相続人が死亡前10年以内に相続したことがある場合には、前回の相続税額の一定割合が、今回の相続税額から控除されます。

●外国税額控除

外国にある財産を相続したため外国で相続税に相当する税が課税された場合には、相続税額から外国で課税された相続税額に相当する金額が控除されます。

●相続時精算課税に係る贈与税額の精算

相続時精算課税制度を選択している者については、税額控除の他に、相続時精算課税の対象となる財産について課税された贈与税の累計額が控除されます。また、相続時精算課税制度に係る贈与税額が各人の算出相続税額を上回るときは、差額の還付を受けることができます。

(2) 相続税額計算の具体例

事例の相続税額を計算してみましょう。

[事例]

- Aさん、妻、子ども3人（長男25歳、長女22歳、次男16歳）の家庭で、2023年（令和5年）4月にAさんが亡くなりました。
- Aさんの残した財産36,000万円（死亡保険金を除く）は、妻が6,000万円、長男が20,000万円、長女・次男がそれぞれ5,000万円ずつ相続しました。
- 死亡保険金は4,000万円（契約者=Aさん）で、全額妻が受け取りました。
- 債務および葬式費用2,000万円は長男が負担しました。
- 相続開始前の贈与財産はありません。

この場合、各人の相続税額はいくらでしょう。

① 各人の課税価格

	相続財産	死亡保険金	生命保険の非課税額	課税価格
妻	6,000万円	+ { 4,000万円 – (500万円×4人) }	= 8,000万円	
長男	20,000万円 – 2,000万円			= 18,000万円
長女	5,000万円			5,000万円
次男	5,000万円			5,000万円
各人の課税価格の合計額				36,000万円

② 課税遺産総額

各人の課税価格の合計額	遺産にかかる基礎控除額	課税遺産総額
36,000万円	- (3,000万円 + 600万円×4人)	= 30,600万円

③ 相続税総額

(ア) 各人の法定相続分（割合）に応じた取得金額

	課税遺産総額	法定相続分（割合）	取得金額
妻	30,600万円	× $\frac{1}{2}$	= 15,300万円
長男	30,600万円	× $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 5,100万円
長女	30,600万円	× $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 5,100万円
次男	30,600万円	× $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	= 5,100万円

(注) 取得金額は1,000円未満は切り捨てます。

(イ) 各人の仮の相続税額（47ページ参照）

	取得金額	税率	速算控除額	仮の相続税額
妻	15,300万円	× 0.4	- 1,700万円	= 4,420万円
長男	5,100万円	× 0.3	- 700万円	= 830万円
長女	5,100万円	× 0.3	- 700万円	= 830万円
次男	5,100万円	× 0.3	- 700万円	= 830万円

(ウ) 相続税総額

妻	長男	長女	次男	相続税総額
4,420万円	+ 830万円	+ 830万円	+ 830万円	= 6,910万円

④ 各人の納付税額

(ア) 各相続人の負担率（あん分割合）

	各人の課税価格	課税価格の合計額	負担率
妻	8,000万円	÷ 36,000万円	= 0.22
長男	18,000万円	÷ 36,000万円	= 0.5
長女	5,000万円	÷ 36,000万円	= 0.14
次男	5,000万円	÷ 36,000万円	= 0.14

(注) 負担率の計算は小数第2位にとどめた計算も可とします。ただし、各人の割合合計は1となるようにします。

(イ) 各相続人の算出相続税額

	相続税総額	負担率	各人の算出相続税額
妻	6,910万円	× 0.22	= 1,520.2万円
長男	6,910万円	× 0.5	= 3,455 万円
長女	6,910万円	× 0.14	= 967.4万円
次男	6,910万円	× 0.14	= 967.4万円

(ウ) 税額控除

- 妻——配偶者の税額軽減（48ページの算出方法による）

$$6,910\text{万円} \times \frac{8,000\text{万円}}{36,000\text{万円}} = 1,535.55\text{万円}$$

（※ 実際は円単位まで算出します）

- 次男——未成年者控除

$$10\text{万円} \times (18\text{歳} - 16\text{歳}) = 20\text{万円}$$

したがって、各人の納付する税額は次のようになります。

	各人の算出相続税額	税額控除	各人の納付税額	
妻	1,520.2万円	－	配偶者の税額軽減 1,535.55万円 ≤ 0 0円 0円 未成年者控除 20万円	0円
長男	3,455 万円	－	= 3,455 万円	
長女	967.4万円	－	= 967.4万円	
次男	967.4万円	－	= 947.4万円	

(注) 税額は100円未満は切り捨てます。

(3) 相続税の申告手続と納付方法

相続税は、相続によって受け取った財産の課税価格の合計額が基礎控除額を超える場合にのみ課せられます。したがって、課税価格の合計額が基礎控除額以下である場合は、相続税の申告をする必要はありません。

① 申告書

(ア) 提出期限

その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内。

(イ) 提出先

被相続人の死亡時の居住地の所轄税務署長。

(ウ) 提出方法

相続人が共同して申告書を作成し提出します。ただし、相続人の間で連絡がとれない場合などは、別々に申告書を提出してもよいことになります。

② 納付

(ア) 納付期限

申告書の提出期限まで。

(イ) 納付場所

日本銀行の本・支店、銀行、郵便局、税務署、コンビニエンスストア。

(注) コンビニエンスストアでの納付には一定の条件があります。

(ウ) 延滞

期限までに納付されない場合には、期限の翌日から所定の割合で延滞税が課せられます。

(エ) 延納

相続税額が10万円を超える場合は通常、公社債などの有価証券や土地などを担保に提出し、相続税を年賦で納付（原則として5年以内）することができます。

延納するためには、納付期限までに延納申請書などの書類を提出し、税務署長の許可を受けなければなりません。

(オ) 物納

相続税は現金で納付することが原則となっていますが、延納によっても現金で納付することが困難な場合、相続財産で物納することができます。

物納するためには、納付期限までに物納申請書を提出し、税務署長の許可を受けなければなりません。

物納にあてることができる財産の種類と順位は、次のとおりです。

順位	財産の種類
①	不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
②	非上場株式等
③	動産

(注) 1. 物納にあてようとする財産が特定登録美術品である場合には、上記物納の順位にかかわらず第1順位とすることが認められます。

2. ただし、質権、抵当権その他担保権の目的となっている財産、共有財産（共有者全員が持分すべてを物納する場合を除く）、譲渡に関して法令に特別の定めのある財産など、管理または処分をするのに不適切なものは、物納できません。



(4) 生命保険を活用した相続対策

相続税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に原則として現金で納付しなければなりません。

しかし、相続財産がマイホームだけというような場合、相続人が現金で相続税を納付することが困難なことがあります。

このような場合、生命保険を活用すれば相続人が死亡保険金を現金で入手できます。この方法は、納税資金対策として非常に有効となります。

ここで注意すべきことは、納税資金準備のために生命保険に加入した場合、死亡保険金もみなしが相続財産として評価され、課税価格および相続税額が加入前より上がることです。

したがって、納税資金対策として生命保険に加入する場合は、死亡保険金を受け取ることによる相続税額の増加分も考慮して生命保険に加入が必要です。

また、二次相続対策についても考えておかなければなりません。

49ページのAさんの事例の場合、配偶者の税額軽減を活用したため相続税額がかなり少額になりました。ところが、Aさんが死亡した後Aさんの奥さんが亡くなった場合は、配偶者の税額軽減は使えません。したがって、Aさんの奥さんも生命保険に加入し、二次相続に備えることも必要となります。

(5) 相続対策についての具体的アドバイス

① 生命保険の活用

財産が多くあっても、相続人全員が納得する分割をすることはなかなか困難です。特に主たる財産が自宅の場合、遺産分割には苦労を要します。

そこで、生命保険を活用した代償分割を利用します。

代償分割とは、特定の相続人に全部または特定の財産を相続させる代わりに、その相続人の財産を他の相続人に交付させるものです。たとえば、相続財産が土地しかなくその土地を相続人Bに相続させたい場合、Bを死亡保険金受取人とする生命保険に被相続人が加入します。Bは受け取った死亡保険金を、相続する土地の代償として他の相続人に支払います。このようにすれば、相続人の間の公平性を図ることができ、円滑に相続をするのに役立ちます。

② 遺言の活用

相続が「争族」とならないためにも、遺言の作成が有効となります。遺言は原則的には法定相続の規定に優先する効力をもっています。遺言には、主に「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3通りの方式があります。

【参考】 遺言の方式

●普通方式

- ・自筆証書遺言……遺言者が全文と日付をすべて自筆で書いて署名押印し、証人の必要のない最も簡単な方式です。
- ・公正証書遺言……遺言者が直接公証役場へ出向き2人以上の証人立会いのもとに公証人に遺言書を作成してもらう方式です。
- ・秘密証書遺言……遺言者が作成した遺言書を密封し公証役場へ出向き、2人以上の証人立会いのもとに、内容を秘密のまま遺言とする方式です。

●普通方式の他に、特別方式として危急時遺言、隔絶地遺言があります。

(注) 2019年（平成31年）1月13日からは自筆証書遺言について、自書による財産目録の添付が可能になりました。

4 贈与税の計算

相続や遺贈によって取得した財産は相続税の対象となります。生前に贈与された場合は贈与税の対象となります。

贈与税には、基礎控除や配偶者控除（贈与の特例）などがありますが、一般に相続税よりも税負担が重くなっています。

(1) 贈与税の計算手順

贈与税額の計算は、次の手順で行います。

① 課税価格の計算

$$\text{贈与財産} + \text{みなし贈与財産} - \text{非課税財産} = \text{課税価格}$$

(注) 1. 次のような財産が、みなし贈与財産となります。

- ・契約者（保険料負担者）と被保険者が異なり、契約者以外の人が受け取る生命保険契約の死亡保険金
- ・定期金給付契約で、給付事由の発生により契約者（掛金負担者）以外の者が受け取る定期金の受給権
- ・低額譲受による利益など

次のような財産が、贈与税の非課税財産となります。

- 法人からの贈与財産（ただし、一時所得等として所得税がかかる）
- 扶養義務者から、生活費または教育費にあてるために、贈与を受けた財産
- 社会通念上妥当な香典
など

2. 贈与税（暦年課税）の場合は年間贈与額、「相続時精算課税制度」を選択した場合は当該贈与累計額により課税価格を算出します。

② 納付税額の計算

(ア) 贈与税（暦年課税）

$$\text{基礎控除後の課税価格} \\ \{\text{課税価格} - \text{基礎控除額(一配偶者控除額)}\} \times \text{税率} - \text{速算控除額} = \text{納付税額}$$

基礎控除——1年間の贈与に対し**110万円**（ただし、贈与額110万円までの場合はその全額）

配偶者控除（贈与の特例）——婚姻期間が**20年以上**で、配偶者の居住用の不動産または居住用の不動産取得のために贈与された金銭であるなどの一定要件のもとに贈与を受けた場合、基礎控除（110万円）の他に、同一配偶者1回に限り最高**2,000万円**を課税価格から控除することができます。

〔参考〕 贈与税速算表

基礎控除後の課税価格	一般の贈与		18歳以上の者が直系尊属から受けた贈与	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超			55%	640万円

(イ) 相続時精算課税制度

$$\text{(特別控除)} \\ \{\text{課税価格} - 2,500万円\} \times 20\% = \text{納付税額}$$

60歳以上の親または祖父母（被相続人）から18歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む）または孫に財産を贈与した場合、受贈者（子

または孫）は「相続時精算課税制度」を選択して適用することができます。この制度が適用された場合には、贈与財産の種類、金額、贈与回数の制限なしに、2,500万円（特別控除）までの贈与は非課税となり、2,500万円を超える部分については、一律20%の税率をかけた金額が贈与税額となります。贈与された財産は相続財産に加算され、贈与税相当額を相続税額から控除するという、贈与税と相続税を通じた課税を行います。

なお、受贈者である子または孫は、この制度の適用を贈与者である親または祖父母ごとに選択することができます。一度この制度を適用すると、選択した親または祖父母からの贈与については、暦年課税に変更できません。

(注) 2024年（令和6年）1月1日からは、贈与された年分の価額について110万円を控除します。また、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例では、贈与者の年齢に制限がありません（2023年（令和5年）12月末まで）。

(2) 贈与税の申告手続と納付方法

贈与税（暦年課税）の場合、贈与によって受け取った財産の課税価格が基礎控除額（110万円）を超える場合にのみ課せられます。したがって、課税価格が基礎控除額以下の場合には、贈与税の申告をする必要はありません。

相続時精算課税制度を選択し適用された場合、2023年（令和5年）12月31日までは受贈のたびに贈与税の申告が必要ですが、2024年（令和6年）1月1日以降は暦年課税と同様、年間の贈与額が基礎控除額を超える場合にのみ申告を行う取り扱いとなります。

① 申告書

(ア) 提出期限

原則として贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで。

(イ) 提出先

贈与を受けた人の居住地の所轄税務署長。

② 納付

(ア) 納付期限

申告書の提出期限と同じ。

(注) 期限までに納付されない場合には、一定の割合で延滞税が課せられます。また、納付税額が10万円を超えるなどの一定の要件を満たせば延納も可能です（物納はありません）。

(イ) 納付場所

日本銀行の本・支店、銀行、郵便局、税務署、コンビニエンスストア。

(注) コンビニエンスストアでの納付には一定の条件があります。

[参考] 生命保険に関する深い贈与税の非課税措置

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（適用期限の延長）

受贈者（30歳未満）の教育資金にあてるために、その直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,500万円（学校等以外に支出する費用は500万円）まで、贈与税を課されない。ただし、2013年（平成25年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までに拠出されたものに限り適用。

(注) 1. 前年の合計所得金額が1,000万円超の受贈者は適用対象外。

2. 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。ただしその死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。

ア. 23歳未満である場合

イ. 学校等に在学している場合

ウ. 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

3. 2023年（令和5年）4月1日以後の拠出については、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合、受贈者が上記ア～ウに該当していても管理残額を相続等により取得したものとみなす。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

18歳以上50歳未満の受贈者の結婚・子育て資金にあてるために、その直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円）まで、贈与税を課されない。ただし、2015年（平成27年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日までに拠出されたものに限り適用。

(注) 前年の合計所得金額が1,000万円超の受贈者は適用対象外。

個人が満期保険金や死亡保険金を一時金で受け取る場合、契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、以下のように所得税、相続税、贈与税の課税対象となります。

保険金	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	対象となる税金の種類
満期保険金	夫	夫	夫	所得税（一時所得）
	夫	夫	子	贈与税
死亡保険金	夫	夫	相続人	相続税（保険金非課税の取り扱い有り）
	夫	夫	相続人以外の人	相続税（保険金非課税の取り扱い無し）
	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
	夫	妻	子	贈与税

なお、相続税や贈与税の課税対象となる死亡保険金等を年金形式で受給する場合や、こども保険の契約者死亡によって支払われる養育年金の受給および個人年金保険契約で契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる場合（38～39ページ参照）に受給する年金は、受取人が年金受給権を得た時点で、その年金受給の権利（評価額）に対して相続税または贈与税が課税されることになります。

さらに、その後毎年受け取る年金（受給初年度を除く）にも相続税・贈与税の課税対象となった部分を除く金額に所得税（雑所得）が課税されます。

- （注） 1. 死亡保険金等を年金形式で受給する代表的な商品として「収入保障保険」などがあります。ただし、各社商品の約款では保険金等の年金受給に関するさまざまな規定があり、税務上の取り扱いが異なる場合があるため注意が必要です。
- 2. 「相続税・贈与税の課税対象となった部分を除く金額」とは、受給した年金額のうち当該課税後に新たに充当される運用成果部分等に相当する金額を指します。
- 3. 生命保険契約以外に、損害保険契約その他の共済契約なども同様の税務取り扱いとなります。

〔参考〕

「契約者＝夫、被保険者＝妻」の契約形態で、契約者（保険料負担者）が死亡した場合、被保険者は妻ですから保険金が支払われるのは当然ですが、この場合「支払事由がまだ発生していない生命保険契約の権利評価」の対象となり、その評価額が相続財産として他の相続財産と合算され、相続税の課税対象となります。（45ページ参照）

ここでは、満期保険金の契約形態の違いによる課税内容と税額について、次の具体例をもとに計算してみましょう。

〔事例〕

年収600万円（賞与含む）の会社員Aさんは、妻（専業主婦・無収入）・子ども2人（大学生19歳、高校生16歳）の4人家族です。

Aさんが自分を被保険者として保険料払込期間20年の生命保険に加入し、正味払込保険料を1,600万円支払ったものとします。この生命保険は配当金を含んで満期保険金（一時金）2,000万円とします。

- ① 満期保険金の受取人をAさんとした場合（所得税が課税される場合）
- ② 満期保険金の受取人を大学生の子とした場合（贈与税（暦年課税）が課税される場合）

それぞれの税金の違いについて考えてみましょう。

なお、Aさんの給与所得は436万円となり、所得控除合計額は31ページの〈計算例〉で使用した289万円（2023年）とします。満期保険金は2023年5月に受け取ったものとします。税額控除はないものとします。

まず、満期保険金のない場合Aさんの所得税は次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{(給与所得)} \quad \text{(所得控除合計額)} \quad \text{(税率)} \\ (436\text{万円} - 289\text{万円}) \times 0.05 = 7.35\text{万円} \\ \text{(32ページより)} \quad \text{(納付所得税額)} \end{array}$$

実際に納付する金額は、上記7.35万円に2.1%を乗じた額0.15万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため7.5万円となります（2037年（令和19年）まで）。

次に満期保険金を受け取った場合の税金は以下のようになります。

1 所得税が課税される場合

契約者（保険料負担者）と受取人が同一人の場合（受取人をAさんにした場合）、満期保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

一時所得の金額は次のようになります。

$$\begin{array}{rcl} 2,000\text{万円} & - & 1,600\text{万円} & - & 50\text{万円} = 350\text{万円} \\ \text{(配当金を含む)} & & \text{(正味払込保険料)} & & \text{(特別控除)} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(一時所得の金額)} \\ \text{(満期保険金)} \end{array}$$

課税所得に合算される額は、一時所得の金額の $\frac{1}{2}$ ですので、

$$350\text{万円} \times \frac{1}{2} = 175\text{万円}$$

(一時所得の金額)

この金額が、Aさんの給与所得と合算され、所得税が計算されることになります。

Aさんの給与所得は436万円ですから、課税総所得金額は次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{総所得金額} \\ (436\text{万円} + 175\text{万円}) - 289\text{万円} = 322\text{万円} \\ (\text{給与所得}) \qquad \qquad \qquad (\text{所得控除合計額}) (\text{課税総所得金額}) \end{array}$$

この課税総所得金額に対して所得税が課せられます。(32ページ参照)

$$\begin{array}{llll} (\text{課税総所得金額}) & (\text{税率}) & (\text{速算控除額}) & (\text{算出税額}) \\ 322\text{万円} & \times 0.1 & - 9.75\text{万円} & = 22.45\text{万円} \\ & & & (\text{納付所得税額}) \end{array}$$

実際に納付する金額は、上記22.45万円に2.1%を乗じた額0.47万円（100円未満切り捨て）が復興特別所得税として上乗せされるため22.92万円となります（2037年（令和19年）まで）。

満期保険金（配当金を含む）がない場合のAさんの所得税および復興特別所得税は7.5万円（60ページ参照）ですので、満期保険金（配当金を含む）2,000万円が支払われることにより、

$$22.92\text{万円} - 7.5\text{万円} = 15.42\text{万円}$$

所得税および復興特別所得税が増えることになります。

2 贈与税（暦年課税）が課税される場合

契約者（保険料負担者）と受取人が異なる場合（受取人を大学生の子にした場合）、満期保険金は贈与税（暦年課税）の課税対象となります。

満期保険金を受け取る子にかかる贈与税額は、次のように計算されます。

(注) すでに相続時精算課税制度を選択している贈与者からの贈与については、暦年課税ではなく相続時精算課税制度にもとづいて課税されます。

基礎控除後の課税価格は、

$$\begin{array}{lll} 2,000\text{万円} - 110\text{万円} = 1,890\text{万円} \\ (\text{配当金を含む}) \qquad (\text{基礎控除額}) \qquad (\text{基礎控除後}) \\ (\text{満期保険金}) \qquad \qquad \qquad (\text{の課税価格}) \end{array}$$

贈与税額は

$$\begin{array}{lll} 1,890\text{万円} \times 0.45 - 265\text{万円} = 585.5\text{万円} \\ (\text{基礎控除後}) \qquad (\text{税率}) \qquad (\text{速算控除額}) \qquad (\text{贈与税額}) \\ (\text{の課税価格}) \end{array}$$

(56ページ参照)

計算の結果、保険金受取人を大学生の子とした場合（贈与税が課税される場合）の税額は、585.5万円となることがわかります。このことから、満期保険金の受取人をAさんとすることによって増加する所得税および復興特別所得税の合計額より、受取人を大学生の子とした場合に生じる贈与税額のほうが、570.08万円（ $585.5\text{万円} - 15.42\text{万円} = 570.08\text{万円}$ ）多くなることがわかります。

このように、契約形態によって課税内容と税額が変わることがあるため、契約時には十分な検討が必要です。なお、住民税については考慮していません。

V

個人の住民税・事業税と生命保険

1 個人の住民税

「住民税」とは法律上の用語ではなく、道府県民税と市町村民税の総称です。住民税は、都道府県や市町村の行政に要する経費をまかなうために、地方公共団体がその住民から徴収する税金のことです。

(1) 個人の住民税とは

個人の住民税には、都道府県が課税する道府県民税と市町村が課税する市町村民税があります。

また、個人の住民税は、一律の金額で均等に課せられる「均等割」と所得額に一律の税率で課せられる「所得割」で構成されています。



	地方団体による分類	課税基準による分類
個人の住民税	道府県民税 (東京都は「都民税」)	均 等 割
	市町村民税 (東京都23区は) 〔特別区民税〕	所 得 割
	市町村民税 (東京都23区は) 〔特別区民税〕	均 等 割
		所 得 割

(注) 道府県民税には均等割と所得割の他に、受け取る預貯金の利子などの額に応じて課せられる「利子割」があります。

住民税の申告は、2月16日から3月15日までに住所所在地（1月1日現在）の市町村長に申告書を提出しなければなりません。しかし、給与所得者（給与所得以外の所得がなかった人）は提出する必要はありません。なお、所得税の確定申告書を税務署長に提出した人は、住民税の申告書を提出したものとみなされます。

[参考] 住民税の非課税対象者

次の要件にあてはまる人等は住民税の支払いを免除されます。

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

(2) 住民税計算の手順

住民税の計算は、均等割と所得割に分けて計算します。

① 均等割

道府県民税、市町村民税はそれぞれ一律の金額となっています。

[参考] 均等割額（年額）

道府県民税	市町村民税
年額1,500円	年額3,500円

(注) 復興臨時特例法により、平成26年度から令和5年度までの10年間については、個人住民税の均等割の標準税率が「道府県民税」「市町村民税」それぞれ500円引き上げられます。また、令和6年度からは森林環境税として、市町村において個人住民税均等割とあわせて1,000円が徴収されます。

② 所得割の計算

次の算式により計算します。

$$(1) \text{ 前年の所得金額} - \text{ 所得控除合計額} = \text{ 課税所得金額}$$

$$(2) \text{ 課税所得金額} \times \text{ 税率} = \text{ 算出税額}$$

$$(3) \text{ 算出税額} - \text{ 税額控除合計額} = \text{ 納付所得割額}$$

- (注) 1. 住民税は、前年の所得から計算した税額を当年6月以降に納付することになっています。
2. 個人住民税（所得割）の税率は、課税所得の金額にかかわらず一律10%（道府県民税が4%（指定都市では2%）、市町村民税が6%（指定都市では8%））になります。
3. 税額控除としては、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等があります。

〔参考〕 住民税の所得控除

控除項目	住民税の控除額	控除項目	住民税の控除額																		
1) 基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の合計所得金額が2,400万円以下・・・43万円 ・前年の合計所得金額が2,400万円を超える2,450万円以下・・・29万円 ・前年の合計所得金額が2,450万円を超える2,500万円以下・・・15万円 ・前年の合計所得金額が2,500万円超・・・基礎控除なし 	7) 社会保険料控除	全額																		
2) 配偶者控除	合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて最高33万円 (老人配偶者控除(70歳以上)については最高38万円)	8) 小規模企業共済等掛金控除	全額																		
3) 配偶者特別控除	合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて最高33万円	9) 雜損控除	次の①②の算式によって計算した金額のうちいずれか多いほうの金額 ① (損害金額 - 保険金額) - 所得金額の10% ② (損害金額 - 保険金額) のうち災害関連支出額 - 5万円																		
4) 扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> ・15歳以下を除く70歳未満の扶養親族1人につき 33万円 (19~22歳の特定扶養親族は45万円) ・老人扶養親族(70歳以上) 38万円 (同居老親等扶養親族は45万円) 	10) 医療費控除	(医療費の総額 - 保険金などで補てんされた金額) - (所得金額 × 5% か10万円の低いほう) 控除限度額 200万円 (注) 医療費控除の特例 (27ページ) (注) 参照																		
5) 生命保険料控除	(66~67ページ参照)	11) 障害者控除	26万円 (特別障害者は30万円で、同居の場合さらに23万円を加算)																		
		12) ひとり親控除・寡婦控除	合計所得金額が500万円以下のひとり親が扶養親族である子を有する場合30万円。合計所得金額が500万円以下の寡婦が子以外の扶養親族を有する場合26万円																		
6) 地震保険料控除 ^(注)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>年間正味払込保険料</th> <th>控除される金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険契約</td> <td>50,000円以下のとき</td> <td>正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超えるとき</td> <td>一律25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②長期損害保険契約</td> <td>5,000円以下のとき</td> <td>正味払込保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超えるとき</td> <td>(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下のとき</td> <td>一律10,000円</td> </tr> <tr> <td>①と②両方ある場合</td> <td>①の控除額と②の控除額の合計額 (最高25,000円限度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		保険の種類	年間正味払込保険料	控除される金額	①地震保険契約	50,000円以下のとき	正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$	50,000円を超えるとき	一律25,000円	②長期損害保険契約	5,000円以下のとき	正味払込保険料全額	5,000円を超えるとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 2,500円	15,000円以下のとき	一律10,000円	①と②両方ある場合	①の控除額と②の控除額の合計額 (最高25,000円限度)		
保険の種類	年間正味払込保険料	控除される金額																			
①地震保険契約	50,000円以下のとき	正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$																			
	50,000円を超えるとき	一律25,000円																			
②長期損害保険契約	5,000円以下のとき	正味払込保険料全額																			
	5,000円を超えるとき	(正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 2,500円																			
	15,000円以下のとき	一律10,000円																			
①と②両方ある場合	①の控除額と②の控除額の合計額 (最高25,000円限度)																				
	<p>(注) 平成18年度の税制改正で、2007年(平成19年)分から損害保険料控除が廃止されました。ただし、経過措置として、一定の要件を満たす損害保険契約(保険期間10年以上で満期返戻金等があるので、2006年(平成18年)12月31日までに締結したものなど)は、地震保険料控除の対象となります。対象となる保険料には、共済等掛金も含みます。</p>																				

2 個人の事業税

事業税は、個人の行う事業および法人の行う事業に対し、都道府県が課税する税金のことです。ここでは個人の事業税について学びます。

(1) 個人事業税の納税義務者

個人事業税の納税義務者は、第一種事業、第二種事業、第三種事業を行うものです。

第一種事業………物品販売業、製造業、運送業、印刷業、旅館業など
第二種事業………畜産業、水産業など
第三種事業………医業、弁護士業、公認会計士業、理容業、クリーニング業など

(2) 個人事業税計算の手順

$$\left(\text{前年中における事業の所得} - \text{事業専従者控除} - \text{事業主控除} \right) \times \text{税率} = \text{事業税額}$$

(注) 前年中における事業の所得とは、総収入金額から必要経費を控除した金額です。

〔参考〕 専従者・事業主控除の金額と標準税率

- 事業専従者控除
 - ・ 青色事業専従者……所得税で青色事業専従者給与として認められた金額（35ページ〔参考〕参照）
 - ・ 事業専従者…………33ページ（注）参照
- 事業主控除
 - ・ 290万円
- 税率（標準税率）
 - ・ 第一種事業……所得の5%
 - ・ 第二種事業……所得の4%
 - ・ 第三種事業……所得の5%（ただし、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業および装蹄師業は所得の3%）

3 生命保険と個人の住民税・事業税

生命保険契約を締結し、その保険料を負担している契約者は、一定要件のもと、所得税法上の所得控除として生命保険料控除が受けられることはすでに学びましたが、さらに住民税や事業税の上でも、税額が軽減されます。

(1) 生命保険と個人の住民税

個人が一定の生命保険料（掛金）を支払った場合、住民税においても生命保険料控除として所定の金額が所得から控除されるため、対象となる保険料の支払いがない場合に比べ、住民税の所得割が少なくなります。

控除の対象となる保険料区分は所得税の場合（23～25ページ参照）と同様で、2012年（平成24年）1月以後の締結契約については、「一般生命保険料」「個人年金保険料（税制適格特約付加契約）」に加えて「介護医療保険料」の3つの控除が適用できるようになりました。



① 住民税の生命保険料控除額

控除される金額は、年間正味払込保険料（掛金）に応じて以下の算式で計算します。

(ア) 平成23年12月以前の締結契約（旧契約）

（一般生命保険料、個人年金保険料共通）

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下のとき	正味払込保険料全額
15,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 7,500\text{円}$
40,000円を超え70,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 17,500\text{円}$
70,000円を超えるとき	一律 35,000円

- （注）1. 個人年金保険料税制適格特約を付加しない個人年金保険の保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
2. 特約保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
3. 個人年金保険の税制適格特約については、23ページの（注）2を参照。

(イ) 平成24年1月以後の締結契約（新契約）

（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料共通）

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	正味払込保険料全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	(正味払込保険料× $\frac{1}{2}$) + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	(正味払込保険料× $\frac{1}{4}$) + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

- (注) 1. 個人年金保険料税制適格特約を付加しない個人年金保険の保険料については、一般生命保険料控除の対象となります。
2. 特約保険料は、身体の傷害のみに基づいて保険金等が支払われる特約の保険料は生命保険料控除の対象外となり、その他は一般生命保険料と介護医療保険料に区分されます。
3. 個人年金保険の税制適格特約については、23ページの（注）2を参照。

② 実際に適用される控除額

住民税の場合、「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」すべてを限度額まで適用した場合でも、合計の限度額は従来と変わらず70,000円となるので注意が必要です。

旧契約と新契約が両方あるときは、契約ごとにそれぞれの算式で控除額を計算します。その他の取り扱いは所得税に準じます（25ページ参照）。

- (注) 旧契約と新契約が両方ある場合の控除額の選択は、申告時の所得税の生命保険料控除に準じます。

(2) 生命保険と個人の事業税

個人の事業主が、使用人を被保険者として定期保険の保険料を支払った場合、その保険料は必要経費とされ、事業の所得が少なくなります。したがって、事業税も少なくなります。

ただし、個人事業主を被保険者とした場合は、個人が加入している場合と同様に扱いますので、保険料は事業の必要経費とはならず、生命保険料控除の対象になります。

- (注) 事業主の配偶者や親族である事業専従者を被保険者とする場合、他の従業員と同様の条件で普遍的加入をするとき以外は、必要経費として認められません。

また、従業員の大部分が家族従業者である場合には、他の従業員と同様の条件で加入していても、家族従業者の保険料は必要経費にはなりません。

企業市場と税・保険商品

I

企業市場の現状

1 企業市場と生命保険

直近の調査によると、法人企業の数は約280.4万社におよび、個人企業（個人事業主）等をも含めた全産業の就業者数は、約6,667万人に達します。

- (注) 1. 企業の数は、国税庁「令和2年度分 税務統計から見た法人企業の実態」の統計。
 2. 就業者数は、総務省「令和3年 労働力調査（年平均）」の統計。

日本の産業構造は、第二次世界大戦後の経済発展とともに大きく変化し、農林水産業から大量の労働人口が鉱工業等への移動を経て、その後、商業・サービス業等（従来の第三次産業）へ移動してきた経緯があります。現在では、経済の国際化（グローバル化）・自由化（規制緩和）・情報化（IT



化）等の進展とともに、時代の流れに沿った新しい分野の産業も成長しています。

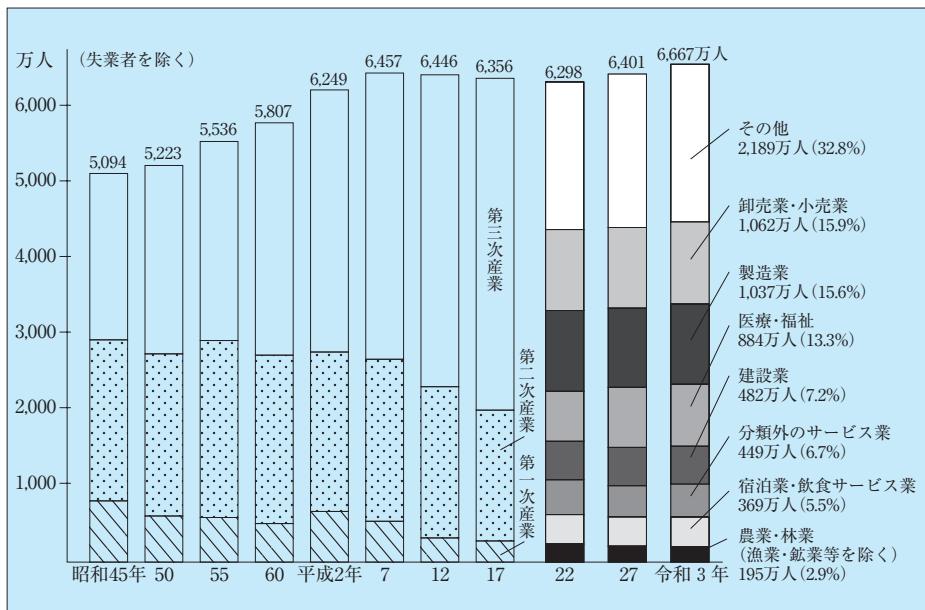
就業者数は近年、女性や高齢者層が増加しており、全体で増加傾向にあります。また、「医療・福祉」産業をはじめとして一部の新しいサービス産業等では、雇用者・就業者が増加しており、多くの会社や事業所等を支える原動力にもなっています。

私たちの周囲にはこのような企業も数多く存在しています。特に、法人化された企業では、経営者自身や従業員の保障などの充実がより強く要求されるため、関

連制度等の導入を検討する機会も多くなります。

以上のことからも、企業は生命保険の販売において、重要な市場となっています。この企業市場においては、経営者や従業員の在職中の生活保障や、定年後の老後生活保障など多種多様のニーズが存在しており、生命保険の果たす役割はますます重要になっています。

〔参考〕産業分類別就業者数の推移



総務省「令和3年 労働力調査（年平均）」

- (注) 1. 割合は各産業別の人數を総数で割って四捨五入したものであり、合計しても必ずしも100%になるとは限りません。その他には運輸・情報通信・金融保険・不動産・教育支援等の産業および公務員が含まれます。
2. 日本標準産業分類の改定により、平成22年から従来の第一次～第三次の産業区分がありません。

〔参考〕就業者数・法人企業数の最近の推移

	平成22年	平成27年	令和元年	令和3年
就業者数	合計	6,298万人	6,401万人	6,724万人
	女性	2,656万人	2,764万人	2,992万人
	高齢者 (65歳以上の男女)	570万人	732万人	892万人
法人企業数 (合計)	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
	258.7万社	264.2万社	275.8万社	280.4万社

総務省「令和3年 労働力調査（年平均）」

国税庁「令和2年度分 税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—」

2 企業の形態とその組織構造

現在の企業の福利厚生制度をみても、大企業と小企業では大きな格差があることは否定できない事実であり、私たちの生命保険販売にあたっては、このような状況を正しく知ることが前提となります。

(1) 企業の規模別状況

全国に約280.4万社ある法人企業のうち、資本金10億円超の企業は6,089社で、わずかな占率にすぎないのに対し、9割以上は資本金1億円以下の中小企業です（国税庁「令和2年度分 税務統計から見た法人企業の実態」）。

〔参考〕組織別・資本金階級別法人数

区分	1,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超	合計	構成比
(組織別)	社	社	社	社	社	%
株式会社	2,225,768	337,935	14,279	5,490	2,583,472	92.1
合名会社	3,214	137	1	0	3,352	0.1
合資会社	12,508	457	3	1	12,969	0.5
合同会社	133,170	837	116	19	134,142	4.8
その他	53,452	15,802	603	579	70,436	2.5
合計 (構成比)	2,428,112 (86.6)	355,168 (12.7)	15,002 (0.5)	6,089 (0.2)	2,804,371 (100.0)	100.0 —

国税庁「令和2年度分 税務統計から見た法人企業の実態―会社標本調査結果報告―」

(注) 2006年（平成18年）5月の会社法の施行により、有限会社と株式会社は統合されました。統計データの株式会社数には、それまでの有限会社も含まれています。

有限会社は、会社法上の組織形態区分はなくなりましたが、その名称や機能は残されています。

(2) 企業の形態

企業を形態別にみると、経営者が個人として事業を営む個人企業と、会社組織によって事業を営む法人企業があります。

[参考] 法人の種類

法人の種類	範 囲
普通法人	株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、(一般)医療法人など
協同組合など	協同組合、同業組合およびその連合会など
公益法人など	(非営利型)一般財団法人・一般社団法人、宗教法人、健康保険組合、公益財団法人・公益社団法人、厚生年金基金、社会福祉法人、商工会議所、社会医療法人など
公共法人	日本政策金融公庫、日本放送協会などの各種の公社公團公庫など
人格のない社団など	社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの

普通法人企業には、株式会社・合同会社・合名会社・合資会社などがあります。

株式会社は、大企業から中小企業までさまざまですが、そのうち資本金1億円以下の企業が99%以上を占めています（国税庁「令和2年度分 税務統計から見た法人企業の実態」）。以前は、株式会社の設立には1,000万円以上の資本金が必要でしたが、会社法の施行によりその規定がなくなり、新規の設立が容易になりました。

(注) 平成18年度より会社法が施行され、新規に有限会社の設立はできなくなりましたが、特例有限会社として存続することは可能です。

[参考] 会社の種類と特徴

株式会社	持分会社			
		合同会社	合資会社	合名会社
出資者の数	1人以上	1人以上	2人以上	1人以上 (従来は2人以上)
出資者の呼称	株主	社員	無限責任社員 有限責任社員	社員
最低資本金	規定なし (以前は1,000万円)	規定なし	規定なし	規定なし
出資者の責任	有限責任	有限責任	無限責任社員→ 無限責任 有限責任社員→ 有限責任	無限責任
出資分の譲渡	原則として自由 (定款で制限可)	全社員の承諾 (同意)により可	無限責任社員の承諾 (同意)により可	全社員の承諾 (同意)により可
最高意思決定機関	株主総会	社員の決議	無限責任社員の決議	社員の決議

(注) 1. 持分会社とは、会社法に規定された会社のうち、合名会社、合資会社、合同会社の総称（会社法第575条）です。

2. 合名会社は、退社等により社員が1人になった場合は解散するとされていましたが、会社法においては、持分会社一般の解散事由は「社員が欠けたこと」（会社法第641条第4号）とされています。

3 企業市場と福利厚生制度

一般に企業経営には「人と物と金と情報」が必要といわれていますが、その中で最も重要なのは「人」であるといわれています。企業は、従業員および経営者が安心して働くことができる労働条件を備えることが必要です。このような労働条件の重要な要素となるものが、企業の福利厚生制度だといえます。

企業としては、従業員とその家族の生活の安定・維持とさらなる向上を考えていく必要があります。

たとえば、在職中に万一のことがあった場合に残された家族の生活保障や、企業の発展に貢献した定年退職者の老後生活の安定など、さまざまなニーズがあり、そのための福利厚生制度の充実は企業として取り組む大きな課題です。

また、高齢社会を迎える従業員は「老後生活に対する不安」を募らせ「老後生活資金の確保」について強い関心をもっており、企業は従業員の“自らの生活は自らが守る”という自助努力を支援し、従業員の積極的な取り組みを助成しようという傾向も強めています。

一方、経営者には特有のニーズもあります。特に、中小企業においては、経営者の相続財産はその大半が不動産や自社株であり、経営者に万一のことがあった場合、後継者や家族が相続税の支払いに困る場合や、そのために企業の存続が危うくなるというケースもあります。また、企業の顔といわれる経営者に万一のことがあったとき、後継者に対する信頼が確立するまでの損失を埋めあわせる必要も考えられます。このように経営者に対する保障の必要性は、特に中小企業において非常に大きくなっています。

4 企業市場の特徴

それでは次に、私たちが生命保険を販売するにあたって、企業市場がどのような特徴をもっているか考えてみましょう。

① 企業市場は多種多様のニーズをもっている

企業市場に存在するニーズは大別すると次のようになります。

- (ア) 企業のニーズ 「従業員の保障、退職金をどうするか」「従業員の財産づくりの援助をどうするか」

「経営者の保障、退職金をどうするか」

(イ) 従業員のニーズ 「自分自身と家族の生活保障をどうするか」

「老後の準備をどうするか」

このように企業市場には、さまざまなニーズがあります。

そこで私たちは、総合福祉団体定期保険や確定拠出年金、確定給付型の企業年金などの企業保険や職域などで働く従業員に対する個人保険などを販売することで、これらのニーズに応えていくことができます。

② 企業市場には制度設計販売が必要である

ひと口に企業といっても、規模や業種によりその内容はさまざまです。したがって、その企業の福利厚生制度もまちまちで、生命保険に対するニーズも企業ごとに異なります。その企業ニーズにマッチした福利厚生制度を設計し、それに最適な生命保険をすすめることを制度設計販売といいます。一般に、企業保険販売においては、私たちは保険商品を販売するのではなく、福利厚生制度を販売するといわれています。これはこれまでに学んだ個人を対象とする生活設計販売とその考え方は似ていますが、さらに幅広い知識と設計能力を必要とする点で、非常にやりがいのある仕事といえるでしょう。

③ 企業市場は多面的な広がりをもっている

私たちの周囲にある企業を考えてみても、その企業は取引先という関係で他の企業とつながっていますし、親会社・子会社という関係でグループ化されているかもしれません。また、企業組合、商工組合、商店街振興組合などのつながりももっているでしょう。このように考えると、ひとつの企業は単独で存在しているのではなく、その活動は広がりをもっていることがわかります。このような多面的な広がりをもっているからこそ、企業市場は私たちにとって有望な販売基盤であるといえます。

④ 企業市場は常に変化している

現代社会のめまぐるしい変化は、私たちの生活の中でも感じられますが、企業市場における変化は、一般家庭における変化に比べ特に著しいものがあります。

国内、国外の経済の動きはもちろんのこと、法律や税制、あるいは社会の動きを常に敏感にキャッチし、その変化を取り入れていこうとしているのが、企業市場の特徴です。

このような動きに対応して生命保険に対するニーズもたえず変化するため、私たちはそれらに対応した販売活動を行っていく必要があります。

II

法人税の基礎知識

企業に接触し、企業の開拓、深耕をすすめていくうえで、法人税の仕組み等を知っておくことは、私たちの活動の大きな助けとなります。

ここでは、法人税の基礎的知識と企業保障制度におけるコンサルティング活動について学びます。



1 法人税の仕組み

(1) 法人税

個人でも会社でも、所得があればその金額に応じて税金を納めなければなりません。個人の所得にかけられる税金が所得税であり、会社などの法人の所得にかけられる税金が法人税です。

(2) 法人税がかかる法人

一般に法人税がかかるのは、普通法人と協同組合等です。公共目的で設立された公共法人には、一切法人税はかかりません。原則として、公益法人と人格のない社団等については、収益事業を営んでいる場合に限り、その収益事業について法人税がかかります。

(注) 「法人の種類」については、71ページを参照。

(3) 法人税の申告

法人税は、自ら納める税金を申告し納付する申告納税制度を探っています。法人は、原則として各事業年度終了日の翌日から2カ月以内に確定申告書を税務署に提出します。そして、その提出期限までに税金を納付します。

[参考] 事業年度

- 事業年度とは、協同組合・相互会社・地方公営企業などの営業年度のこととで、営業者が営業上の収支・損益の計算関係を処理するための区切りとする期間を指します。通常、半年か1年であり、その末日を決算期とし、期間中の総決算をします。暦上の年度と一致する必要はありません。
- その他に、事業年度の期間が6カ月を超える場合は、6カ月を経過した日から2カ月以内に中間申告書を税務署長に提出することになっています。

(4) 法人の所得——益金と損金

法人税は、法人の各事業年度の所得に対して課せられますが、その課税所得は次のように算出されます。

$$\text{課税所得} = \text{各事業年度の益金} - \text{各事業年度の損金}$$

① 益金（企業の収入）

代表的なものは売上です。その他、土地などの売却益、預貯金・貸付金などの受取利息などはすべて益金となります。

また、企業が受け取った生命保険契約の配当金や保険金なども益金です。

② 損金（収入を得るための必要経費）

一般には次のようなものです。

(ア) 売上原価

(イ) 販売費・一般管理費

従業員の給与・役員報酬・退職金・福利厚生費などの人件費、広告宣伝費、光熱費、家賃、地代、交際費など。

(注) 1. 交際費は、原則50%が損金算入ですが、資本金1億円以下の中小企業には、2024年（令和6年）3月まで特例として年間の損金算入可能な限度額が定められています。また、企業規模にかかわらず、1人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間を除く）については、交際費とは別に損金取り扱いが認められています。

2. 企業が負担した総合福祉団体定期保険の保険料や確定拠出年金、確定給付型の企業年金の掛金などは一般に福利厚生費に分類されます。

(ウ) その他

火事や災害による損失

(5) 決算利益と課税所得

課税所得は、会社の決算利益とは必ずしも一致しません。

なぜなら、会社の決算上は収益であっても、税務計算上は益金算入しないとか、逆に決算上は費用・損失であっても、税務計算上は損金算入しないなどの種々の税法上の規定があるためです。

ここに、会社の決算利益と所得との間に調整の必要が生じます。この調整を「税務調整」といいます。

[参考] 決算と所得計算の相違

●会社の決算と税法上の所得計算の目的の違い

・会社の決算

会社の財政状態や経営の成績、さらには分配できる剰余金を明らかにすることを目的としています。

・税法上の所得計算

多くの会社に公平に税金を負担してもらうことや、国の財政上の要請を満たすことの目的としています。

$$\begin{aligned} \text{課税所得} = & \text{決算利益} + (\text{益金算入} \cdot \text{損金不算入}) \\ & - (\text{益金不算入} \cdot \text{損金算入}) \end{aligned}$$

●益金不算入の例

・受取配当は会計上は収益ですが、所得計算では以下の金額は益金の額にいれなくともよいこととなっています。

(ア)株式等保有割合1／3超の株式等 受取配当等の額－負債利子

(イ)株式等保有割合5%超1／3以下の株式等

受取配当等の額×50%

(ウ)株式等保有割合5%以下の株式等 受取配当等の額×20%(原則)

(注) 負債利子とは、配当の元本となる株式等を取得するために要した負債の利子(負債利子は損金算入されているため控除する)のことです。

●損金不算入の例

・法人税・住民税などの税金は、会社(法人)の決算上は費用となっても、法人の所得計算上は損金算入できません。

・役員の給与等の報酬および退職金については、一定の要件を満たすものは損金算入が可能です。ただし、その金額が不相當に高すぎる場合は、高すぎる部分についての損金算入は認められません。

(注) 損金算入が可能な役員給与は以下のようものが該当します。

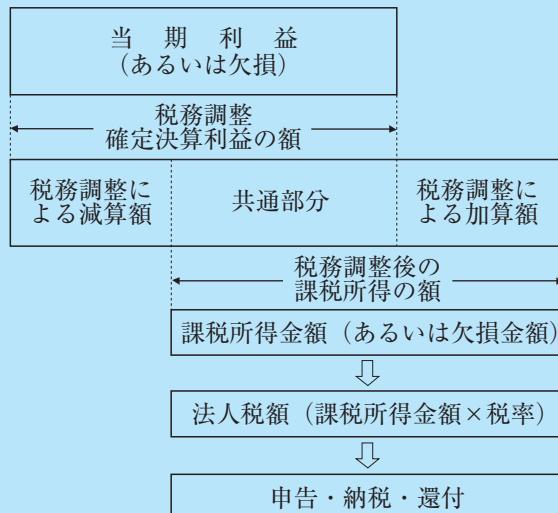
・1ヶ月以内の一定期間ごとに同額で支給する役員給与

・所定の時期に確定額を支給する旨の定め(税務署への事前届出が必要)にもとづいて支給する役員給与など

[参考] 法人税の計算手順と税率

1. 法人税の計算手順

76ページで説明した税務調整後の課税所得額に、所定の税率を乗じて、法人税額を求めます。



2. 法人税率

	法人の種類	税率
普通法人	大法人 (資本金1億円超の法人および相互会社)	23.2%
	中小法人(資本金1億円以下の法人) ・年800万円超の所得金額部分 ・年800万円以下の所得金額部分	23.2% 19%(15%*)
公益法人等、協同組合等(単体)、特定の医療法人(単体) (一定要件の一般社団・財団法人等を含む)	収益事業から生じた所得に限定して ・年800万円超の所得金額部分 ・年800万円以下の所得金額部分	19% (15%*)

- (注) 1. 中小法人には、全所得に課税される一般社団法人等および人格のない社団等を含みます。
2. 協同組合等(連結)および特定の医療法人(連結)は税率が異なります(単体税率に1%上乗せ)。また、年間所得10億円超の特定の協同組合等は22%の特例税率となります。

※上記税率の(15%)は、2012年(平成24年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までの間に開始する事業年度に適用する軽減特例税率です。また2019年(平成31年)4月1日以後に開始する事業年度において、適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)の年800万円以下の部分については、19%の税率が適用されます。

2 法人税法上の損金

ここでは、損金に關係の深いもので、私たちが企業向け商品を扱うときに、特によく知りたい「諸給与の取り扱い」について学びます。

会社の損益計算上では、給料・報酬・賞与・退職金などの諸給与は、それが役員に対するものであれ、使用人（従業員）に対するものであれ、費用となります。しかし、税法上では、給与の種類や、その給与を受ける者の地位（役員、使用人兼務役員、使用人）によって、損金算入の可能な範囲についてそれぞれ異なった取り扱いを定めています。

〔参考〕 法人税法上の諸給与の考え方

	役 員	使用人兼務役員	使 用 人
内 容	①取締役、理事など ②法人の経営に従事している者 (理事長、組合長など) ③同族会社の使用人のうち、一定の条件に該当する者	役員のうち、職制上の地位を有し、かつ、常時、使用人としての職務に従事している者 (取締役総務部長、取締役支店長など)	役員、使用人兼務役員でない者
報 酬 給 料	一定の要件に該当するものは損金算入可 ただし、不相当地高いと認められる部分については損金不算入	一定の要件に該当するものは損金算入可 ただし、不相当地高いと認められる部分については損金不算入。この場合の経理処理は、役員分、使用人分を分けることが必要	原則として損金算入
退職金	原則として損金算入 ただし、不相当地高いと認められる部分については損金不算入	原則として損金算入 ただし、不相当地高いと認められる部分については損金不算入	原則として損金算入

3 同族会社の特別規定

同族会社とは、株主等が3人以下およびその同族関係者で発行株式総数または出資金額あるいは議決権等の50%超を有する会社のことをいいます。

このような会社では、少数の株主によって経営が支配されるので、同族関係者の給与を不当に高くして法人税を少なくしたり、配当を差し控えて配当に対する所得税を少なくすることなども考えられます。

そこで、同族会社に対しては、法人税法上、特別規定が設けられ、税負担の公平性が図られています。

(注) 特別規定とは、行為計算の否認、留保金に対する特別課税、役員および使用人兼務役員の範囲の制限などです。

III

法人の住民税と事業税

1 法人の住民税

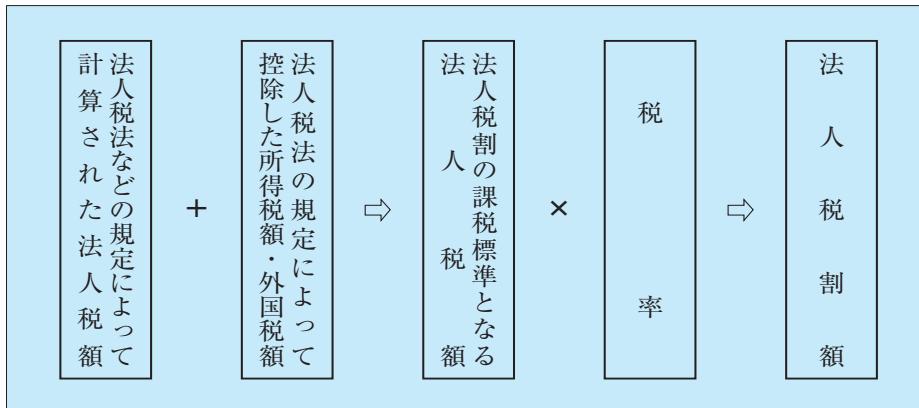
(1) 法人の住民税とは

法人の住民税にも個人の住民税と同様に、都道府県が課税する道府県民税と市町村が課税する市町村民税があります。

また、法人の住民税は、法人の所得に関係なく法人の規模に応じて決められる「均等割」と法人税額に応じて課せられる「法人税割」で構成されています。

	地方団体による分類	課税基準による分類
法人の 住民税	道府県民税 (東京都は「都民税」)	均 等 割 法 人 税 割
	市町村民税 (東京都23区は 「都民税」に含まれる)	均 等 割 法 人 税 割

〔参考〕 法人税割の計算



(2) 住民税と生命保険

法人が総合福祉団体定期保険の保険料や確定拠出年金、確定給付型の企業年金の掛金などを支払った場合、その保険料や掛金は損金算入されます。したがって、住民税もそれに応じて少なくなります。

2 法人の事業税

(1) 法人の事業税とは

個人の事業税と同様、法人の行う事業に対しても都道府県が課税する事業税があります。法人の事業税の納税義務者は、事業を行う法人であり、法人の規模や営む事業により税率が異なります。

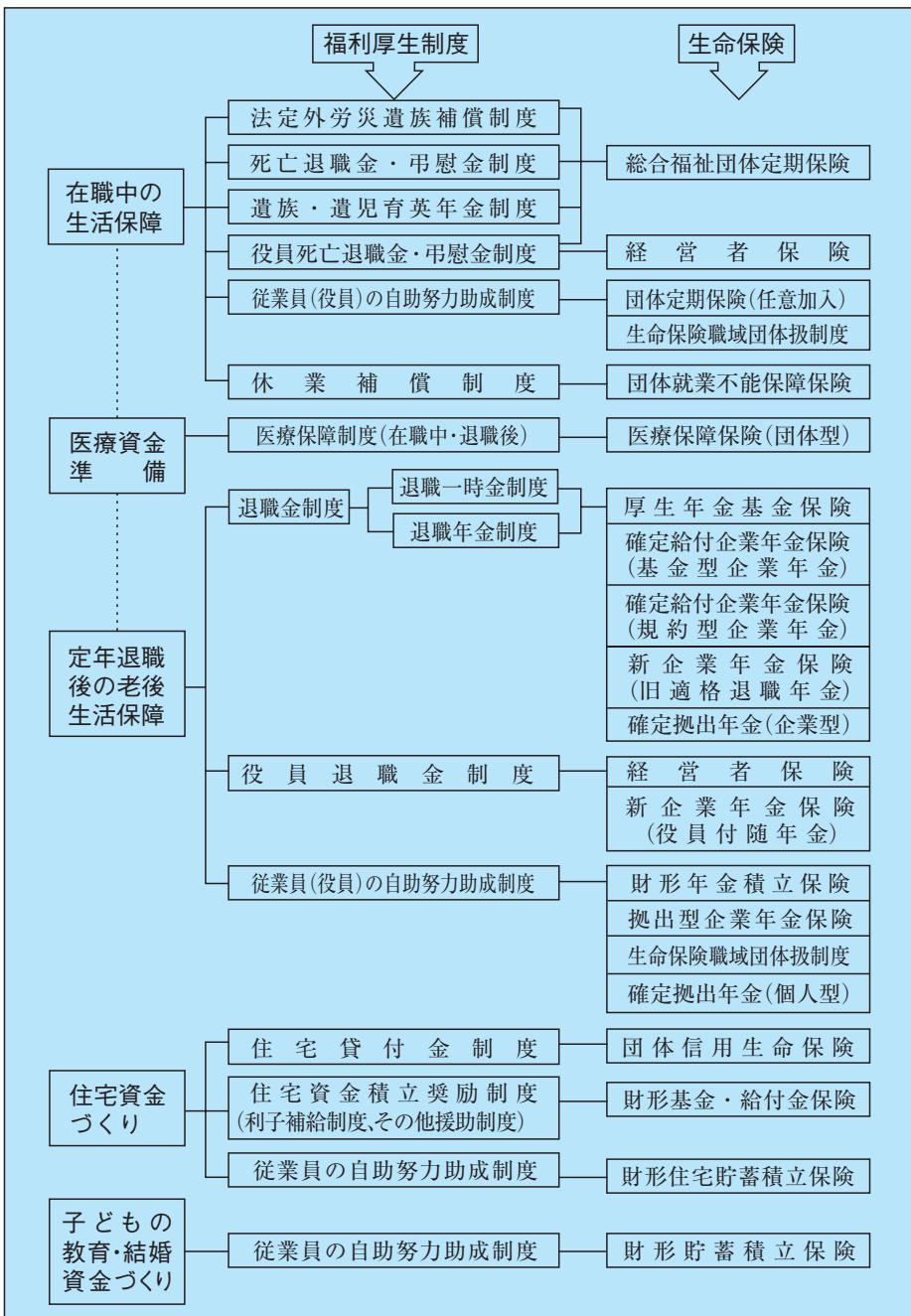
- (注)
1. 2004年（平成16年）4月以降開始した事業年度から、資本金が1億円を超える法人に対して、所得以外のものも課税の基準とした法人事業税の「外形標準課税制度」が導入されています。
 2. 2019年（令和元年）10月1日以降に開始する事業年度から特別法人事業税（国税）が適用されています。

(2) 事業税と生命保険

法人が総合福祉団体定期保険の保険料や確定拠出年金、確定給付型の企業年金の掛金などを支払った場合、その保険料や掛金は損金算入されます。したがって、事業税もそれに応じて少なくなります。

ここでは、福利厚生制度に利用されている代表的な企業保険について、その商品内容や税務、販売のポイントを具体的に学習します。

[参考] 福利厚生制度と生命保険



① 総合福祉団体定期保険・団体定期保険

企業（団体）の従業員および役員を対象に一括して契約を結び、死亡または所定の高度障害となった場合、保険金を支払う1年更新の定期保険です。

死亡保障を目的としているところから、従業員および役員の在職中の死亡退職金・弔慰金制度、従業員の遺族保障制度、法定外労災遺族補償制度の補完手段などに広く活用されている保険であり、その加入目的に応じて、保険料企業負担による原則として全員加入の総合福祉団体定期保険と保険料従業員負担による任意加入の団体定期保険があります。

総合福祉団体定期保険は、企業の死亡退職金規程・弔慰金規程等の円滑な運営とともに、役員・従業員やその遺族の生活の保障を目的とした保険であり、税制面においても、企業の福利厚生制度を援助する趣旨から優遇措置が講じられています。

(1) 団体の区分

総合福祉団体定期保険の対象となる団体は、企業、協同組合などですが、団体の結束度、所属員の異動・健康管理などの状況により第Ⅰ種、第Ⅱ種、第Ⅲ種、第Ⅳ種の4つに区分されています。この4種類のどれに該当するかによって、保険金額の制限、最低被保険者数などが決められています。

〔参考〕 団体の区分

種類	範囲
第Ⅰ種	被用者団体（同一企業に所属する者の団体）等
第Ⅱ種	連合設立の厚生年金基金の団体（厚生年金保険法にもとづいて設立された連合設立の厚生年金基金の所属員の団体）等
第Ⅲ種	協同組合の団体（中小企業等協同組合法その他の法律にもとづいて設立された職域による協同組合および協同組合連合会の所属員の団体）等
第Ⅳ種	第Ⅰ種～第Ⅲ種以外の団体で、原則として法人格を有する団体の所属員の団体

(2) 総合福祉団体定期保険の仕組み

① 契約の形態

契 約 者	企業（団体）
被 保 险 者	従業員・役員
受 取 人	従業員・役員の遺族または企業（団体）

② 被保険者の同意確認

総合福祉団体定期保険の加入に際しては、被保険者の同意が必要です。

(注) 被保険者の同意確認については、次のいずれかの方法で行うこととなっています。また、ヒューマン・ヴァリュー特約を付加する場合には、(ア)または(イ)に限られます。

- (ア) 被保険者となることに同意した者の署名または記名・捺印のある個々の同意書の提出
- (イ) 被保険者となることに同意した者全員の記名・捺印のある名簿の提出
- (ウ) 次の2点の提出
 - 被保険者になることに同意しなかった者の名簿
 - 従業員全員に保険契約の内容を通知した旨の企業および従業員の代表者連名で記名・捺印した確認文書

③ 最低被保険者数

最低被保険者数は、団体の区分によって違いますが、第Ⅰ種団体では10名以上となっています。

(注) 最低被保険者数は、異動による被保険者の脱退などを考慮して、各社の社内規程では若干増やしている場合もあります。

④ 保険期間

保険期間は1年です。以後、1年ごとに自動更新します。

⑤ 被保険者の選択

すべて告知扱いであり、健康で正常に勤務していることが加入の要件となります。

⑥ 保険金額の決定方法

同一被保険団体に所属する各被保険者の保険金額は、次のいずれかの方法で定められます。

- (ア) **組別制**……死亡退職金規程や弔慰金規程等で定められた支給金額に応じて、またはその支給金額以下で被保険者の報酬額・職種・職階・勤続年数などの客観的基準により組別にし、各組ごとに保険金額を決める方法。
- (イ) **一律制**……死亡退職金規程や弔慰金規程等で定められた支給金額以下で被保険者の保険金額を全員一律とする方法。
- (ウ) その他、各社の社内規程で定めた方法。

(注) 企業が定める規程には、死亡退職金規程や弔慰金規程の他、法定外労働災害補償規程、通勤途上災害補償規程、遺族年金規程、遺児育英年金規程その他これらに準じる規程があります。

⑦ 保険料

総合福祉団体定期保険の保険料計算の特徴は、「平均保険料率」を採用していることがあります。平均保険料率とは、その企業（団体）ごとに計算された、保険金1万円当たりの保険料をいいます。保険年度中の加入、脱退に応じて、そのつど被保険者個々の年齢・性別により保険料を算出していては事務的にも煩雑となるため、平均保険料率で加入・脱退手続きを行うことにより事務の簡素化が図られています。この平均保険料率は次の算式で求めます。

$$\text{保険料合計額 (円)} \div \text{総保険金額 (万円)} = \text{平均保険料率 (円)}$$

⑧ 契約者配当金

総合福祉団体定期保険の配当金は、毎年団体ごとに収支決算して剰余金が生じた場合、一定の基準で支払うことになっています。小規模団体の総合福祉団体定期保険では、1人でも死亡または高度障害があった場合、配当金がないことがあります。

配当金の支払方法には、相殺方法、現金支払方法および積立（据置）方法があります。

⑨ 付加できる特約

主契約に付加できる特約には、ヒューマン・ヴァリュー特約、災害総合保障特約などがあります。

(ア) ヒューマン・ヴァリュー特約

従業員等の死亡または所定の高度障害に伴い、企業が負担する諸費用(代替雇用者採用・育成費等)を保障するための特約です。

(イ) 災害総合保障特約

企業の福利厚生規程にもとづいて、従業員等が不慮の事故により、身体に障害を受けた場合または傷害の治療を目的として入院した場合に給付金を支払う特約です。

この他に死亡保険金などを年金で支払う年金払特約があります。

(手続き上の留意点)

- 特約を付加する時期は主契約締結時あるいは更新時に限られています。
(特約の付加に際しては被保険者の同意が必要です。)
- 特約は被保険者全員に付加され、一部の者のみに付加することはできません。

[参考] 各種特約の給付内容

特約の種類	給付内容	受取人
ヒューマン・ ヴァリュー特約	死亡保険金（死亡したとき支払う） 高度障害保険金（所定の高度障害状態となったとき支払う） *いずれも、主契約で支払われる保険金額と特約の設定保険金額のいずれか小さい金額が支払われる。	企業（団体）
災害総合保障特約	障害給付金（不慮の事故によりけがをしたときは、障害給付割合表にもとづいた障害給付金を支払う） 入院給付金（不慮の事故により5日以上入院したときは、入院1日目から入院日数1日につき特約給付金額の1.5/1000の入院給付金を支払う。ただし、同一事故による入院日数は120日を限度とする） *いずれも身体障害または入院に関する企業の福利厚生規程による支給金額が障害給付金・入院給付金を下回るときは、その金額が支払われる。	役員・従業員 または 企業（団体）

(3) 総合福祉団体定期保険の利点

総合福祉団体定期保険は、企業および従業員の双方にとって多くの利点があります。

① 割安な保険料

保険料は、その年度の死亡保険料と付加保険料だけで計算されます。一括して販売、管理されるため付加保険料はわずかですみ、保険料が割安になります。

② 24時間保障

業務上、業務外にかかわらず、あらゆる災害、疾病による死亡および高度障害を保障します。特約の付加により、従業員等の死亡・高度障害に伴う代替雇用者採用・育成費等の企業（団体）の経済的損失をカバーしたり、不慮の事故による障害・入院を保障します。

③ 加入が簡単

告知により健康で正常に勤務していることを証明することが要件で、個人の医的診査は行いません。ただし、加入に際しては、被保険者の同意が必要です。

④ 税制面での優遇措置

企業が負担した保険料全額を損金算入（個人企業の場合は必要経費に算入）でき、しかも従業員に対する給与所得としての課税もありません。

（注）個人事業主、生計を一にする親族を被保険者とする場合、負担した保険料は必要経費とならず、通常の生命保険料控除の適用のみとなります。

(4) 総合福祉団体定期保険の税務

① 保険料に対する課税

（ア）企業にとって

企業が負担した保険料は、特約保険料も含めて全額を損金算入できます。

（イ）従業員・役員にとって

企業が従業員のために負担する保険料は、保険金受取人が企業の場合でも従業員の遺族の場合でも、従業員に対する給与とみなされることはなく所得税は課税されません。

役員についても従業員の契約に含めた場合は、同様に取り扱われます。

ただし、役員または部課長その他特定の従業員のみを被保険者とする契約で保険金受取人がそれらの遺族の場合は、役員報酬または給与として所得税の課税対象となりますので注意を要します。

② 配当金の受け取りに対する処理

企業が配当金を受け取った場合、その支払いを受けた日、または更新保険料と相殺する日を含む事業年度の益金に算入します。

(注) 積立（据置）方法の場合は、その年度の配当金と、すでに積み立ててきた配当金に対してついた利息との合計額を雑収入として益金に算入します。

③ 保険金・給付金に対する処理

保険金・給付金に対する課税関係は、次のとおりとなります。

(ア) 従業員・役員またはその遺族が直接受け取った場合

● 死亡保険金

従業員・役員の遺族が受け取った死亡保険金は、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

この場合、相続人が受け取る死亡保険金のうち

『500万円×法定相続人の数』まで非課税

となります。

● 高度障害保険金

従業員・役員が受け取った高度障害保険金は、全額非課税となります。

● 給付金

従業員・役員が受け取った給付金は、全額非課税となります。

(イ) 企業が受け取った場合

企業が直接受け取った場合

● 保険金（死亡・高度障害）

企業が従業員または役員の死亡・高度障害保険金を受け取った場合は、その保険金全額を雑収入として益金に算入します。

● 給付金

災害総合保障特約によって支払われる障害給付金・入院給付金などについても保険金と同様、その給付金全額を雑収入として益金に算入します。

企業が受け取って従業員・役員やその遺族に支払った場合

〈企業側の処理〉

●死亡退職金・弔慰金

受け取った保険金を規程にもとづいて死亡退職金や弔慰金として従業員・役員の遺族に支払った場合は、その金額は原則として全額を損金算入できます（ただし、役員死亡の場合は、その人の地位・在任期間など客観的状況からみて過大な金額であれば、その過大と認められる金額についての損金算入はできません）。

●見舞金

企業が受け取った高度障害保険金・障害給付金・入院給付金を見舞金として従業員・役員などの被保険者に支払った場合、その金額が社会通念上妥当なものであれば福利厚生費として損金算入できます。

〈従業員・役員にとって〉

●死亡退職金

企業から死亡退職金として従業員・役員の遺族が受け取った場合は、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

この場合、相続人が受け取る死亡退職金のうち

『500万円×法定相続人の数』まで非課税

となります。

●弔慰金

企業から弔慰金として従業員・役員の遺族が受け取った場合、次の範囲内であれば相続税は非課税となり、それを上回った部分は死亡退職金として取り扱います。

■業務上死亡の場合……死亡時の普通給与（賞与を除く）の
3年分相当額

■業務外死亡の場合……死亡時の普通給与（賞与を除く）の
6カ月分相当額

●見舞金

企業から従業員・役員が受け取った見舞金は、その金額が社会通念上妥当なものであれば所得税は非課税扱いとなります。

2 総合福祉団体定期保険の実践販売

ここでは、事例にもとづき総合福祉団体定期保険の実践的な販売方法について学びます。

(1) 総合福祉団体定期保険の役割

企業では、役員および従業員の家族の生活保障として、死亡退職金・弔慰金・法定外労災遺族補償を福利厚生制度の中心としています。

このような企業福祉制度を企業独自で行うと、一時的に高額の支払いが発生し企業の財務状況を圧迫させることとなります。

総合福祉団体定期保険は、企業の死亡退職金規程、弔慰金規程等の円滑な運営とともに、従業員・役員やその家族の生活の保障を目的としたものであり、企業の遺族生活保障制度の財源を安全・確実・有利に確保することができます。

(2) 総合福祉団体定期保険の販売手順

総合福祉団体定期保険は、個人保険と同様、企業のニーズを引き出しながらその企業に最も適した内容を設計して提案していきます。

販売の手順（ステップ）は、下記のとおりです。

- ①アプローチ→②ニーズ喚起→③死亡退職金規程、弔慰金規程等および名簿（氏名、生年月日、性別）入手→④設計書の提示→⑤クロージング

それでは、具体的な事例をもとに総合福祉団体定期保険の販売ステップをみてみましょう。

① アプローチ

(ア) 情報収集

総合福祉団体定期保険の販売に当たっては、まずその会社の「福利厚生制度」がどのようにになっているか、アンケートなどを活用し、実態を確認・把握することが大切です。

ア. アンケートによる情報収集

その会社の現在実施している福利厚生制度を確認・把握します。情報収集にあたっては、生命保険会社各社で作成した「企業福祉に関するアンケート」などを活用します。

イ. 社内報や社内規程による情報収集

企業福祉情報が多く記載されている「社内報」や「社内規程」による情報を総務・労務・経理担当者などから入手する工夫をしましょう。

(イ) 情報整理

入手した情報はそのつど、記録・整理し、次回訪問時に活用することが大切です。継続訪問の中で企業福祉の不十分な箇所を洗い出し、企業ニーズを明確にしましょう。その際、入手した企業情報の取り扱いには十分に注意し、流用や漏洩などのないようその保護徹底を図ることが必要です。

② ニーズ喚起

アプローチ段階で得た情報をもとに、パンフレットなどを活用しニーズ喚起します。福利厚生制度充実のために、遺族保障の必要性と企業の責任について説明しましょう。

③ 死亡退職金規程、弔慰金規程等および名簿（氏名、生年月日、性別）入手

設計書を作成するためには、死亡退職金規程、弔慰金規程等およびその支給額がわかる基礎データの入手と「氏名、生年月日、性別」の3項目が記載された「名簿入手」が重要です。

この名簿入手の際には、個人情報保護の観点から対象となる役員・従業員の同意を要し、その利用目的等の通知も行わなければなりません。また、取得した個人情報の取り扱いには十分に注意し、流用や漏洩などのないようその保護徹底を図ることが必要です。

総合福祉団体定期保険は、企業の死亡退職金規程や弔慰金規程等で定められた支給額の範囲内で保険金額を設定し、企業ごとに制度設計しますので、一般的なパンフレットだけでは企業にとってなかなか実感がわいてきません。

そこで、死亡退職金規程、弔慰金規程等および名簿を入手し具体的に計算した「設計書」にもとづき説明していく必要があります。それらをすぐにい

ただけない場合には、「概算設計書」（従業員の平均年齢により企業全体の概算保険料が算出できる設計書）の提示による説明の方法もありますし、逆に概算設計書を使用することによってそれらを入手できることもあります。

④ 設計書の提示

入手した死亡退職金規程、弔慰金規程等および名簿にもとづき、加入対象者・保険金額・特約の付加などを決め、設計書を作成します。設計書で具体的な内容と総合福祉団体定期保険の利点を説明し、検討をお願いします。

——総合福祉団体定期保険の利点——

- 割安な保険料
- 24時間保障
- 加入が簡単
- 税制面での優遇措置

(86ページ参照)

そこで、企業から具体的な「保険金額」や「予算（支払可能保険料）」が示された場合は、企業のニーズに合った保険金水準を再度設計書で提示します。

しかし、この場合でも今日の社会情勢などに応じた客観的な数字をもとにした水準を十分に理解いただくことも必要です。

⑤ クロージング

最後に「総合福祉団体定期保険の必要性」「総合福祉団体定期保険の利点」などを再度説明し、契約に結びつけます。

なお、契約成立後の「保険証券」持参時には、必ず実務担当者に総合福祉団体定期保険の事務の流れを説明し、特に「中途加入者」「中途脱退者」の報告漏れが絶対ないように十分注意していただくことが必要です。

3 企業年金制度

企業年金制度とは、企業が従業員の退職後の生活保障を目的として行う退職年金制度のことです。

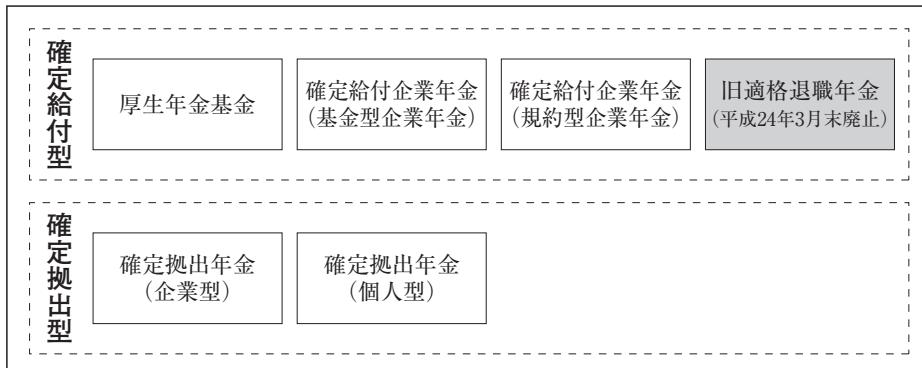
従来、企業年金制度の受け皿として、適格退職年金や厚生年金基金といった確定給付型の企業年金が利用されていましたが、積立資産の運用難、新会計基準の導入や雇用の流動化等の企業年金制度を取り巻く環境の変化に伴い、運営・維持が困難な状況になってきました。

そこで、新たに、自己責任にもとづく確定拠出年金法と、従来の確定給付型の企業年金について受給権保護等を目的とした確定給付企業年金法の2つの法律が成立し、新しい企業年金制度が導入されることになりました。

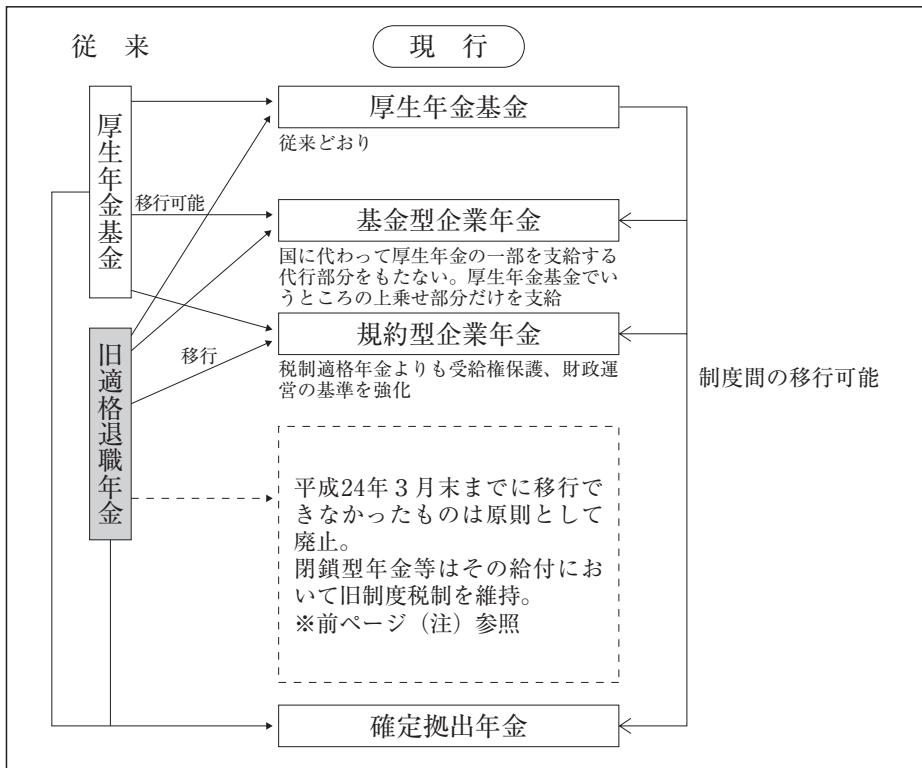
そして、2001年（平成13年）10月からは「確定拠出年金」が、2002年（平成14年）4月からは従来の確定給付型の企業年金である厚生年金基金の他に、確定給付企業年金として「規約型企業年金」と「基金型企業年金」が加わりました。また、これに伴い、適格退職年金については新契約の締結は認められなくなり、既存の契約についても2012年（平成24年）3月末までの経過期間を経て、他の企業年金制度に移行するか、もしくは廃止（原則）されています。

（注）旧適格退職年金のうち他の企業年金に移行できない閉鎖型年金で、事業主が存在しないものおよび厚生年金保険未適用事業所が締結しているものは、旧制度の税制上の措置を従来どおり維持することになっています。

企業年金制度の概要



企業年金制度移行後の概要



(1) 確定拠出年金制度

① 確定拠出年金の制度概要

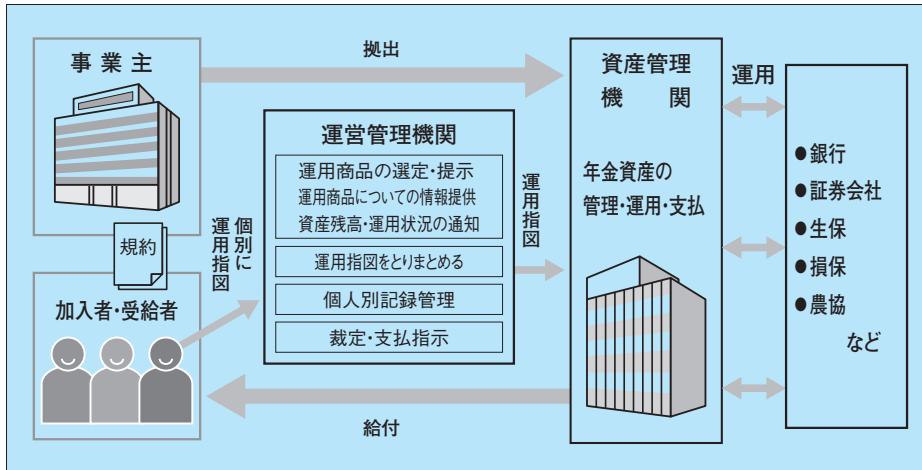
(ア) 制度の仕組み

確定拠出年金制度とは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付金が決定される年金です。

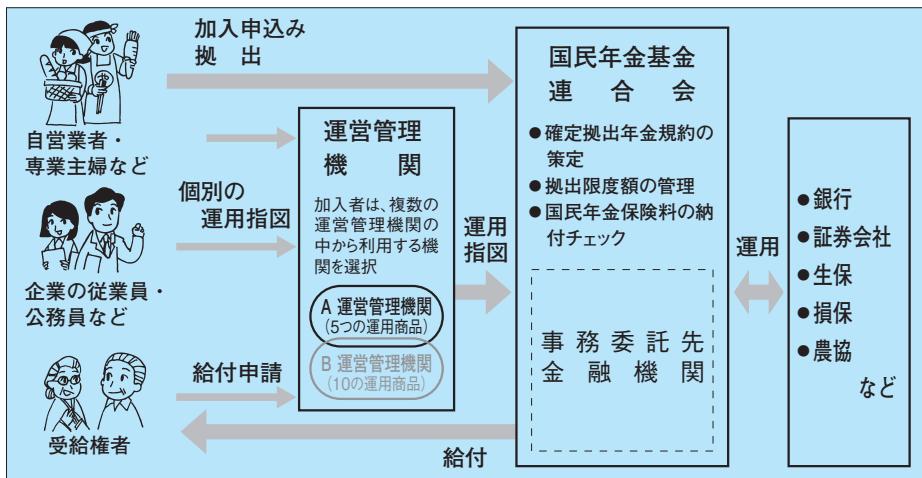
また、確定拠出年金制度は、企業が掛金を拠出する「企業型」と、加入者個人が掛金を拠出する「個人型」(iDeCo (イデコ)) の2つに分けられます。

- (注) 1. 個人事業主が「企業型」を実施する場合、個人事業主も被用者年金被保険者であれば企業型の加入者となることができます。
2. 2012年（平成24年）1月より、拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で企業型における個人拠出（マッチング拠出）が可能となっています。この個人拠出は任意の制度であり、規約の承認基準があります。個人負担分の掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となります。
3. 確定拠出年金法の改正（2018年（平成30年）5月1日施行）により、中小企業の個人型加入者に対し、企業の追加拠出が認められました。

[参考] 企業型の仕組み



[参考] 個人型の仕組み



(イ) 対象者と拠出限度額

対象となる加入者は、「企業型」が70歳未満の厚生年金被保険者、「個人型」が65歳未満の厚生年金被保険者および65歳未満の国民年金被保険者（60歳以上65歳未満の場合は国民年金に任意加入している人）です。

「企業型」を実施した企業、または「個人型」に加入した個人は、拠出限度額の範囲内で掛金を拠出することができます。

確定拠出年金制度の区分

	拠出主体	対象者	拠出限度額
企業型	企業	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者） ・確定給付型の企業年金に加入していない場合	年66万円 (月5.5万円)
		実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者） ・確定給付型の企業年金に加入している場合	年33万円 (月2.75万円)
個人型	加入者	自営業者等（国民年金第1号被保険者）	年81.6万円 ^{*1} (月6.8万円)
		厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者） ・確定拠出年金（企業型）のみに加入している場合	年24万円 ^{*2} (月2万円)
		厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者） ・確定拠出年金（企業型）と確定給付型の企業年金に加入している場合	年14.4万円 ^{*3} (月1.2万円)
		厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者） ・確定給付型の企業年金のみに加入している場合（公務員を含む）	年14.4万円 (月1.2万円)
		厚生年金保険の被保険者（国民年金第2号被保険者） ・確定拠出年金（企業型）にも確定給付型の企業年金にも加入していない場合	年27.6万円 (月2.3万円)
		専業主婦等（国民年金第3号被保険者）	年27.6万円 (月2.3万円)

- (注) 1. *1は、国民年金基金などに加入している場合には、国民年金基金などの掛金も含む限度額です。
2. *2と*3は確定拠出年金（企業型）で企業の拠出が一定額（*2は月3.5万円、*3は月1.55万円）を超えると、確定拠出年金（個人型）の拠出限度額が遞減します。なお確定給付型の企業年金に加入している場合の確定拠出年金（個人型）の拠出限度額は、2024年（令和6年）12月1日から年24万円（月2万円）となります。
3. 私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金等の加入者も、確定給付型の企業年金加入者と同様に取り扱います。

(ウ) ポータビリティ

確定拠出年金は、掛金と運用収益との合計額（資産残高）が個々の加入者ごとに記録管理されることから、加入者が離職・転職した際に自分の年金資産を移換することができます。この継続性を「ポータビリティ」といいます。

たとえば、転職先に確定拠出年金制度があれば「企業型」、制度がない場合や離職する場合には「個人型」に自分の年金資産を移換して運用を継続することができます。

〔参考〕 確定拠出年金のポータビリティの仕組み

	ケース1 確定拠出年金 (企業型)のある 企業に転職する	ケース2 確定拠出年金 (企業型)のない 企業に転職する	ケース3 自営業者等になる	ケース4 仕事をやめる
確定拠出年金(企業型)に加入している従業員の場合	転職先の制度に資産を移換する	国民年金基金連合会に資産を移換する	同左	同左
確定拠出年金(個人型)に加入している従業員の場合	転職先の制度に資産を移換する	資産はそのまま	同左	同左
確定拠出年金(個人型)に加入している自営業者等の場合	転職先の制度に資産を移換する	資産はそのまま	—	資産はそのまま

(注) 確定拠出年金法の改正により、確定拠出年金から確定給付企業年金への移換が可能になるなど、ポータビリティが拡充されています。

(エ) 運用

加入者ごとの資産の運用は、加入者自らが運用の指図を行います。したがって、企業が掛金を拠出する「企業型」の場合でも、個々の加入者の意思に反して事業主が一括して運用の指図をすることは認められていません。

運用商品は、時価評価が可能で流動性があるものでなければならず、具体的には、預貯金、有価証券（公社債、株式、投資信託等）、信託、保険商品等になります。

運用商品を提示する「運営管理機関」は、加入者に対してリスク・リターン特性の異なる商品を選択肢として提示しなければなりません（元本確保型商品については「企業型」の場合、労使の合意に基づく提供）。

また、「運営管理機関」は、加入者に対して3ヵ月に1回以上の預け替え（スイッチング）機会の提供や個別の運用商品等にかかる情報提供などの責任があります。

[参考] 運用方法の選定対象商品

元本確保型商品 =預金保険制度などの保護のある商品	一般の運用商品	単一の銘柄による運用商品
預貯金、金融債、金銭信託 貸付信託 国債、地方債、政府保証債 利率保証型積立生命保険（生保） 積立傷害保険（損保）など	株式投信 公社債投信 外国公共債 外貨預金 変額年金保険（生保）など	個別企業の株式 社債

(注) 金銭信託、貸付信託については、預金保険制度等の対象になるものに限られます。

[参考] 運用対象となる主な生命保険商品

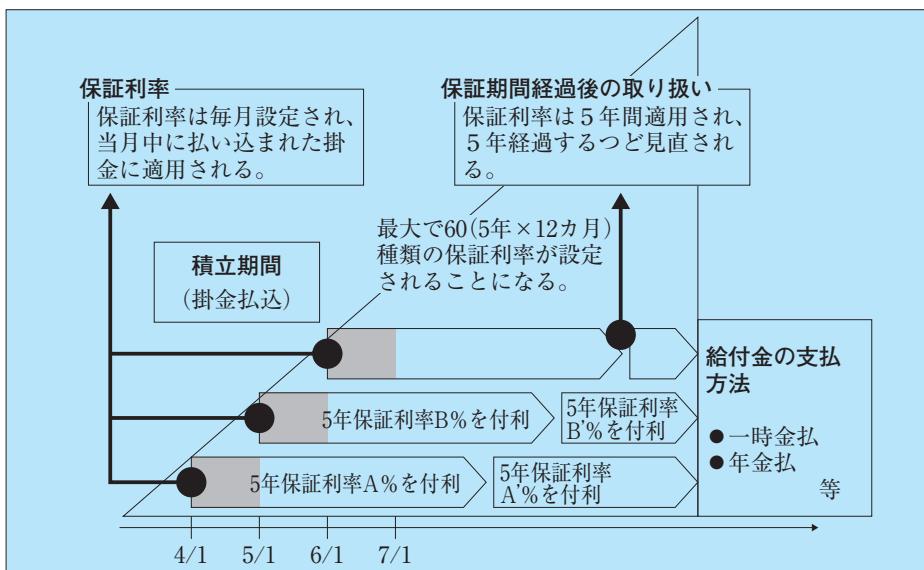
利率保証型積立生命保険（GIC型保険）

利率保証型積立生命保険とは、一定の運用期間、あらかじめ決められた一定の利率（保証利率）で運用され、加入者が満期まで保有すれば、元本が確保される保険です。

保証利率は、金利情勢に応じて毎月設定されます。そして、その保証利率が設定された運用期間に適用され、設定運用期間を経過するつど見直されることになります。

(注) GICとは、Guaranteed Interest Contracts：利率保証契約のことです。

[参考] 利率保証型積立生命保険のイメージ（保証期間5年）の例



(オ) 紹介

紹介には、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金および脱退一時金があります。

●老齢給付金

加入者が60歳以降の一定年齢に到達した場合、年金または一時金（規約に定めがある場合のみ）が支給されます。そのため、若いときに退職した場合などは、支給されません。

老齢給付金は、通算加入者等期間が10年以上経過している場合は、60歳から受給でき、通算加入者等期間が10年未満の場合でも、遅くとも65歳までに受給を開始することができます。

(注) 老齢給付金は、遅くとも加入者が75歳になるまでに受給を開始しなければなりません。

●障害給付金

加入者が高度障害状態になった場合、年金または一時金（規約に定めがある場合のみ）が支給されます。

(注) 老齢給付金や障害給付金を年金給付する場合、5年以上20年以下の有期年金または終身年金で、保証期間を定める場合は20年を超えないことが条件です。

●死亡一時金

加入者が死亡した場合、遺族に一時金が支給されます。

●脱退一時金

加入者であった者が国民年金保険料免除者になるなど制度に加入できなくなった場合は、通算拠出期間が5年以下または年金資産が25万円以下である等の条件を満たせば脱退一時金を請求することができます。また、年金資産が1万5千円以下であり、最後に企業型の加入資格を喪失してから6カ月経過していないなどの要件を満たした場合にも、職業等にかかわらず脱退一時金を請求することができます。

(注) 「一定期間掛金を拠出せず、資産額が一定金額以下で実質的に個人型年金加入者となれない者」については、脱退一時金の支給要件が緩和されています。

② 確定拠出年金の税務

(ア) 拠出時

加入者個人の拠出した掛金額は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控

除) の対象となり、企業の拠出した掛金額は全額損金算入となります。

(イ) 運用時

利子・配当等に対しては非課税扱いとなります。年金資産（掛金+運用益）に対しては特別法人税（および特別住民税）が課税されます（2026年（令和8年）3月31日までの間に開始する事業年度については課税停止）。

(ウ) 移換時

加入者が離職・転職した場合の個人の年金資産の移換や、確定給付型の企業年金から確定拠出年金への移行等については、所定の手続きを前提として、所得税は非課税となります。

(エ) 納付時

加入者やその遺族が給付金を受け取ったときの課税関係は、その種類によりそれぞれ次のとおりとなります。

●老齢給付金

- ・年 金……所得税・雑所得（公的年金等控除の適用）
- ・一時金……所得税・退職所得（退職所得控除の適用）

●障害給付金

- ・年 金……非課税
- ・一時金……非課税

●死亡一時金……所得税・非課税、相続税の課税対象

●脱退一時金……所得税・一時所得

(2) 確定給付型の企業年金制度

確定給付型の企業年金制度とは、あらかじめ将来受け取ることができる年金額を決めておく、企業年金制度です。この制度には、公的年金である厚生年金保険の一部を代行する「厚生年金基金」の他に、受給権保護等を目的とした確定給付企業年金法が2002年（平成14年）4月に施行されたことにより、確定給付企業年金として「規約型企業年金」と「基金型企業年金」が加わりました。

① 確定給付企業年金（規約型企業年金・基金型企業年金）の制度概要

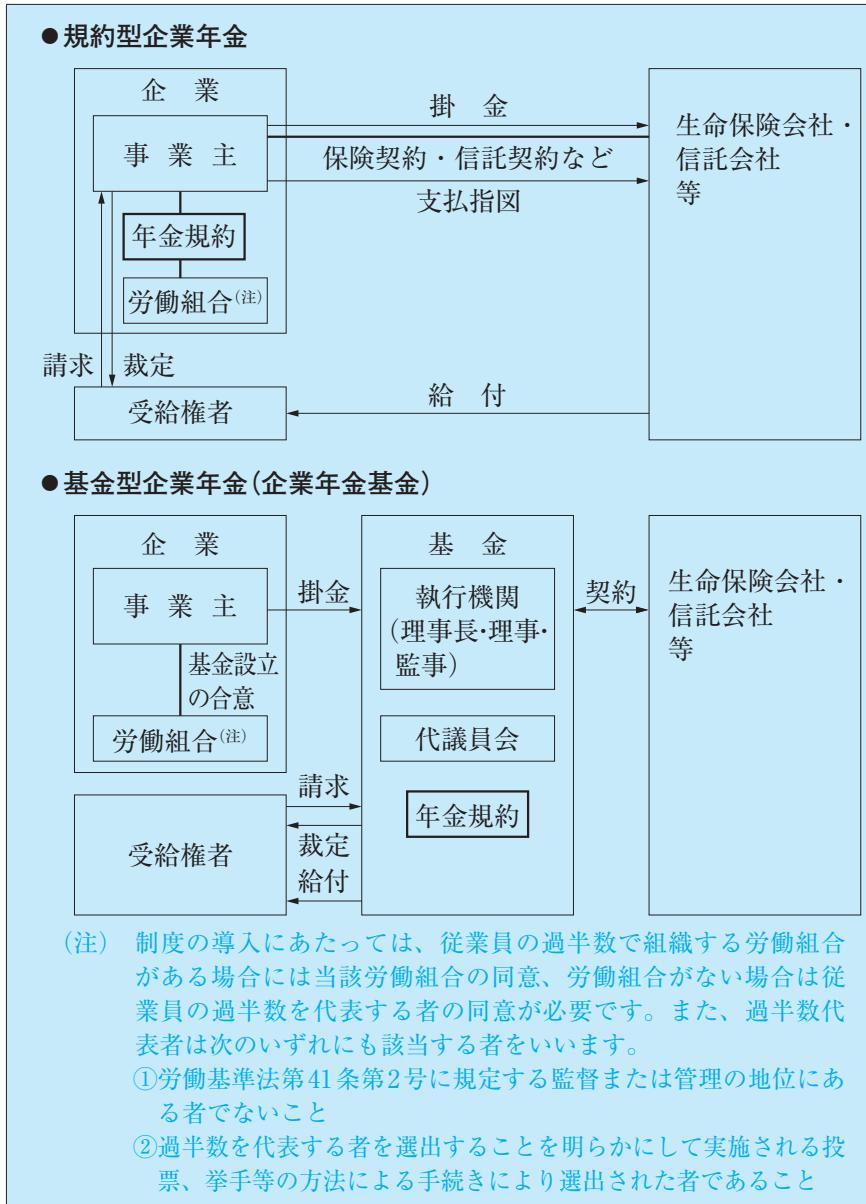
(ア) 制度の仕組み

「規約型企業年金」は、労使が合意した年金規約にもとづいて、企業と生命保険会社や信託銀行などが契約を締結し、母体企業の外で年金資産を

管理・運用し、年金給付を行うものです。

「基金型企業年金」は、母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行うものです。

[参考] 規約型企業年金および基金型企業年金の制度の仕組み



(イ) 加入者

厚生年金保険の被保険者等が加入対象者となり、年金規約において、加入資格を定めることができます。ただし、その場合、加入資格は特定の者について不当に差別的なものであってはならないこととされています。

(ウ) 納付

納付額は、定額または給与および加入期間などの合理的な基準にもとづいて算定されるもので、特定の者について不当に差別的なものであってはならないことなどとされています。

納付には、老齢給付金、障害給付金、遺族給付金（および死亡一時金）、脱退一時金があります。

●老齢給付金

加入者が60歳以上70歳以下の年金規約で定める年齢に達したときに年金として支給されます。ただし、規約に一時金との選択支給を定めることもできます。

(注) 年金規約に定める場合にのみ、50歳以上60歳未満等で事業所に使用されなくなったときに支給する取り扱いができます。なお、支給要件には、20年を超える加入期間を定めることはできません。

●障害給付金、遺族給付金（および死亡一時金）

年金規約に支給を定めた場合、加入者等が高度障害または死亡した際に、それぞれ障害給付金または遺族給付金が支給されます。

なお、規約に定めることにより、それぞれ一時金（遺族給付金は死亡一時金）として支給することもできます。

●脱退一時金

加入期間が3年以上の退職者で、年金給付が受けられない場合、脱退一時金が支給されます。

② 確定給付企業年金（規約型企業年金・基金型企業年金）の受給権保護

給付を受ける権利である受給権を保護するために、積立義務、受託者責任の明確化および情報開示が規定されています。

(ア) 積立義務

事業主等は、将来にわたって約束した年金給付ができるよう、年金資産の積立を行わなければなりません。

そして、毎年度末の年金財政決算時において財政検証を行い、少なくとも5年に1度は将来にわたって年金財政の均衡が図れるよう財政再計算を行わなければなりません。また、積立不足が生じた場合には、事業主等は一定期間内に不足を解消するために掛金を拠出することとされています。

(注) あらかじめ、将来発生するリスクを測定し、労使の合意によりその範囲内で掛金（リスク対応掛金）を拠出し平準的な拠出とすることができる制度（リスク分担型企業年金）もあります。

(イ) 受託者責任の明確化

加入者等の受給権保護を図る観点から、事業主等企業年金の運営・管理に関わる者に、加入者等に対する忠実義務、分散投資義務などの受託者責任が課されています。

(ウ) 情報開示

事業主等は、加入者等に対して、年金規約の内容を周知するとともに、掛金納付状況、資産運用状況、財務状況について、加入者等への情報開示および厚生労働大臣への報告を行わなければなりません。

③ 確定給付企業年金（規約型企業年金・基金型企業年金）の税務

(ア) 拠出時

企業の拠出は損金算入、加入者個人の拠出がある場合は生命保険料控除（一般生命保険料控除）の対象となります。

(イ) 運用時

利子・配当等に対しては非課税扱いとなります。年金資産（掛金+運用益）に対しては特別法人税（および特別住民税）が課税されます（2026年（令和8年）3月31日までの間に開始する事業年度については課税停止）。

(ウ) 給付時

加入者やその遺族が給付金を受け取ったときの課税関係は、その種類によりそれぞれ次のとおりとなります。

●老齢給付金

- ・年 金 …… 所得税・雑所得（公的年金等控除の適用）
- ・一時金 …… 所得税・退職所得（退職所得控除の適用）

●障害給付金

- ・年 金 …… 非課税
- ・一時金 …… 非課税

●遺族給付金・死亡一時金 …… 所得税・非課税、相続税の課税対象

●脱退一時金 …… 所得税・退職所得（退職が給付事由の場合）

(注) 基金の解散など退職を給付事由としない場合は、確定拠出年金と同様に所得税・一時所得の取り扱いとなります。

(3) 確定拠出年金（企業型）と確定給付企業年金（規約型企業年金・基金型企業年金）のメリット・デメリット

		確定拠出年金（企業型）	確定給付企業年金 (規約型企業年金・基金型企業年金)
事業主側	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 労働力の流動化が進み優秀な人材を採用できる 掛金変動（追加負担）リスクを負わない 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の定着を促すことができる
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 労働力の流動化が進み優秀な人材が流出する 個人データの記録管理等のためのコストがかかる 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金変動（追加負担）リスクを負う 支払保証制度（基金のみ）や年金数理計算のためのコストがかかる
従業員側	メリット	<ul style="list-style-type: none"> 年金原資の個人持分が明確 転職の際に移換できる 自分の意思で資産運用できる 	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活設計が立てやすい 給付変動リスクを負わない 60歳前でも退職時には受給可 <p>(注) 紹介変動リスクを負うタイプ（リスク分担型企業年金）もあります。</p>
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 老後の生活設計が立てづらい 給付変動リスクを負う 60歳まで資産を引き出せない 	<ul style="list-style-type: none"> 年金原資の個人持分が不明確 転職の際の移換に制限がある 資産運用に意思を反映できない <p>(注) 年金原資の個人持分が明確なタイプもあります。</p>

4 経営者保険

企業の大黒柱である経営者に万一のことがあった場合、企業が受けける有形・無形の損失は多大なものとなります。

ところが、一般の従業員に比べて社会保障、企業保障とも制度が不十分なのが現状です。

経営者と従業員の企業保障、社会保障の比較

	経営者	従業員
企業保障	○	○
	○	○
	△	○
	×	○
	×	○
社会保障	△	○
	×	○
	○	○
	○	○
	△	○

○：加入可能 ×：加入不可 △：一定の場合には加入も可能

そこで、企業にとってかけがえのない経営者の生活保障を図り、企業の成長発展のために役立つのが経営者保険です。

(1) 経営者保険の必要性

① 企業経営上の必要性

経営者は、従業員に対する責任とともに、株主、取引銀行、取引関連企業、および消費者などに多くの責任があります。

特に、中小企業では経営者の手腕や信用が企業を支えています。たとえば、経営者が死亡した場合、銀行や取引先などに対する信用が薄れ、ひいてはそれが経営資金の不足という事態をまねくおそれがあります。

そこで、企業の安定成長を支えるために経営者の保障を準備しておく必要があります。

② 個人生活上の必要性

経営者自身が、自分の身体だけでなく、個人の財産も投入して経営に専念していることがあります。したがって、個人の財産は自社株や不動産などが大半であり、名実ともに企業と運命共同体の関係にあります。

そこで、経営者は、

- 家族の生活保障のために
- 自分自身の老後生活のために（退職金など）
- 相続対策のために

個人としての保障も準備しておく必要があります。

(2) 経営者保険の仕組み

経営者保険には、一般の個人保険、すなわち終身保険、定期保険特約付終身保険、養老保険、定期保険特約付養老保険、定期保険、個人年金保険などが利用されています。

一般的な契約形態は次のとおりです。

契 約 者	企業（団体）
被保険者	役員・幹部従業員
受 取 人	企業（団体）

(3) 経営者保険の利点

① 経営者の死亡による企業の損失の補てんが可能

経営者が交代し、後継者に対する信頼が確立するまでの期間、発生しうる損失として、次のようなものがあげられます。

- 経営者がもつ営業力や技術力を失うことにより売上が低下する場合があります。
- 金融機関、取引先から借入金の返済を迫られる場合があります。
- 取引先から買掛金・支払手形の返済を迫られる場合があります。
- 金融機関からの新規借入がスムーズに運ばない場合があります。
- 従業員が動揺する場合があります。

これらの損失を補てんする面からも、「経営者の保障」は企業の安定と結びつくといえます。

また、経営者保険は、利用する保険の種類によっては支払った保険料を損

金算入することができ、「会社の継続的な安定運営のための必要な経費」として、事前に合理的に準備することができます。

② 退職慰労金・弔慰金の資金確保

経営者の努力とそれを支えてきた家族の苦労に報いるため、それ相当の退職慰労金・弔慰金を支給したいものです。しかし、多くの場合、従業員の退職金・弔慰金に比べその財源の準備はほとんどなされていないのが現状です。そこで、生命保険による資金確保が有効な手段となります。

③ 経営者の相続税準備

経営者の相続財産の中には、大部分を不動産が占めている場合があり、不動産は相続発生時の価格で評価されるため、取得時の価格と大幅に乖離してしまうケースもでできます。また、企業が保有する有価証券や不動産など、いわゆる「含み資産」は、未上場企業の自社株の評価対象になることがあるため、自社株の評価が予想外に高額となることがあります。

相続税支払いのために財産を処分することになれば、遺族の財産の問題にとどまらず、企業の経営権や企業の存続自体にも影響を与えることになります。

そこで、生命保険が経営者の相続税準備に役立ちます。

④ 経営者保険の税務

経営者保険の税務は、保険種類や契約形態によってそれぞれの処理方法が決められています。

(注) 法人税基本通達の改正で2019年（令和元年）7月8日より、保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険で、最高解約返戻率が50%を超えるものに加入し保険料を支払った場合、定められた期間と割合で資産計上を行う取り決めがされました。以下、経理処理で損金算入と記載されている定期保険については、最高解約返戻率により一部資産計上となる場合があります。

① 保険料に対する課税

保険料は次のとおりの経理処理が必要であり、これにもとづいた課税関係が発生します（前ページに記載の一般的な契約形態の場合）。

定期保険	養老保険	定期保険特約付養老保険				特約	
		保険料が区分されている場合		保険料が区分されていない場合			
		定期部分	養老部分				
損金算入	資産計上	損金算入	資産計上		資産計上	損金算入	

企業が支払う保険料については、役員・幹部従業員に対して所得税は課税されません。

〔参考〕 企業（法人）を契約者とする生命保険料に関する法人税基本通達の大要一覧表

保険種類	保険金受取人		主 契 約 保 険 料	特約保険料	契約者配当		
	死亡保険金	生存保険金					
養老保険	企 業	企 業	資 产 計 上		資産計上額から控除できる。 損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。		
	遺 族	被 保 険 者	給 与				
	遺 族	企 業	$\frac{1}{2}$ …資産計上 $\frac{1}{2}$ …損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。				
定期保険 [※]	企 業	遺 族	損 金 算 入		益 金 算 入		
	遺 族		損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。				

※「長期平準定期保険」「遞増定期保険」などの場合や最高解約返戻率により、保険料の一部について資産計上が必要なものもあります。

保険種類 ・区分	保険金受取人		主 契 約 保 険 料		特約保険料	契約者配当		
	死亡保険金	生存保険金	養 老 部 分	定 期 部 分				
定期付 養 老 保 险	企 業	企 業	資 产 計 上	損 金 算 入	損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。	益 金 算 入		
	遺 族	被 保 険 者	給 与	$\frac{1}{2}$ …資産計上 $\frac{1}{2}$ …損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。				
	遺 族	企 業	資 产 計 上					
定期付 養 老 保 险	企 業	企 業	給 与	資 产 計 上		資産計上額から控除できる。 損金算入。ただし、役員等のみを特約給付金の受取人とする場合には給与。		
	遺 族	被 保 険 者	資 产 計 上	給 与				
	遺 族	企 業	給 与	$\frac{1}{2}$ …資産計上 $\frac{1}{2}$ …損金算入。ただし、役員等のみを被保険者とする場合には給与。				

② 保険料を支払った場合の具体的な事例

〔事例〕

資本金1,000万円、1年決算、所得金額1,500万円の企業が経営者保険（最高解約返戻率50%未満の定期保険）に加入し、その年間払込保険料が100万円だった場合の保険料の経理処理と課税関係についてはどのようにするのか。

契約形態：契約者＝企業　　被保険者＝社長　　受取人＝企業

「経営者保険」の契約者、保険料負担者は企業であるため、支払った保険料は経理処理をする必要があります。企業として生命保険会社との間に保険料の支払いという「取引」が発生したことになりますので、企業はこの取引を「仕訳」という方法で経理処理します。

この事例の保険種類は定期保険（最高解約返戻率50%未満）なので、企業は支払った保険料の全額を損金算入できます。

(注) 「長期平準定期保険」「递増定期保険」などの場合や最高解約返戻率により、保険料の一部について資産計上が必要なものもあります。

〔参考〕 定期保険の保険料を支払った場合の仕訳

かり 借 方	かた 方	かり 貸 方	かた 方
定期保険料 1,000,000円		現金（預金）	1,000,000円

[参考] 仕訳とは

企業は、企業の内部および外部利害関係者に、各事業年度ごとに「貸借対照表」や「損益計算書」などの財務諸表によって、企業の財政状態および経営成績を正しく報告する義務があります。

そのためには、日々の「取引」を正確に記録し、かつ整理し、これらの財務諸表を作成する必要があります。この手続きは通常「取引」の2面性を原理とした「複式簿記」で行われます。「取引」の2面性とは、たとえば銀行から貸付を受け100万円受け取った場合は、一方では現金が手元に残り、もう一方では銀行に対して借入金が増えたということです。このような「簿記上の取引」が発生すると、まず「仕訳」という作業が必要になります。「仕訳」とは「取引」を「借方」「貸方」の2つに分け、それがどの要素に属するかを決めるものです。

(仕訳例)	借方	貸方
	現金 100万円	借入金 100万円

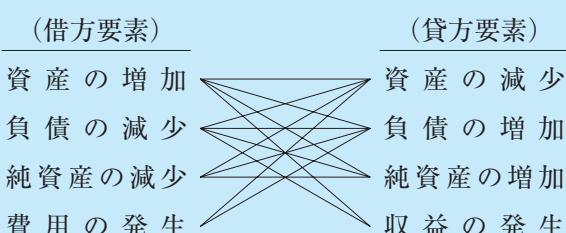
※「借方」「貸方」という名称は、単に左右を表す符号で「借りる」「貸す」などの意味はありません。

簿記では「取引」が発生すると、次の5つの要素（勘定）に分けます。

- ① 資産：現金、預金、土地、建物、原材料など
- ② 負債：借入金、支払手形、未払金、社債など
- ③ 純資産：資本金、剰余金など
- ④ 収益：売上、受取利息など
- ⑤ 費用：売上原価、給料、光熱費、減価償却費など

前述の例では、現金という「資産」が増加し、一方で借入金という「負債」が増加したことになります。このように2つに分解する場合に、「借方」「貸方」の要素を整理すると以下のようになります。

[取引の8要素]



取引は、すべてこの8つの要素の左側と右側の組合せから構成され、左側と左側とか右側と右側という組合せはありません。

また、ひとつの「取引」の仕訳では左側と右側の合計の金額は同じになります。

では具体的な取引の例をみてみましょう。

●資産の増加——資産の減少

養老保険の保険料30,000円を現金で支払った。

借方	貸方
保険料積立金 30,000円 (資産の増加)	現金 30,000円 (資産の減少)

●資産の増加——収益の発生

入院給付金を200,000円受け取った。

借方	貸方
現金 200,000円 (資産の増加)	雑収入 200,000円 (収益の発生)

※「雑収入」とは会社本業の売上高以外の収益で、小額かつ重要性の低いものを計上する科目。

●費用の発生——資産の減少

定期保険（最高解約返戻率50%未満）の保険料10,000円を現金で支払った。

借方	貸方
定期保険料 10,000円 (費用の発生)	現金 10,000円 (資産の減少)

③ 配当金の受け取りに関する処理

法人が受け取る配当金は、原則として益金に算入することになっています。

(注) 配当金の受け取りに関する処理には、以下のものがあります。

- a. 原則として通知を受けた事業年度の益金となります（据置配当につく利息も含める）。
- b. 例外として養老保険は死亡保険金・満期保険金ともに受取人が法人の場合は、資産計上額から控除できます。
- c. 保険金買増方法の場合は、増加保険の種類によって損金算入、資産計上の処理を行います。

④ 保険金・給付金に対する処理

保険金・給付金に対する課税関係は次のとおりとなります（105ページに記載の一般的な契約形態の場合）。

企業が受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none">● 保険金（死亡・高度障害・満期） 定期保険など保険種類により保険料積立金がない場合は、受け取った保険金の全額を雑収入として益金に算入します。支払保険料が保険料積立金として資産計上されている場合は、受け取った保険金と資産計上されている保険料積立金額との差額を雑収入として益金に算入します。● 給付金（入院・手術・障害等） 受取金額を雑収入として益金に算入します。
企業が支払ったとき	<ul style="list-style-type: none">● 退職金・死亡退職金・弔慰金・見舞金 規程にもとづいて支払った金額が社会通念上妥当なものであれば、原則として損金算入できます。 社会通念上妥当な金額<ul style="list-style-type: none">・ 退職金（役員の場合）の算出方法の一例 退任時の最終報酬月額 × 役員通算在任年数 × 功績倍率 (注) 功績倍率は、役員の最終役位係数によります。最終役位係数は、それぞれの企業ごとに役員の役職別に定めるもので、この係数の妥当性は個別に判断されます。・ 弔慰金 業務上死亡の場合……死亡時の普通給与（賞与を除く）の 3年分相当額 業務外死亡の場合……死亡時の普通給与（賞与を除く）の 6カ月分相当額 (注) 死亡時の普通給与（賞与を除く）は、死亡時の最終報酬月額。

役員・幹部従業員が受け取ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職金 役員・幹部従業員が退任・退職するときに企業から満期保険金などを原資とする退職金を受け取った場合には、退職所得として所得税の課税対象となります。 ● 死亡退職金 企業から死亡退職金として死亡した役員・幹部従業員の遺族が受け取った場合、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。(ただし、500万円×法定相続人の数までは非課税) ●弔慰金 企業から弔慰金として、死亡した役員・幹部従業員の遺族が受け取った場合、上記の範囲（社会通念上妥当な金額の弔慰金を企業が支払ったときの損金算入範囲）内であれば相続税は非課税となり、上回った部分については死亡退職金として取り扱われます。 ●見舞金 見舞金を受け取った役員・幹部従業員に対しては、その金額が社会通念上妥当なものであれば所得税は非課税となり、上回った部分については給与として取り扱われます。
------------------	---

⑤ 保険金を受け取った場合の具体的事例

〔事例〕

資本金1,000万円、1年決算、所得金額1,500万円の企業の社長が業務外で死亡し、経営者保険（最高解約返戻率50%未満の定期保険）の死亡保険金1億円を受け取った場合の保険金の経理処理についてはどのようにするのか。

また、その死亡保険金を企業が遺族に死亡退職金・弔慰金として支払った場合の経理処理と課税関係についてはどのようにするのか。

なお、この社長の死亡時の最終報酬月額を150万円、役員通算在任年数15年、功績倍率3とします。

契約形態：契約者＝企業　　被保険者＝社長　　受取人＝企業

(ア) 企業が保険金を受け取った場合の経理処理

この企業が受け取った死亡保険金は、いったん益金として算入されます。

定期保険の保険料はこの事例では損金算入され、資産計上されていませんので、保険料積立金はありません。したがって、死亡保険金額全額を雑収入として益金に算入します。

[参考] 死亡保険金を受け取った場合の仕訳

借 方	貸 方
現金（預金） 100,000,000円	雑収入 100,000,000円

(イ) 企業が遺族に対して死亡退職金・弔慰金を支払った場合の経理処理と課税関係

企業が受け取っていったん益金に算入した死亡保険金を死亡退職金・弔慰金として遺族に支払った場合は、その金額が社会通念上妥当なものであれば原則として「損金算入」できます。ただし、役職・在職期間などに照らして不相当に高額と認められた場合は、損金算入を否認される場合があります。

[死亡退職金の算出方法の一例]

$$\begin{array}{l} \text{死亡時の最終報酬月額} \quad \text{通算在任年数} \quad \text{功績倍率} \quad \text{死亡退職金} \\ 150\text{万円} \quad \times \quad 15\text{年} \quad \times \quad 3 \quad = 6,750\text{万円} \end{array}$$

[弔慰金の算出方法の一例]

●業務上の死亡の場合

$$\begin{array}{l} \text{死亡時の最終報酬月額} \quad \text{弔慰金} \\ 150\text{万円} \quad \times \quad 36\text{ヶ月} \quad = \quad 5,400\text{万円} \end{array}$$

●業務外の死亡の場合

$$\begin{array}{l} \text{死亡時の最終報酬月額} \quad \text{弔慰金} \\ 150\text{万円} \quad \times \quad 6\text{ヶ月} \quad = \quad 900\text{万円} \end{array}$$

[参考] 企業が死亡退職金・弔慰金を遺族に支払った場合の仕訳

借 方	貸 方
死亡退職金 67,500,000円	現金（預金） 76,500,000円
弔慰金 9,000,000円	

なお、相続人の受け取った死亡退職金には相続税が課せられますが、「500万円×法定相続人の数」までは非課税です。また、遺族が受け取った弔慰金も相続税が課せられますが、弔慰金の目安となる金額までは非課税となります（112ページを参照）。

一方、企業が受け取った死亡保険金から死亡退職金・弔慰金および法人税等を支払ったあとの残額は、当面の運転資金や人材確保など企業が存続していくための資金として活用できます。



(5) 経営者保険の販売活動

企業市場における経営者保険の販売活動には次のような特色と利点があります。

① 販売活動の特色と利点

(ア) 経営者を相手とするので、多種の情報を入手しやすい

経営者は、種々の幅広い情報、経験をもっており、特に中小企業の経営者には、自分の経験や成功談を喜んで話してくれる人が多いようです。このような情報は、私たち自身を豊かにするだけでなく、私たちが他の企業を訪問して販売活動するうえで非常に役立ちます。この他にも中小企業の経営者は、企業経営に役立つ情報を求めていますので、私たちがこのような情報を得た場合、販売を成功させるうえで大きな利益をもたらします。ただし、プライバシー保護の観点から、その取り扱いには細心の注意を払わなければなりません。

(イ) 保険金額が高い

経営者保険は、責任の重い経営者を保障する保険ですので、通常、保険金額も一般の個人保険に比べて高くなります。

② 販売活動の手順

(ア) 情報の収集

経営者保険を販売するためには、その企業の情報と経営者の情報を収集します。

ア. 経営者保険の販売に必要な情報

- 経営者情報（生年月日、家族構成など）
- 後継者
- 既契約情報
- 決算期
- 役員退職慰労金規程
- 役員退職慰労金準備状況

イ. 情報の収集

経営者個人の情報は、企業への訪問を行い、経営者との人間関係づくりの中から収集していきます。

ウ. 情報の記録・整理

収集した情報は、必ず記録・整理して次回訪問時に生かすことが大切です。特に細かい情報であっても、経営者にアプローチする場合にいろいろなチャンスを生むきっかけとなりますので、必ず記録・整理するようにします。

その際、入手した企業情報・経営者情報の取り扱いには十分に注意し、流用や漏洩などのないようその保護徹底を図ることが必要です。

(イ) ニーズ喚起

情報を収集したら、その情報をもとに保険設計書を作成します。

説明する場合はまず、経営者は特に保障が必要ということを理解してもらうことが大切です。

そのためには「企業経営者としての必要性」と「個人としての必要性」の2つの面から訴えて、ニーズ喚起をします。

また、どのくらい必要なのかを計算式などで具体的に説明します。

保険料のうち定期保険部分、特約部分は損金算入できます（課税の繰り延べ）。

(注) 最高解約返戻率により保険料の一部について資産計上が必要なものもあります。

〔参考〕 退職慰労金と弔慰金

退職慰労金は、経営者の退職あるいは死亡の場合に役員自身や家族の生活保障のために必要であり、「役員退職慰労金規程」などによって事前に決めておくことが望ましいといえます。退職慰労金の算定方法には、いろいろありますが、次の算式がよく用いられます。

退任時の最終報酬月額 × 役員通算在任年数 × 功績倍率

(例) A社の社長が在任19年で退任、役員報酬額100万円

この企業の功績倍率は社長3、専務2.5、常務2、取締役1とすると、

$$100\text{万円} \times 19\text{年} \times 3 = 5,700\text{万円}$$

また、弔慰金は一定範囲内であれば非課税となり、退職慰労金とははつきり区別して支払うほうが、遺族にとっては相続税法上有利であり、企業にとっても損金算入できる(111ページ参照)というメリットがあります。

〔参考〕 中小企業の特徴

- 中小企業経営者は、責任が多大な割に社会的な保障が不十分な場合がしばしば見受けられます。
- 個人財産も会社の資金にあてたり、個人名義の家、土地などの不動産を抵当に金融機関から融資を受け、事業資金などにまわしている場合が少なくないため、万一の保障の必要性も高まっています。
- 経営者の個人手腕が発揮でき、企業の意思決定が早くできます。
- 親会社、取引先、金融機関などからの影響を受けやすい傾向にあります。

5 勤労者財産形成制度（財形制度）

勤労者財産形成制度（以下、「財形制度」という）は、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成（貯蓄、住宅など）を国や企業が積極的に支援する制度です。従業員の「貯蓄の奨励」と「持家の促進」を目的としており、画期的な福利厚生制度であるといえます。

財形制度には次の4つの柱があります。



(1) 従業員の自助努力による貯蓄制度

従業員の給与等からの天引きにより資産形成を行うもので、一般的な財産形成を目的とした「財形貯蓄制度」、持家などの促進を目的とした「財形住宅制度」、および老後生活資金の準備を目的とした「財形年金制度」があります。

生命保険会社の場合、「財形貯蓄制度」には「財形貯蓄積立保険（一般財形）」、「財形住宅制度」には「財形住宅貯蓄積立保険」、「財形年金制度」には「財形年金積立保険」があり、財形住宅貯蓄積立保険は払込保険料累計額550万円、財形年金積立保険は385万円までを加入限度としています（両方加入の場合はあわせて550万円）。

このうち一般財形は、差益に対して一律20%源泉分離課税が適用（源泉徴収の際には復興特別所得税も加算）されます。

これに対して「財形住宅貯蓄積立保険」「財形年金積立保険」は、国の援助として税法上の特典があり、この2つを通算して払込保険料累計額550万円までの差益は非課税とされています。ただし、その差益が非課税となる「財形住宅貯蓄積立保険」「財形年金積立保険」はそれぞれ1人1契約1金融機関に限られ、一般財形と同様、契約者・被保険者・受取人は同一の勤労者でなければなりません。

（注）1. ここでいう財形保険の受取人とは、積立金（配当金を含む満期時等の払戻金）の受取人であり、災害死亡保険金の受取人ではありません。

なお、死亡給付金は積立金（配当金含む）の支払いとなるので相続税の非課税措置はありません。ただし、高度障害（保険金）給付金は全額非課税となります。

2. 「財形住宅貯蓄積立保険」も「財形年金積立保険」も中途解約時や目的外払出し（災害等の事由で一定要件を満たすケースを除く）等の要件違反の場合は、上記の非課税措置はありません（118ページ〔参考〕参照）。

また、従業員が3年以上の期間にわたり有していた一般財形については、自ら解約し他の金融機関の一般財形へ預け替えることができます。

なお、財形制度にもとづく保険の積立金は、定められた予定利率にもとづいて積み立てられます。

また、財形制度にもとづく保険は、多くの個人保険商品と異なり、積立金等の計算の基礎（予定利率）が変更される場合があります。したがって、お客様に説明する際には、パンフレット等の募集資料における積立金額および支払年金額等の説明において「受取額が保証される」等の誤解が生じないよう十分留意しなければなりません。

また、元本割れを生ずる場合、元本割れ期間を説明する必要があります。

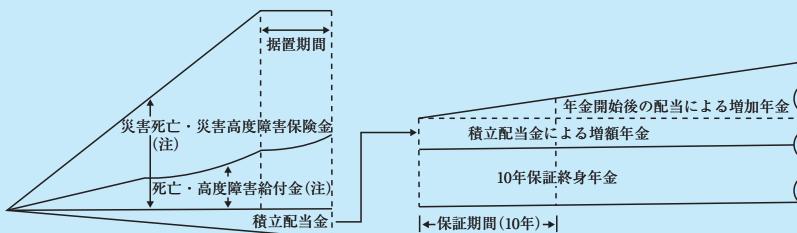
〔参考〕 生命保険財形の商品

商品	保障内容	加入限度 (払込保険料)	保険料払込期間	加入年齢	課税
財形貯蓄 積立保険 (一般財形)	満期等による支払いの他、災害・不慮の事故等による死亡については払込保険料累計額の5倍相当額を、病気死亡の場合は積立金を、配当金とあわせて支払います。	3,000万円	3～15年 (最長40年まで期間延長できる)	15歳～	差益に対し20%源泉分離課税
財形住宅 貯蓄積立 保険	一定期間経過後、60歳以降確定年金または終身年金を支払うもので、年金支払開始日前には、上記同様の保障があります。	550万円 (財形年金とあわせて550万円)	5～15年 (最長40年まで期間延長できる)	15～54歳	非課税。中途解約(目的的外払出し)は差益に対し20%源泉分離課税
		385万円 (財形住宅とあわせて550万円)	5年以上 (払込期間)		非課税。中途解約は一時所得扱い

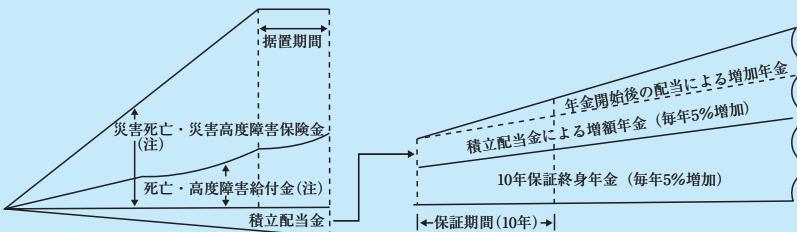
(注) 源泉徴収の際には復興特別所得税も加算されます。

〔参考〕 財形年金積立保険の仕組図

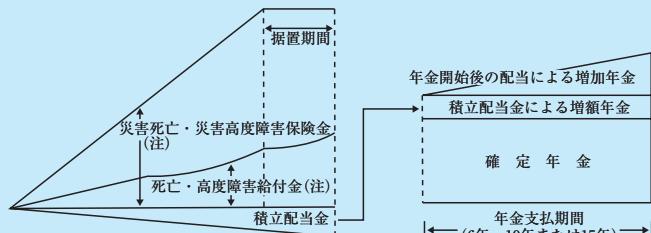
(1) 10年保証終身年金(定額型)



(2) 10年保証終身年金(通増型)



(3) 確定年金(年金支払期間6年、10年、15年)



(注) 災害死亡・災害高度障害保険金は、払込保険料累計額の5倍が、死亡・高度障害給付金は積立金（責任準備金相当額）が支払われます。

(2) 企業による従業員の貯蓄奨励制度

① 財形給付金制度

財形貯蓄を行っている従業員の財産づくりをより一層促進するために、企業が保険料を全額拠出し、積極的に援助する制度です。

生命保険の場合、「財形給付金保険」がこの制度に利用されています。

② 財形基金制度

企業と従業員で構成する勤労者財産形成基金（以下「基金」という）という法人格を有する組織を設立し、企業の拠出する保険料をいったん基金で受け入れ、これを基金が基金契約によって運用し、給付を行う制度です。

この制度の目的や趣旨は、財形給付金制度と同じですが、一定人員規模の基金の設立が必要なことから財形給付金制度に比べて比較的大きな企業に限られています。

生命保険の場合、「財形基金保険」がこの制度に利用されています。

(3) 財形貯蓄の融資制度

財形持家融資制度

財形住宅融資は、財産形成促進制度における財形貯蓄（財形の種類は問わない）を行っている勤労者を対象とした、財形持家融資制度にもとづく融資制度です。

（注）財形持家融資制度にもとづく融資制度には、次の3つがあります。

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主を通じて融資する方法（財形転貸融資）
- ・共済組合等が公務員等へ直接融資する方法
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が直接融資する方法（財形直接融資）

(4) 中小企業における財形事務の事務代行制度

中小企業における財形事務の負担を軽減し財形制度の一層の普及を図るために、中小企業事業主は中小企業団体等（事務代行団体）に対して、財形制度の事務の委託を行うことができます。

（注）なお、従業員が転職した場合で、転職先の事業主が財形制度を導入していないとき等に、一般財形貯蓄契約については、中小企業団体等（事務代行団体）を通じて、一定期間に限り特例的に財形貯蓄を継続することができます。

6 医療保障保険（団体型）

医療保障保険（団体型）は、高齢社会の進行に伴う国民医療費の増大、健康保険法の改正による一部負担制の導入、および保険給付対象外費用の増大等医療分野における自助努力の要請に応える企業（団体）向けの保険として発売されています。

企業（団体）の従業員および役員を対象に一括して企業（団体）と契約を結ぶ1年更新の医療保険です。

その給付内容には、治療給付金、入院給付金および死亡保険金があります。

- (注) 1. 個人向けに「医療保障保険（個人型）」を販売している生命保険会社もあります。
2. 実損てん補方式の「医療費用保険」を販売している保険会社もあります。

金融商品と金利の計算

I

金利の基礎知識

現在、私たちのまわりにはさまざまな金融商品が販売されており、また、お客様の中には金融商品の「金利」に関心の高い人もいます。

そこで、この章では金利の言葉の意味や、金利の計算方法などについて学んでいきましょう。

1 金利とは

(1) 金利

金利とは、一般に「資金の使用料あるいは貸借される賃借料」といわれています。

つまり、資金の貸し借りが行われた場合に、資金を借りた人が貸した人に支払う使用料（賃借料）が金利です。金利は、「利息」または「利子」と呼ばれることもあります。

また、金利という用語は、上述のように利息または利子というような「金額」を指すものとして用いられる他、「利率」を指す場合に用いられることもあります。

たとえば、「金利の支払い」といえば「金額」を意味し、「日本銀行は金利水準の見直しを検討中である」というような場合には、「利率」を指すことになります。

(2) 単利と複利

金利（利息）の計算方法は、大別すると「単利」と「複利」とに分けられます。単利は元本だけに利息がつくのに対し、複利は元本に利息を繰り入れ、この合計額に利息がつきます。これを式で表すと次のようにになります。

① 単利の運用結果

$$\text{元利合計額} = \text{元本} \times (1 + \text{利率} \times \text{運用期間})$$

② 複利の運用結果

$$\text{元利合計額} = \text{元本} \times (1 + \text{利率})^{\text{運用期間}}$$

たとえば、元本100万円を年3%の利率で3年間運用した場合、単利と複利でそれぞれいくらになるかみてみましょう。

① 単利運用

$$100\text{万円} \times (1 + 0.03 \times 3\text{年}) = 1,090,000\text{円}$$

元 本 100万円

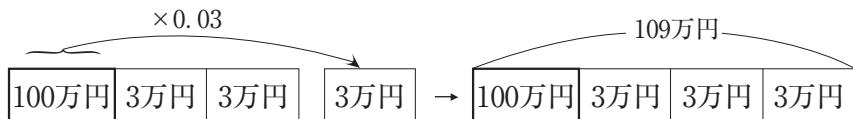
$$\langle 1\text{年後} \rangle \quad 103\text{万円} = 100\text{万円} \times 1.03$$



$$\langle 2\text{年後} \rangle \quad 106\text{万円} = 100\text{万円} \times 1.03 + 3\text{万円}$$

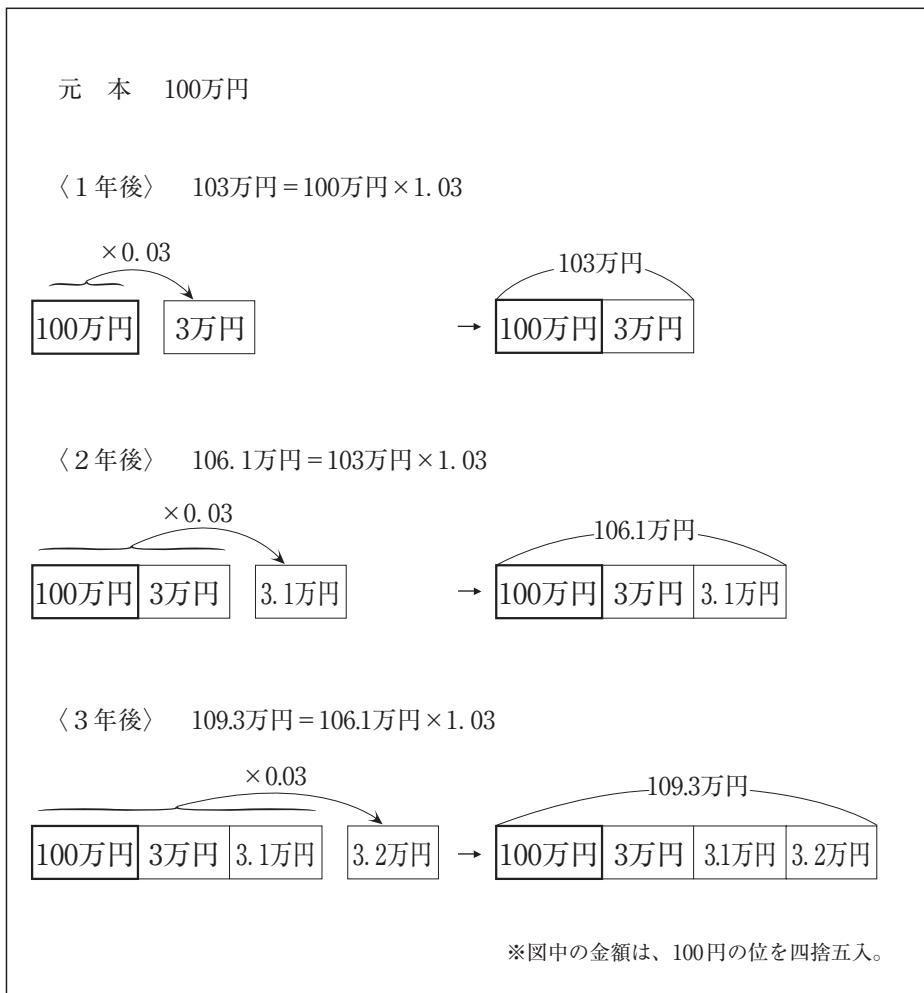


$$\langle 3\text{年後} \rangle \quad 109\text{万円} = 100\text{万円} \times 1.03 + 6\text{万円}$$



② 複利運用

$$100\text{万円} \times (1 + 0.03)^3 = 1,092,727\text{円}$$



上記の例では、3年後の単利運用と複利運用の差が約3,000円になります。このように同一の利率であれば、通常、**単利運用より複利運用のほうが元利合計額は大きくなります**。さらに、運用期間が長くなるほど、あるいは、利率が高くなるほどこの差は大きくなります。

(注) 累乗の計算

aという数をb回掛け合わせたものをaのb乗といい、 a^b で表します。

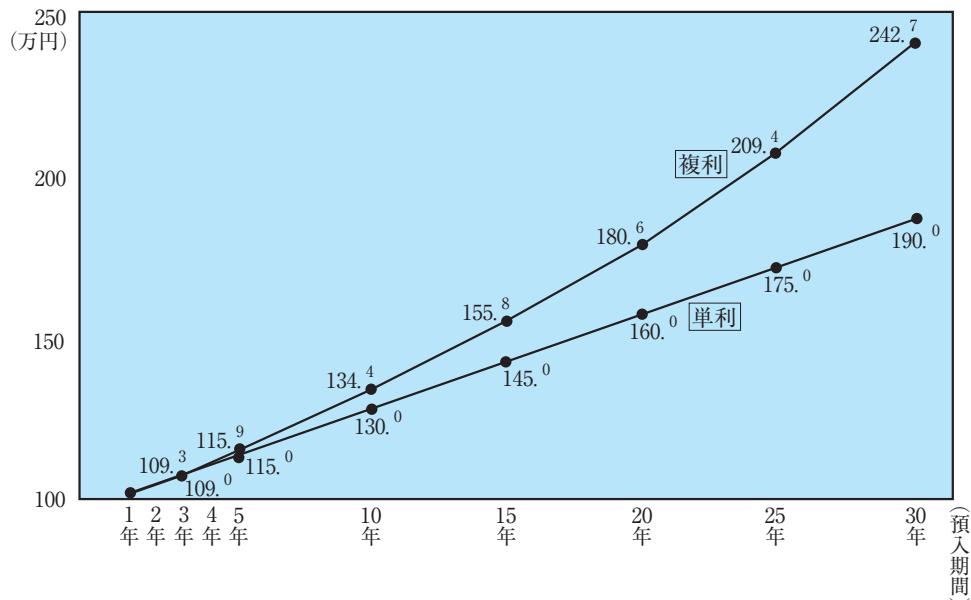
たとえば、 2^3 は、2を3回掛け合わせることを意味しますので、

$$2^3 = 2 \times 2 \times 2 = 8$$

となります。

〔参考〕 単利と複利の元利の増え方比較

(元本100万円、年利3%)



(3) 利率と利回り

金融商品をランクづけしている図表を新聞や雑誌でみかけることがあります。これらの図表には、「利率」と「利回り」とが記載されていて混同しがちです。

「利率」とは、金融商品などの元本に対する利息の比率を表します。また、一般に「利回り」といえば「年平均利回り」のことをいい、平均して1年間に元本の何%の収益が得られたかを表します。これを式で表すと次のようになります。

$$\text{年平均利回り} (\%) = \frac{\text{収益}}{\text{元本}} \div \text{運用期間 (年)} \times 100$$

たとえば、1年複利の商品で、元本100万円を年3%の利率で5年間運用した場合、年平均利回りはどのようになるかみてみましょう。

この場合の収益は、

$$\text{元利合計額} - \text{元本} = \text{収益}$$

$$100\text{万円} \times (1 + 0.03)^5 - 100\text{万円} = 159,274\text{円}$$

上記の式にあてはめると、

$$\text{年平均利回り} = \frac{159,274\text{円}}{100\text{万円}} \div 5(\text{年}) \times 100 = 3.1855\%$$

このように、3%の利率で複利で計算した結果、3.1855%という年平均利回りが求められました。

つまり、複利運用では、通常、「利率」よりも「年平均利回り」のほうが数値は大きくなります。

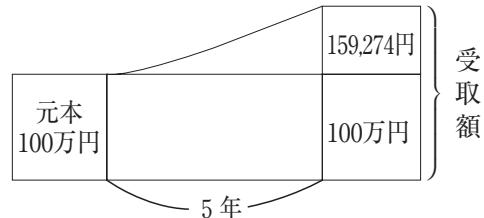
(注) 「年平均利回り」は、毎年(毎期)利率が変動する、または収益分配型で事前に利率が定められない金融商品等を単利換算して比較するために用います。

100万円を年利率3%の1年複利で5年間運用した場合の年平均利回りは……?

① 受取額の計算

5年後の受取額は、

$$100\text{万円} \times (1 + 0.03)^5 = 1,159,274\text{円}$$



② 収益の計算

受取額から元本を引いた額、

つまり収益は、

$$1,159,274\text{円} - 100\text{万円} = 159,274\text{円}$$

$$\begin{array}{r} 159,274\text{円} \\ - 100\text{万円} \\ \hline \end{array} = \boxed{159,274\text{円}}$$

(受取額) (元本) (5年間で得た収益)

③ 年平均利回りの計算

$$\frac{159,274\text{円}}{(5年間で得た収益)} \div 5(\text{年}) = \boxed{31,855\text{円}}$$

(1年分の収益)

1年分の収益は、元本の何%であるかを求める。

$$\text{したがって、年平均利回りは } \frac{31,855\text{円}}{100\text{万円}} \times 100 = 3.1855\% (\%)$$

※金額は、円未満を四捨五入。

(4) 現価と終価

将来のある時期に、ある一定の金額を受け取るために現在用意しなければならない金額を「現価」といいます。

たとえば、年利率3%で運用する場合、10年後に100万円にするために現在用意しなければならない金額のことです。

この金額を求めるために次の算式が用いられます。(1年複利の場合)

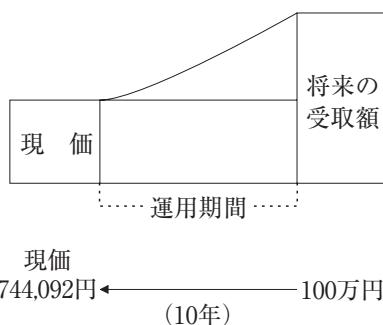
$$\text{現価} = \frac{\text{将来の受取金額}}{(1 + \text{利率})^{\text{運用期間}}}$$

では、実際に数字を当てはめてみましょう。

※計算過程は、小数第6位四捨五入。金額は、円未満を四捨五入。

$$\begin{aligned} \text{10年後の100万円の現価} &= \frac{100\text{万円}}{(1 + 0.03)^{10}} \\ &= 100\text{万円} \div 1.34392 \\ &= 744,092\text{円} \end{aligned}$$

この744,092円が10年後の100万円の現価です。



$$\begin{array}{ccc} \text{現価} & & 100\text{万円} \\ 744,092\text{円} & \xleftarrow[(10\text{年})]{} & \end{array}$$

一方、現在用意している金額を、一定の利率で一定期間運用した結果の金額を「終価」といいます。

たとえば、現在100万円の金額を用意している場合、年利率3%で10年間運用した結果の金額を終価といいます。

この金額を求めるために次の算式が用いられます。(1年複利の場合)

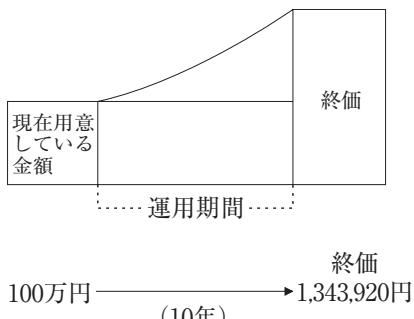
$$\text{終価} = \text{元本(現在用意している金額)} \times (1 + \text{利率})^{\text{運用期間}}$$

では、実際に数字を当てはめてみましょう。

※計算過程は、小数第6位四捨五入。金額は、円未満を四捨五入。

$$\begin{aligned} \text{100万円の10年後の終価} &= 100\text{万円} \times (1 + 0.03)^{10} \\ &= 100\text{万円} \times 1.34392 \\ &= 1,343,920\text{円} \end{aligned}$$

この1,343,920円が10年後の100万円の終価です。



② 金利の決まり方

(1) 金利が決まる要因

金利は、お金を貸し借りする際の利息（価格）であり、普通の商品を売買するときと同様に需要と供給のバランスで決まります。つまり、借りたい人が多ければ金利は上昇し、貸したい人が多ければ金利は低下します。逆にいって、金利が低ければ借りたい人が増えますが、金利が高くなりすぎると誰も借りないということになります。

これを私たちの生活に当てはめてみると、金利が低ければ設備投資等への資金需要が高まり、企業の生産活動が活発になっていきます。また、市場に出回るお金の量も増えますので、個人の消費活動等も活発になり景気が上向いていきます。この景気の上昇局面では資金需要が高まっていますので、金利も上昇します。逆に金利が高くなりすぎると、徐々に投資意欲が低下し借り入れを控えるようになります。そうなると、生産や消費といった経済活動全般が抑制されてきますので、景気は後退局面に入っています。資金需要が減少しますので、結果的に金利も下がる方向に向かいます。

また、景気が過熱して物価が上昇することでインフレーションとなったり、景気が低迷して物価が下落することでデフレーションとなったりするなどの状況になると、日本銀行が金融政策を発動して金利を調整することになります。

具体的には、日本銀行が短期金融市場における「無担保コールレート（翌日物）」への公開市場操作（オペレーション）を実行し、政策金利として設定した目標金利に誘導することで市場金利等へ影響を与えています。

(2) 金利の種類

金利には、下記のような分類方法があります。

① 市場（自由）金利と規制金利

預貯金金利や企業への貸し出し金利等は、現在、原則としてすべての金利がお互いの需給バランスによって自由に決まる「市場（自由）金利」となっています。一方、法令や政府により取引金利が決められている金利は「規制金利」と呼ばれ、日本銀行が市中銀行に対してお金を貸し出すときの基準金利（従来の公定歩合）がその代表格です。

② 短期金利と長期金利

「短期金利」は一般に期間1年以内の金利を指し、「長期金利」は期間1年超の金利を指します。「短期金利」は、以前は公定歩合の影響を受けましたが、現在は日本銀行が誘導する「無担保コールレート（翌日物）」の金利の影響を受けます。一方、「長期金利」は、市場参加者による物価や短期金利の推移などの将来予想の影響を受けます。

③ 固定金利と変動金利

「固定金利」は、当初決めた金利が期間終了まで適用される金利で、「変動金利」は期間の途中で見直されることのある金利です。

〔参考〕 公開市場操作（オペレーション）・基準割引率および基準貸付利率（従来の「公定歩合」）・コールレート・プライムレート

●公開市場操作（オペレーション）

現在の自由金利市場において、日本銀行が物価・通貨価値の安定や景気対策の一環として行う金融政策のひとつです。他に政策金利操作と支払準備率操作があります。日本銀行が一般企業や個人も参加する公開（オープン）の金融市场において、国債等の有価証券を売買し市場に対する通貨の供給（買いオペレーション）と通貨の回収（売りオペレーション）を行うことによって、短期金融市场の主たる銘柄である「無担保コールレート（翌日物）」を操作し、結果的に市場金利の水準を目標金利に誘導する効果をもっています。

●基準割引率および基準貸付利率（従来の「公定歩合」）

日本銀行が市中銀行に対して、お金を貸し出すときに適用する基準金利のことです。かつての規制金利下では、預貯金金利等の各種金利が公定歩合に直接連動していたため、政府が金融政策の基本スタンスを示す代表的な政策金利でしたが、金利自由化に伴い、現在では預貯金金利との直接的な連動関係はなく、短期金融市场における短期金利（コールレート）の上限を画する役割を担うにすぎません。ただし、政府が目指す金融政策や金利水準に対する考え方を広く国民に知らせるアナウンスメント効果をもち、現在でも強い影響力をもっています。

*日本銀行では現在、「公定歩合」の名称は使わず、「基準割引率および基準貸付利率」と呼称されています。

●コールレート

短期金融市场における金融機関相互の資金貸借金利のことで、その金利は市場の需給バランスにより自由に決定されます。民間銀行等の資金調達は通常このレートにより行われています。

●プライムレート（最優遇貸出金利）

金融機関が企業にお金を貸す場合の金利を貸出金利といいます。この貸出金利の基準となるものにプライムレートがあります。

プライムレートは、金融機関が優良企業に対して適用する金利であり、基本的には貸出金利の下限になります。また、プライムレートには貸出期間1年未満の場合に適用する「短期プライムレート」と、貸出期間1年以上の場合に適用する「長期プライムレート」があります。

短期プライムレート（短プラ）は、現在、新短期プライムレート（新短プラ）と呼ばれており、都銀など一般銀行の信用度の高い企業に対する「短期（1年未満）」の「最優遇貸出レート」です。

長期プライムレート（長プラ）は、銀行、信託銀行、保険会社の、信用度の高い企業に対する「長期（1年以上）」の「最優遇貸出レート」のことです。

金融機関は従来は長期プライムレートにもとづいて長期の貸出をしていましたが、現在では短期プライムレートに連動する「新長期プライムレート（新長プラ）」を導入しています。

生命保険商品には「保障機能」の他に「貯蓄機能」もあり、お客様の貯蓄のニーズに対応することもできます。しかし、さまざまな金融機関から発売されている金融商品との競合が予想されます。ここでは、生活設計における金融商品の内容とその活用について具体的にみてみましょう。

1 金融商品と生活設計

お客様に生活設計をアドバイスするうえで、教育・結婚資金や住宅資金など計画的に資金を準備することも考えなくてはなりません。計画的に資金を準備するためには貯蓄をすること、つまり月々積み立てたり、今ある資金を安全にかつ有利に運用することが必要となります。

貯蓄のアドバイスを行うポイントは以下の4点です。

- ①どんな資金が必要なのか。（目的）
- ②いつ必要なのか。（期間）
- ③いくらぐらい必要なのか。（金額）
- ④どのようにして準備するのか。（商品）

また、金利の基礎知識で学んだような単利や複利、利回りなどの知識もアドバイスの中で活用しましょう。

2 隣接業界の金融商品

(1) 固定金利商品と変動金利商品

金融商品の中には、約束された利率が満期まで適用される固定金利商品と金融情勢の変化などに応じて一定期間ごとに金利が見直される変動金利商品があります。

預貯金などの金融商品において、固定金利商品と変動金利商品を比べた場合、お客様にとって金利が今後上昇しそうな場合には変動金利商品が有利となり、逆に金利が今後下降しそうな場合には購入時の金利が持続される固定金利商品が有利ということになります。

(注) 住宅ローンなどのローンにおいては、借りる側から見た場合は上記と逆の考え方になります。

(2) 単利型商品と複利型商品

金融商品には、利息が単利で運用される単利型商品と複利で運用される複利型商品があります。利息や利回りを計算する場合は、その商品がどちらの商品であるのかを確認する必要があります。

さらに、複利型商品には「1カ月複利」「半年複利」「1年複利」があります。利率・期間が同じ場合、1年複利よりも半年複利、半年複利よりも1カ月複利商品のほうが元利合計は大きくなります。その理由は、各期間ごとの利息に利息がつくからです。

[参考] 主な金融商品

商品名	金融機関	金 利				税金	特 微
		固 定	変 動	单 利	複 利		
普通預金	銀 行	—	—	○		20 % 源 泉 分 離 課 稅	出し入れが自由 利率は定期預金に比べて低い
ス 一 パ 一 定 期	銀 行	○		○	○ (半年)		預入期間は1カ月以上 3年以上の商品については半年複利型もある
期 日 指 定 定 期 預 金	銀 行	○			○ 1年	20 % 源 泉 分 離 課 稅	預入期間は1年以上 1年据置後、1カ月以上前に通知すれば自由に払い出すことができる
貸付信託 (収益分配型)	信託銀行		○	○ 半年			収益は半年ごとに支払い 預入期間は2年、5年
M R F	証券会社 など		○		○ 1カ月	20 % 源 泉 分 離 課 稅	証券総合口座用ファンド 実績分配型の公社債投信
定額貯金	ゆうちょ 銀行	○			○ 半年		預入期間は6カ月以上最長 10年まで
個 人 向 け 国 債 (変動10年タイプ)	証券会社 銀行など		○	○ 半年		20 % 源 泉 徴 収 申 告 分 敷 分 税	償還期間は10年。1年以内 は原則換金不可、半年ごとに利率を見直して利払い
個 人 向 け 国 債 (固定5年・3年タイプ)	証券会社 銀行など	○		○ 半年			5年タイプの償還期間は5年。 3年タイプの償還期間は3年。 1年以内は原則換金不可

(注) 源泉徴収や申告分離課税の際には復興特別所得税も加算されます。

3 金融商品の利回り計算

(1) 税引き後利回り

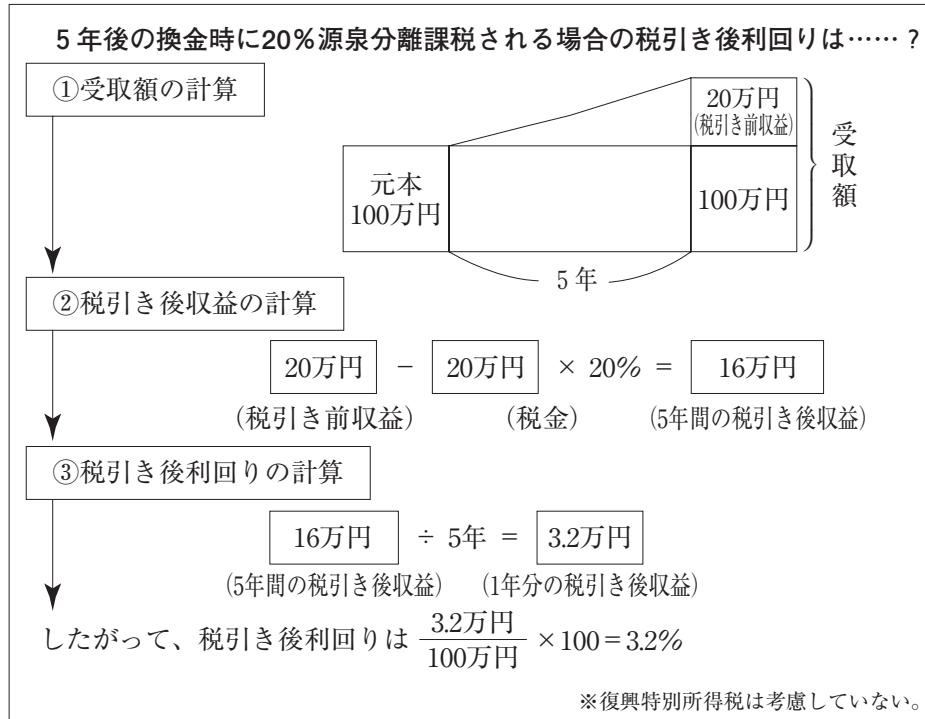
金融商品（個人向け国債等を除く）の利息は20%の源泉分離課税扱いとなります。源泉分離課税とは、他の所得と全く分離して、利息等を支払う者がその支払いの際に一定の税率で所得税（住民税含む）を源泉徴収し、それだけで納税が完結するというものです。預貯金等の金融商品では、実際に受け取れる利息等の収益金額は20%源泉分離課税後の金額になります。

税引き後利回りとは、20%源泉分離課税後の実際の収益が元本に対して1年当たり何%で運用されたのかを表すもので、次の計算式になります。

$$\text{税引き後利回り} (\%) = \frac{\text{実際の収益(税引き後収益)}}{\text{元本}} \div \text{運用期間(年)} \times 100$$

ところが、複利型商品の場合にはMRFのような毎月の利払時に課税される商品と、期日指定定期預金のように満期時に課税される商品がありますので、実際の受取額を計算する際には注意が必要です。

なお、源泉徴収の際には復興特別所得税も加算されますが、この項では考慮しません。



(2) 具体的な利回り計算

① 期日指定定期預金の満期受取金額の税引き後利回りと年平均利回り

—計算例—

- 元本100万円、期間2年の期日指定定期預金（年利率1.65%）の場合
※復興特別所得税は考慮していません。

【受取額の計算（税引き前）】

期日指定定期預金は1年複利なので、

$$\begin{aligned}\text{元利合計額（満期受取金額）} &= \text{元本} \times (1 + \text{利率})^{\text{運用期間}} \\ &= 100\text{万円} \times (1 + 0.0165)^2 \\ &= 100\text{万円} \times 1.033272 \\ &= 1,033,272\text{円}\end{aligned}$$

【税引き後収益の計算】

$$\begin{aligned}\text{税引き前収益} &= \text{元利合計額} - \text{元本} \\ &= 1,033,272\text{円} - 100\text{万円} \\ &= 33,272\text{円}\end{aligned}$$

期日指定定期預金の利息は満期時に20%源泉分離課税されますので、

$$\begin{aligned}\text{税金（20%源泉分離課税分）} &= 33,272\text{円} \times 0.2 \\ &= 6,654\text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{税引き後収益} &= \text{元利合計額} - \text{元本} - \text{税金} \\ &= 1,033,272\text{円} - 100\text{万円} - 6,654\text{円} \\ &= 26,618\text{円}\end{aligned}$$

【税引き後利回りの計算】

$$\begin{aligned}\text{税引き後利回り（%）} &= \frac{\text{税引き後収益}}{\text{元本}} \div \text{運用期間（年）} \times 100 \\ &= \frac{26,618\text{円}}{100\text{万円}} \div 2(\text{年}) \times 100 \\ &= 1.33\%\end{aligned}$$

ちなみに、税引き前の年平均利回りは、

$$\begin{aligned}\text{年平均利回り（%）} &= \frac{\text{税引き前収益}}{\text{元本}} \div \text{運用期間（年）} \times 100 \\ &= \frac{33,272\text{円}}{100\text{万円}} \div 2(\text{年}) \times 100 \\ &= 1.66\%\end{aligned}$$

② スーパー定期の満期時の税引き後利回りと年平均利回り

計算例

- 元本100万円、期間5年のスーパー定期（半年複利、満期一括受取型を選択、年利率2.4%）の場合
※復興特別所得税は考慮していません。

【受取額の計算（税引き前）】

半年複利のスーパー定期なので、半年分の金利は年利率2.4%の半年分（6カ月／12カ月）で計算します。

$$\text{半年分の金利} = 2.4\% \div 2 = 1.2\%$$

5年後の満期日に一括受け取りしたときの元利合計額（満期受取金額）は、

$$\begin{aligned}\text{元利合計額（満期受取金額）} &= 100\text{万円} \times (1 + 0.012)^{\text{年2回} \times 5\text{年}} \\ &= 100\text{万円} \times (1 + 0.012)^{10} \\ &= 100\text{万円} \times 1.126692 \\ &= 1,126,692\text{円}\end{aligned}$$

【税引き後収益の計算】

$$\begin{aligned}\text{税引き前収益} &= 1,126,692\text{円} - 100\text{万円} \\ &= 126,692\text{円}\end{aligned}$$

このスーパー定期の利息は、満期時に20%源泉分離課税されますので、

$$\begin{aligned}\text{税金（20%源泉分離課税分）} &= 126,692\text{円} \times 0.2 \\ &= 25,338\text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{税引き後収益} &= \text{元利合計額} - \text{元本} - \text{税金} \\ &= 1,126,692\text{円} - 100\text{万円} - 25,338\text{円} \\ &= 101,354\text{円}\end{aligned}$$

【税引き後利回りの計算】

$$\begin{aligned}\text{税引き後利回り（%）} &= \frac{\text{税引き後収益}}{\text{元本}} \div \text{運用期間（年）} \times 100 \\ &= \frac{101,354\text{円}}{100\text{万円}} \div 5\text{（年）} \times 100 \\ &= 2.0271\%\end{aligned}$$

ちなみに、税引き前の年平均利回りは、

$$\begin{aligned}\text{年平均利回り（%）} &= \frac{\text{税引き前収益}}{\text{元本}} \div \text{運用期間（年）} \times 100 \\ &= \frac{126,692\text{円}}{100\text{万円}} \div 5\text{（年）} \times 100 \\ &= 2.5338\%\end{aligned}$$

公的年金制度

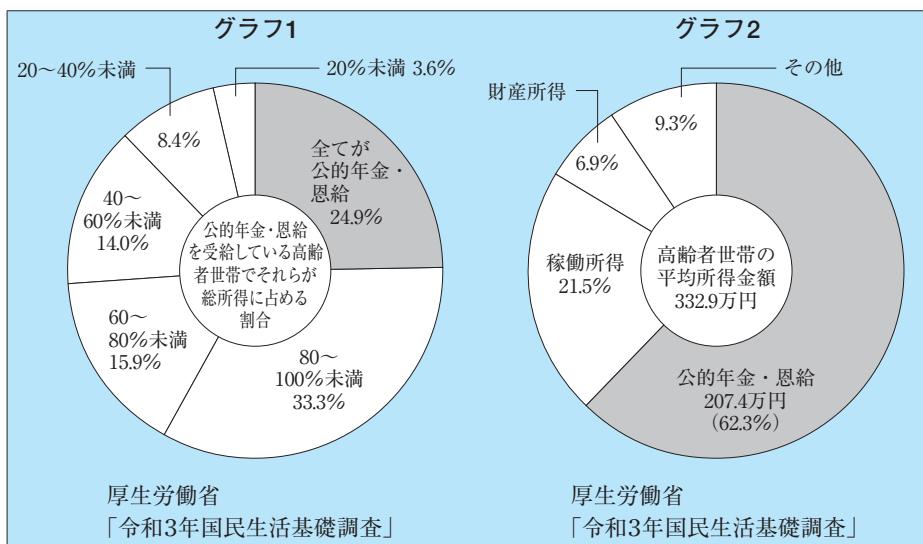
I

公的年金の概要

国民の基本的な生活保障を担う社会保障制度の中で、公的年金制度の果たす役割は非常に大きなものです。すでに専門課程で学習したように、生活設計に必要な必要保障額を算出してみてわかるのは、準備済みの資金として考えられる公的年金額の占める割合の大きさです。しかしながら、ゆとりある生活を確保するには、その金額が十分ではない場合も多く、将来に対する不安も大きくなっています。

特に、高齢者世帯のうち、所得は公的年金・恩給だけという世帯が全体の約4分の1であること（〔参考〕グラフ1）、また、その年間平均所得金額の6割以上を公的年金・恩給が占めていること（〔参考〕グラフ2）から、生活設計をアドバイスする私たちはその負担や給付水準についてよく理解しておく必要があります。

〔参考〕「公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の総所得に占める割合」（グラフ1）
 「高齢者世帯の平均所得金額および構成割合（年間）」（グラフ2）



（注）ここでいう高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯を指します。

1 国民年金（基礎年金）

国民年金は、1961年（昭和36年）の制度施行後、1986年（昭和61年）に改正され、原則として20歳以上の全国民が加入する「国民皆年金」が実現しました。その後も適正な保険料負担や給付水準の確保に向けた見直し等が図られています。

(注) 公的年金では、国民年金、厚生年金保険等から、2つ以上の年金を受けられるようになったときは、いずれか1つの年金を選択することになります。これを一人一年金の原則といいます。

(1) 対象となる被保険者

原則として、20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある者が被保険者となります。また、20歳未満または60歳以上の被用者年金（厚生年金保険）制度の加入者も対象に含まれます。

① 強制加入の被保険者種別

第1号被保険者 自営業者・農林水産業者・学生およびその配偶者等で日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者

第2号被保険者 会社員・公務員・私立学校教職員など被用者年金（厚生年金保険）制度の加入者本人で原則70歳未満の者（65歳以上の年金受給権者を除く）

第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者（ただし、被扶養配偶者には年収制限があります。）

(注) 結婚・離婚・就業などにより上記種別が変わるときには届出が必要です。

② 任意加入の被保険者

国民年金の強制加入の対象者以外であっても、海外に在住する日本国籍の者や、受給資格期間が足りない者、受給年金額を増やしたい者は、所定の条件を満たした場合に、希望により、国民年金に任意加入することができます。この場合の種別は、第1号被保険者とみなされます。

(2) 負担する保険料

第1号被保険者は、一律の保険料（2023年度（令和5年度）価格は月額16,520円）を個々に納めています。ただし、生活保護世帯や一定の障害者等で保険料納付が困難な場合には保険料納付の免除制度があり、その他に納付猶予制度や学生納付特例制度（猶予制度）もあります。

また、第2号被保険者は、被用者年金制度の保険料に被扶養配偶者である第

3号被保険者分を含めて、相応分を給与（賞与）からの天引きで納めています。

現在、国民年金の給付は、第1号被保険者の納める保険料と被用者年金制度からの拠出金、および国庫負担を財源として賄われています。

- (注) 1. 保険料免除制度には、上記のような「法定免除」の他に、一定の事情によって段階的な負担の免除を受けることができる「申請免除」等があります。
2. 他に第1号被保険者については受給年金額の増額（付加年金）のための任意負担の付加保険料があります。

2 厚生年金保険（被用者年金）

厚生年金保険は、被保険者の加入期間や報酬に応じて計算された年金を基礎年金に上乗せし、いわゆる「二階建ての年金」として支給する制度です。

厚生年金保険では、法律により制度の適用事業所が規定されています。強制適用となる株式会社などの法人や一定の基準を満たす個人事業所以外でも、従業員の $\frac{1}{2}$ 以上の同意のもと所定の認可を受けければ、任意適用事業所として従業員の制度加入が可能です。

(1) 対象となる被保険者

厚生年金保険の被保険者は、原則、適用事業所に使用される70歳未満の者で、国籍・性別・業務の種類に関係なく強制加入被保険者となります。

- (注) 厚生年金保険の被保険者として、一定条件のパート・アルバイト職員も加入が義務づけられており、適用除外者の詳細も法律で規定されています。

(2) 負担する保険料と標準報酬額

負担すべき保険料は、被保険者の「標準報酬月額」「標準賞与額」に所定の保険料率を乗じて算出します。2003年（平成15年）4月以降、毎月の給与だけではなく賞与も保険料徴収や年金給付額計算の対象とした「総報酬制」が導入されています。

なお、保険料は事業主と従業員（被保険者本人）で $\frac{1}{2}$ ずつ負担します。集められた保険料の一定額が、被扶養配偶者分を含めて、基礎年金の支払財源として拠出されることになります。

その他、被保険者が育児休業中の厚生年金保険の保険料については、子が3歳になるまでの期間を最長として、申請により免除される制度があります。

- (注) 1. 一般的の被保険者の場合、保険料率は標準報酬月額・標準賞与額の18.3%です。事業主と折半のため本人負担は9.15%となっています。
2. 産前産後休業期間についても厚生年金保険料が免除されます。

公的年金制度の給付には、「老齢給付」「障害給付」「遺族給付」の3つがあります。

1 老齢給付の内容

(1) 国民年金（老齢基礎年金）

① 受給条件

加入期間は、原則、20歳から60歳までの40年間で、そのうち受給資格期間を満たした者に対して65歳から支給されます。

- (注) 1. 加入期間のうち受給資格期間とは、保険料納付済期間・保険料免除期間・合算対象期間（年金額計算に無関係のカラ期間）の合計期間をいいます。
2. 受給資格期間は2017年（平成29年）7月までは25年でしたが、現在原則10年に短縮されています。

② 年金額

保険料納付済期間が40年（480月）に達した場合、満額の年金が給付されます（2023年度（令和5年度）価格795,000円（月額66,250円））。また、保険料納付済期間が加入可能年数に満たない場合は、その分が減額されます。

〔参考〕 老齢基礎年金額の計算式（2023年度（令和5年度）価格）

$$\text{受給する年金額} = 795,000\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数} \times 12\text{カ月}}$$

- (注) 1. 加入可能年数は、国民年金制度の発足以来の経緯から、生年月日によって最大月数に差があります。1941年（昭和16年）4月2日以降生まれの人は40年（480月）となります。
2. 年金額の年度価格は、前年の物価や賃金等の変動率を加味して毎年決定されています。
3. 上記の年金額は新規裁定者（1956年（昭和31年）4月2日以後生まれの人）の価格で、既裁定者（1956年（昭和31年）4月1日以前生まれの人）は満額792,600円となります。以下、このテキストでは新規裁定者の価格について記載します。

③ 年金の給付

年金の請求は、受給する権利を得たときに、受給者本人が請求手続き（裁定請求）を行わなければなりません。また、年金の給付は2カ月ごとに2カ月分が支給されます。なお、年金受給開始時期を65歳より前に繰り上げて年金額が減額される「繰上げ支給」や年金受給開始時期を65歳よりあとに

繰り下げて年金額が増額される「繰下げ支給」を選択することができます。

(2) 厚生年金保険（老齢厚生年金）

① 受給条件

原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が1カ月以上ある者は、老齢基礎年金に上乗せして65歳から支給されます。ただし、制度改正の移行措置として、被保険者の生年月日によっては、60歳時から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみの場合を含む）が支給されていますが、支給開始年齢の引上げが順次行われています（141ページ参照）。

② 年金額

厚生年金保険加入者の年金額は、基礎年金部分と報酬比例部分からなり、一定の条件を満たすと加給年金などが加算されます。

＜基礎年金部分＞

老齢基礎年金額の計算と同じです（138ページ〔参考〕参照）。

＜報酬比例部分＞

収入（報酬額）の平均、加入（被保険者）月数および生年月日による給付乗率等により計算します（140ページ〔参考〕参照）。

＜加給年金＞

加給年金は、厚生年金保険に原則として20年以上加入した厚生年金受給者（報酬比例部分のみの年金受給者を除く）に生計を維持されている65歳未満の配偶者や一定条件の子がいる場合、生活の手助けとして一定額を加算して支給するものです。

- （注） 1. 配偶者加給年金は「228,700円+特別加算額」で、受給権者の生年月日が1943年（昭和18年）4月2日以降の場合は年額で397,500円となります、それ以前の生年月日の者は特別加算額が異なります。また配偶者加給年金の対象者には年収制限があります。なお、所定の条件の子2人目まで（1人につき）は228,700円、3人目以降（1人につき）は76,200円となります（2023年度（令和5年度）価格）。
2. 配偶者加給年金は被扶養配偶者が65歳になって自分の老齢基礎年金の受給開始とともに支給打ち切りとなり、その後配偶者の生年月日に応じた振替加算として一定額が支払われます。支給打ち切り後の配偶者の老齢基礎年金への振替加算は、1966年（昭和41年）4月2日以降生まれの者にはありません。

〔参考〕 老齢厚生年金の報酬比例部分の計算

① 2003年（平成15年）3月までの被保険者月数分の年金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7,125}{1,000} \times \text{加入月数}$$

② 2003年（平成15年）4月以降の被保険者月数分の年金額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5,481}{1,000} \times \text{加入月数}$$

$$\boxed{\text{報酬比例部分の年金額}} = \boxed{\text{①}} + \boxed{\text{②}}$$

(注) 1. 従来の定額部分と基礎年金の差額分（経過的加算）は考慮していません。また、上記の算式は法律の定める本来の算式です。

2. 平均標準報酬月額は①の全期間における標準報酬月額を平均したもので再評価率を乗じて算出します。また、平均標準報酬額は総報酬制移行後の②の全期間における賞与を含む標準報酬額の平均額です。

3. $\frac{7,125}{1,000}$ や $\frac{5,481}{1,000}$ は1946年（昭和21年）4月2日以降生まれの場合の給付率で、それ以前の者は生年月日により異なります。

③ 年金の給付

国民年金（老齢基礎年金）に準じます。

なお、60歳以降も引き続き働いた場合に、相応の勤労収入を得ながら一定の条件のもとに年金が支給（または支給停止）される「在職老齢年金」があります。

(注) 60歳以降厚生年金保険に加入しつつ働いている人で、一定の条件を満たす場合、雇用保険から65歳になるまでの5年間「高年齢雇用継続給付」が支給されます。この場合、在職老齢年金は減額されます（併給調整）。

[参考] 厚生年金保険の老齢給付の支給開始年齢の引上げと受給年金

	▼60歳	▼65歳
男 昭和16年4月2日～ 昭和18年4月1日	報酬比例部分	老齢厚生年金
女 昭和21年4月2日～ 昭和23年4月1日	61歳	定額部分
男 昭和18年4月2日～ 昭和20年4月1日	報酬比例部分	老齢厚生年金
女 昭和23年4月2日～ 昭和25年4月1日	62歳	定額部分
男 昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日	報酬比例部分	老齢厚生年金
女 昭和25年4月2日～ 昭和27年4月1日	63歳	定額部分
男 昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	報酬比例部分	老齢厚生年金
女 昭和27年4月2日～ 昭和29年4月1日	64歳	定額部分
男 昭和24年4月2日～ 昭和28年4月1日	報酬比例部分	老齢厚生年金
女 昭和29年4月2日～ 昭和33年4月1日	65歳	老齢基礎年金
男 昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	報酬比例部分
女 昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日		老齢厚生年金
男 昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	報酬比例部分
女 昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日		老齡基礎年金
男 昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	報酬比例部分
女 昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日		老齡厚生年金
男 昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	報酬比例部分 →	老齡厚生年金
女 昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日	64歳	老齡基礎年金
男 昭和36年4月2日 以降に生まれた者	65歳	老齡厚生年金
女 昭和41年4月2日 以降に生まれた者		老齡基礎年金

(注) 男性は1961年(昭和36年)4月2日以降生まれの者、女性は1966年(昭和41年)4月2日以降生まれの者からは、報酬比例部分の支給もなくなり、65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の支給となります。
 なお、従来の共済年金加入者(女性)であった厚生年金保険加入者については上記の表とは異なります。

2 障害給付の内容

(1) 年金の受給条件

障害年金を受給するには、以下の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

① 初診日における要件

原則、障害の原因となつたがや病気の初診日に被保険者であること

② 障害認定日における障害の状態の要件

障害認定日に、国民年金の場合は障害等級1級・2級、厚生年金保険の場合は1級・2級・3級の状態にあること

③ 一定の保険料納付要件

原則、公的年金の被保険者期間（初診日の属する月の前々月まで）のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が $\frac{2}{3}$ 以上であること

（注）保険料納付要件の特例として、2026年（令和8年）3月31日までの初診日の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいとされています。

(2) 給付の種類と年金額

① 国民年金（障害基礎年金）

障害等級に応じて定額であり、受給権者に生計を維持される18歳に到達する年度末までにある子（子が障害等級1級・2級の場合は20歳未満）がいるときには加算があります。

〔参考〕 障害基礎年金の年金額（2023年度（令和5年度）価格）

障害等級	年金（基本）額	子の人数により加算した合計金額		
		1人	2人	3人以上1人につき
1級	993,750円	1,222,450円	1,451,150円	子が2人の年金額に 76,200円加算
2級	795,000円	1,023,700円	1,252,400円	

② 厚生年金保険（障害厚生年金）

老齢厚生年金と同様に報酬比例で計算され、障害等級に応じて、配偶者加給年金や最低保障額があります。また、障害が軽度の場合には障害手当金の給付があります。

〔参考〕 障害厚生年金の報酬比例部分の計算（2023年度（令和5年度）価格）

給付の種類	給付額
1級障害厚生年金	基本計算式 × 1.25 + 配偶者加給年金（228,700円）
2級障害厚生年金	基本計算式 + 配偶者加給年金（228,700円）
3級障害厚生年金	基本計算式（最低保障額596,300円）
障害手当金	基本計算式 × 2 の一時金（最低保障額1,192,600円）

- (注) 1. 基本計算式は、老齢厚生年金の報酬比例部分の算式と同じ（140ページ〔参考〕参照）です。ただし、給付乗率 $\frac{7,125}{1,000}$ 、 $\frac{5,481}{1,000}$ は老齢厚生年金と異なり定率です。
2. 配偶者加給年金には特別加算はなく、配偶者が65歳で支給打ち切りとなります。
3. 加入月数が300カ月（25年）未満のときは300カ月とします。

③ 遺族給付の内容

(1) 年金の受給条件

① 一定の保険料納付要件

原則、公的年金の被保険者期間（死亡日の属する月の前々月まで）のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が $\frac{2}{3}$ 以上であること

- (注) 保険料納付要件の特例として、2026年（令和8年）3月31日までの死亡日の場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいとされています。

② 遺族の要件

遺族基礎年金を受給できる遺族は、被保険者（死亡した者）に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が対象となります。「子のある配偶者」とは、被保険者の死亡当時18歳に到達する年度末までにある子（子が障害等級1級・2級の場合は20歳未満）と生計を同じくしていた配偶者であり、「子」とは、上記の要件を満たす配偶者がいない場合の被保険者の死亡当時18歳に到達する年度末までにある子（子が障害等級1級・2級の場合は20歳未満）となります。

- (注) 1. 配偶者は、法律上の配偶者だけでなく事実婚や内縁関係にある者を含みます。子は、実子または養子縁組している法律上の子です。
2. 2014年（平成26年）4月1日から、「子のある妻」に加えて「子のある夫」も支給対象となりました。

遺族厚生年金を受給できる遺族は、死亡した者に生計を維持されていた遺族の中で所定の条件を満たした①「配偶者」「子」、②「父母」、③「孫」、④「祖父母」（優先度順）であり、遺族基礎年金より対象が幅広くなっています。

(注) 受給対象となっている配偶者が死亡したときや再婚したとき、また受給対象となっている子が死亡したときや支給要件の年齢を超えたときなどは、遺族厚生年金の受給権が消滅します。

③ 被保険者（死亡した者）の要件

遺族厚生年金（報酬比例部分）の場合、死亡した者が次のいずれかに該当していることが必要です。ア～ウは厚生年金保険に入っていた期間が短くても支給される「短期要件」、エは長期にわたって保険料を納付した者が対象となる「長期要件」の遺族厚生年金に分類されます。

- ア. 死亡日に厚生年金保険の被保険者であったこと
- イ. 被保険者の期間中に初診日がある傷病で、初診日から5年以内に死亡したこと
- ウ. 障害等級1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したこと
- エ. 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者に限る）または保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上ある者が死亡したこと

(2) 給付の種類と年金額

① 国民年金（遺族基礎年金）

遺族基礎年金の受給額は、加入期間にかかわらず定額（2023年度（令和5年度）価格795,000円）であり、子の人数に応じて加算額が上乗せされます。

また、国民年金の独自の給付として、遺族基礎年金の受給ができない場合、一定の要件のもとに「死亡一時金」や、一定要件を満たす妻に対する最長5年間の「寡婦年金」の支給がありますが、両方を受給できる場合はどちらかを選択することになります。

[参考] 妻(または夫)が受給する場合の遺族基礎年金の受給額(2023年度(令和5年度)価格)

	基本額	子の加算額	合計年額
子が1人	795,000円	228,700円	1,023,700円
子が2人		457,400円	1,252,400円
子が3人		533,600円	1,328,600円

- (注) 1. 子が3人以上の場合、3人目以降は1人につき76,200円を加算します。
2. 第1号被保険者で3年以上の保険料納付があり、いずれの年金給付も受けていらない状態で、遺族が遺族基礎年金などの給付を受けられない場合には、保険料納付済月数に応じた死亡一時金が支給されます。
3. 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある夫が、いずれの年金給付も受けずに亡くなり、妻が遺族基礎年金の受給対象とならない場合、一定要件の妻には60歳から65歳になるまでの最長5年間の有期年金として寡婦年金が支給されます。年金額は夫が受給予定であった老齢基礎年金額の $\frac{3}{4}$ となります。

② 厚生年金保険（遺族厚生年金）

遺族厚生年金（報酬比例部分）の年金額は、基本的に老齢厚生年金の計算に準じて計算した金額の $\frac{3}{4}$ となります。長期要件では生年月日により給付乗率が異なります。短期要件に該当する場合、被保険者月数が300カ月未満のときは300カ月加入したとみなして年金額が計算されます。短期要件と長期要件の両方に該当する場合は有利なほうを選択することができます。

[参考] 遺族厚生年金の報酬比例部分の計算

① 2003年（平成15年）3月までの被保険者月数分の年金額

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7,125}{1,000} \times \text{加入月数} \times \frac{3}{4}$$

② 2003年（平成15年）4月以降の被保険者月数分の年金額

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5,481}{1,000} \times \text{加入月数} \times \frac{3}{4}$$

$$\boxed{\text{報酬比例部分の年金額}} = \boxed{\text{①}} + \boxed{\text{②}}$$

- (注) 1. 上記は法律の定める本来の短期要件の算式です。

2. 短期要件に該当する場合、加入月数が300カ月（25年）未満のときは300カ月とします。

3. 長期要件に該当する場合、 $\frac{7,125}{1,000}$ 、 $\frac{5,481}{1,000}$ の給付乗率が生年月日によって異なります。

一般に、厚生年金保険の加入者の遺族給付には、基礎年金部分と報酬比例部分以外に、次のような加算があります。

(ア) 中高齢寡婦加算

夫が在職中に死亡または厚生年金保険の加入が原則20年以上の場合

で、遺族基礎年金の支給対象とならない40歳以上の妻（受給期間満了者を含む）は、自身の老齢基礎年金が受給できる65歳までの間、定額の「中高齢寡婦加算」（2023年度（令和5年度）価格596,300円）が支給されます。

(イ) 経過的寡婦加算

中高齢寡婦加算は、65歳になった時点で支給打ち切りとなります。その後も生年月日によっては「経過的寡婦加算」が支給されます。

また、遺族厚生年金では支給対象となる遺族の範囲が遺族基礎年金よりも広くなっていることから、基礎年金部分を除いた報酬比例部分等のみの年金支給となる場合もあります。

4 モデル老齢年金額（老齢基礎年金・老齢厚生年金）

ここまでに学んだ内容をもとに、年金額を概算で計算することができます。以下は、2023年度（令和5年度）価格により計算した結果で、会社員の場合と自営業者の場合の老齢年金額を月額換算した例です。

記載のとおり、自営業者の公的年金額は、会社員と比較すると非常に少ないのが現状です。そこで、基礎年金に上乗せ給付をする「国民年金基金」や民間の「個人年金保険」等での自助努力が特に必要になります。

【会社員 A】

夫：厚生年金加入期間 40年（20～60歳）
平均標準報酬月額35万円（18年）
平均標準報酬額 40万円（22年）
妻：専業主婦で国民年金 40年加入

【自営業者 B】

夫：国民年金のみ 40年加入
妻：国民年金のみ 40年加入
(※ 両夫とも昭和40年生まれとします)
(※ 両妻とも昭和43年生まれとします)

＜夫65歳、妻62歳のとき＞

A 合計受給額	約 192,495 円	B 合計受給額	約 66,250 円
夫の老齢基礎年金	約 66,250 円	夫の老齢基礎年金	約 66,250 円
夫の老齢厚生年金	約 93,120 円		
配偶者加給年金	約 33,125 円		

＜夫68歳、妻65歳のとき＞

A 合計受給額	約 225,620 円	B 合計受給額	約 132,500 円
夫の老齢基礎年金	約 66,250 円	夫の老齢基礎年金	約 66,250 円
夫の老齢厚生年金	約 93,120 円	妻の老齢基礎年金	約 66,250 円
妻の老齢基礎年金	約 66,250 円		

生命保険募集時におけるコンプライアンス

I

コンプライアンスと基本的姿勢

① コンプライアンスの重要性

コンプライアンスとは、一般に「法令等の遵守」と訳されており、多くの企業では、法令や社内ルールだけでなく、社会的規範や企業倫理を守るということも含めて用いられています。企業のコンプライアンスに対して社会から向けられる視線はますます厳しくなってきている現状の中で、生命保険募集人を含む生命保険会社の正しい行動・お客さま対応が、企業の社会的な信頼確保の原点を成していることは言うまでもありません。

特に、生命保険はその特質から内容が複雑で「形のみえない商品」であり、お客さまの潜在ニーズを掘り起こしながら提案し、納得いただいたうえで契約締結へ結びついていくという一面もあることから、「正しい説明（説明義務）」と「正しい情報提供」、そして、「確かなアフターサービスの提供」を欠かすことはできません。

法令や社内ルールなどを十分に理解し、遵守すること、そして正しい知識を備えることはもちろん、社会的な倫理・良識のもとお客さま本位の行動を実践していくことが、生命保険募集人として、今、真にお客さまから求められていることなのです。

② 日常業務での基本的な姿勢

生命保険募集人の活動において守らなくてはならない法律には、保険会社や生命保険募集人に対する規制・監督のあり方を規定する保険業法に加え、民法、商法、消費者契約法、金融サービス提供法、金融商品取引法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法などがあり、さらに保険会社と契約者との間の契約ルールを規定する保険法があります。

また、生命保険会社や保険代理店の諸規定も生命保険募集人が守らなくてはならない重要なルールです。

保険契約の募集にあたっては、正しい知識をもとにお客さまにわかりやすい説明をするとともに、各関連法規上の正しい活動を実践していかなければなりません。違反した場合は、生命保険会社や保険代理店、生命保険募集人が厳しい処分を受けることに加え、大切なお客様や社会からの信頼を失うことにつながります。

日常業務の中では、それぞれの法律や社内ルール等の意味・内容を十分に把握し、常にお客さまの立場に立って「正しい説明（説明義務）」「正しい情報提供」、そして「確かなアフターサービスの提供」を心がけて活動することが必要です。

II

生命保険募集人が遵守すべき法令等

生命保険募集人が遵守すべき主な法令には、保険会社の運営や募集のあり方等を規定した「保険業法」をはじめとして、次のような関連法規があります。

1 保険業法

この法律は、保険業全般に関する基本的な法律で、保険業を行う者の健全で適切な運営や公正な保険募集等について定めています。生命保険募集人については、その使命を十分に遂行し、正しい販売活動ができるように、生命保険募集人の守るべきルールを以下のように具体的に定め、契約者等の保護を図っています。

(1) 生命保険募集人に関する制限（募集人登録）

生命保険の募集を行う者は、所定の教育・研修を受け、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、登録を受けていない者は保険募集を行うことができません。

また、生命保険募集人は、A・B両社の生命保険募集人として登録すること（二重登録）はできません。原則、2社以上の商品の保険募集（乗合募集）を行うこともできません。これらは、契約者等の保護を図るためです。

(注) 1. 所定の教育・研修とは、生命保険協会で定める一般課程研修の履修とその試験の合格等を条件としています。

2. 以下に該当する場合などは生命保険募集人として登録することはできません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
 - (3) 申請の日前3年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者
 - (4) 法人代理店の役員に募集人登録拒否事由に該当する場合がある場合
 - (5) 法人代理店の監査役
3. 乗合募集は、業務遂行能力その他の状況に照らして、契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合については、例外として認められています。2社以上の商品の保険募集を行う銀行等をはじめとする法人の乗合代理店などはこれに該当します。
4. 保険会社等の金融機関は、他の保険会社の「保険契約締結の代理（媒介含）業務」（付随業務）として内閣総理大臣の認可を受けることにより、他の保険会社の保険募集を行うことができます。この場合、生命保険募集人は保険代理店（所属会社）の使用人（届出が必要）であり、個別の募集人登録（二重登録）をするわけではありません。

(2) 権限の明示

保険募集を行う際に、お客さまに対して、生命保険募集人の所属生命保険会社等、生命保険募集人の商号・名称または氏名の他に、保険契約締結に関して「媒介」をするのか、「代理」をするのかを明示しなければなりません。

「媒介」の場合は、生命保険募集人は契約申込みの勧誘ができるだけで、契約の成立には生命保険会社の承諾を必要とします。これに対し、「代理」の場合は、生命保険募集人が承諾すればその契約が成立し、その効果が生命保険会社に帰属することになります。

（注）権限を明示する方法は生命保険会社によって異なります。

(3) 情報提供義務

保険募集を行う際に、保険契約者・被保険者が保険契約の締結または加入の適否を判断するために必要な情報の提供を行うことが必要です。そのうえで、お客さまから「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面の記載事項を了知した旨の確認をいただく必要があります。

具体的には以下の情報を提供する必要があります。

①お客さまが保険商品の内容を理解するために必要な情報（契約概要）

⇒保険金の支払条件、保険期間、保険金額等

②お客さまに対して注意喚起すべき情報（注意喚起情報）

⇒告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等

③その他保険契約者等に参考となるべき情報

⇒ロードサービス等の主要な付帯サービス、直接支払いサービス等

- (注) 1. 乗合代理店の比較推奨販売については、(5)⑤にも記載しています。
2. 保険募集の際に交付すべき書面は、一定の条件のもと、書面の交付に代替する電磁的方法により提供を行うことができます。

(4) 意向把握・確認義務

保険募集を行う際におけるお客さま意向の把握、当該意向に沿った保険プランの提案、当該意向と当該プランの対応関係についての説明、当該意向とお客さまの最終的な意向の比較と相違点の確認を行うことが必要です（「意向確認書面」については167～168ページ参照）。

具体的には以下の意向を把握する必要があります。

①どのような分野の保障を望んでいるか

⇒死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、障害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など

②貯蓄部分を必要としているか

③保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

また、意向を把握する方法としては、たとえば、以下の方法が求められています。

①保険金額や保険料を含めたお客さま向けの個別プランを説明する前に、たとえば、アンケートなどによりそのお客さま意向を事前に把握する方法

②性別や年齢等のお客さまの属性や生活環境等にもとづいてお客さま意向を推定（把握）する方法

(5) 生命保険募集人に対する体制整備義務

生命保険募集人は、保険募集に関する業務について、「保険会社に課されている体制整備」に準じた対応を行うことが必要となります。

たとえば、以下のような体制整備が法令上の対応として求められています。

- ①お客様への重要事項の説明等、保険募集の業務の適切な運営を確保するための社内規則等を策定し、所属する生命保険募集人に対してその社内規則等にもとづいた適正な業務運営を確保するための研修を実施すること
 - ②個人情報の取り扱いに関する社内規則を策定すること
 - ③保険募集の業務（保険募集の業務に密接に関連する業務を含む）を委託する場合、委託業務の的確な遂行を確保するため、委託先を管理すること
 - ④生命保険会社のために保険契約の締結の代理または媒介を行う立場を誤認させるような表示を行わないこと（たとえば、単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「生命保険会社とお客様との間で中立である」とお客様が誤解されるおそれがある点に留意する）
 - ⑤乗合代理店が比較推奨販売を行う場合は、以下のような点に留意する必要がある
 - ア. 乗合代理店が扱う商品の中から、お客様意向にもとづき比較可能な商品（乗合代理店の把握したお客様意向にもとづき、保険の種別や保障内容などの商品特性等にもとづく商品の絞り込みを行った場合には、絞り込み後の商品）の概要を明示し、お客様の求めに応じて商品内容を説明しているか
 - イ. お客様に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうちお客様意向に合致している商品の中から、乗合代理店の判断により、さらに絞り込みを行ったうえで、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか
- (注) 1. 形式的には客観的な商品の絞り込みや提示・推奨を装いながら、実質的には、たとえば乗合代理店が受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞り込みや提示・推奨を行ってはなりません。
2. たとえば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確にお客さまに示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、お客様が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うために必要な事項を包括的に示す必要があります。

ウ. ア・イにかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等にもとづくことなく、商品を絞り込みまたは特定の商品をお客さまに提示・推奨する場合には、たとえば、特定の生命保険会社の系列代理店において、特定の生命保険会社の商品を提示する際に、当該代理店が特定の生命保険会社の系列代理店である旨を示すなど、その基準や理由等を説明しているか

(注) 各生命保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞り込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の生命保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続き・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する必要があります。

エ. アからウにもとづき、商品の提示・推奨や乗合代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めたうえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか

(6) 保険募集に関する禁止行為

お客さまが、最も適する生命保険を選択し契約するには、生命保険募集人の適切な説明とアドバイスが重要な役割を果たします。そこで、お客さまが正しい判断をするのに妨げとなるような募集行為は、保険業法上禁止されています（具体的な内容は159～162ページを参照）。

(7) 違法行為と罰則

保険業法では、この他にも「保険募集に関して著しく不適当な行為」として契約者保護に欠ける行為に対し規制を図っています。たとえば、契約申込書等の不正な取り扱い（無面接契約、代筆・代印）や、保険料など金銭等の不適正な取り扱い（費消・流用等）、成績付替え・代行募集、保険本来の趣旨を逸脱するような募集行為（短期解約を前提とした契約等）などが該当しますが、当該行為および上記（6）保険募集に関する禁止行為は、内容によっては保険業法だけでなく、刑法等他の法律に抵触するおそれがあります。

このような守るべきルールに違反した場合は、しかるべき行政処分（一定期間の業務停止命令や生命保険募集人登録の取消処分）や司法処分（懲役もしくは罰金または両者の併科）を受けることになります。加えて、所属会社の社内規定等によっても処分されることになります。

2 消費者契約法

「消費者契約法」は、消費者保護を目的として消費者と事業者との間の契約ルールについて定めた法律で、2001年（平成13年）4月から施行されました。この法律は、消費者契約の対象を広くしており、保険契約もその対象となります。

一般消費者と事業者との間では、情報の質および量、交渉力に格差があり、消費者契約におけるトラブルはその格差が背景にあることが少なくありません。そこでこの法律では、事業者の不適切な勧誘方法によって、お客さまが誤認（例：重要事項について事実と異なることを告げる行為などが原因）または困惑（例：お客さまの意思に反して退去しない行為や社会経験の乏しい消費者に対し不安をあおる告知をする行為などが原因）して締結した契約については、所定の期間内であれば、その契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができる旨を定めています。

また、消費者契約の目的となる物品やサービス等が、お客さまの通常必要とされる分量等を著しく超えることを知りながら勧誘した場合（過量販売）にも、お客さまは契約を取り消すことができます。

ただし、契約の取消し等ができるのは、お客さまが誤認に気がついたときや困惑の状況から解放されたときなどから原則1年以内で、契約締結時から原則5年以内となります。

- （注） 1. 消費者の利益を不当に害することとなる条項（契約内容）については、その全部または一部を無効とすることで、消費者の利益の擁護を図っています。
2. 消費者契約法の改正（2023年（令和5年）6月施行）により、消費者を困惑させる行為の類型が追加されたほか、勧誘をする際には、事業者が知ることができた個々の消費者の知識および経験に加えて、年齢・心身の状態も総合的に考慮したうえで、必要な情報を提供するよう努めなければならぬことなどが定められました。

3 金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）

「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」は、多様化・複雑化する金融商品の販売をめぐるお客さまと金融商品販売業者との間のトラブルを未然に防ぐことを目的に、事業者が金融商品を販売する際の重要な事項の説明義務等を定めた法律で、2001年（平成13年）4月から施行されました。金融商品販売業者には、生命保険会社はもちろん保険代理店等も含まれます。

この法律では、金融商品販売にあたってそのリスク（市場リスク・信用リス

ク）に関する重要な事項の説明を怠ったことによりお客さまが損害を被った場合には、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めています。また、お客さまには十分な理解と認識のもと金融商品の購入をしていただく必要があり、お客さまの知識・経験・財産の状況や取引の目的に照らしてふさわしい説明をしなければならない旨（適合性の原則）を定めています。

なお、金融商品販売業者は、金融商品を販売するための勧誘方針（勧誘の対象となる者や勧誘方法および時間帯に関し配慮すべき事項を含む）を策定し、公表しなければならないことになっています。

- (注) 1. 「市場リスク」とは、金利・為替・株価など金融商品市場の相場等の変動を直接の原因とする元本欠損の危険、「信用リスク」とは、事業者の業務または財産の状況変化を直接の原因とする元本欠損の危険を指します。
2. 金融商品販売法は改正により「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」に名称が変わるとともに、多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービス仲介業」が創設されるなどしました（2021年（令和3年）11月1日施行）。

4 金融商品取引法

国民経済の健全な発展と投資者の保護に資することを目的に、有価証券をはじめとした投資性の強い金融商品を包括的・横断的に幅広く対象とした「金融商品取引法」が2007年（平成19年）9月から施行されました。

これに伴って保険業法等の一部が改正され、金利、通貨の価格、金融商品市場の相場等の変動によってお客さまに損失が発生するおそれがある契約は「特定保険契約」と定義されています。特定保険契約の募集にあたって、保険業法では金融商品取引法の規制の一部を準用し、お客さまの知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行わないこと（適合性の原則）に加え、商品の特徴や市場リスクに関する留意点、およびお客さまが負担する費用等が記載された契約締結前交付書面をあらかじめ交付することや、虚偽記載の禁止等の販売ルールを守ることを義務づけています。

- (注) 特定保険契約の種類には、変額保険・変額個人年金保険・市場価格調整（MVA）を利用した保険・外貨建保険・外貨建年金保険があります。

5 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

ICT（情報通信技術）の発達に伴い、個人情報の不適切な利用や不正流出の危険が高まったことを背景に、企業（個人情報取扱事業者）が、業務遂行にあ

たり適正に個人情報を取り扱うためのルールとして「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が2005年（平成17年）4月から全面施行されました。その後、情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境変化により、当初は想定されなかったようなパーソナルデータの利活用が可能となつたことを踏まえ、「定義の明確化」「個人情報の適正な活用・流通の確保」「グローバル化への対応」等を目的として、改正個人情報保護法が2017年（平成29年）5月から全面施行されました。その後、個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、外国への越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、さらに改正が行われています（2022年（令和4年）4月施行）。

この法律により個人情報取扱事業者に課せられた義務は、大きく分けて以下の3つがあげられます。

①個人情報の取得・利用時の義務

●利用目的の特定

個人情報の利用目的を特定する。業務上不要な個人情報は取得しない。

●利用目的による制限

利用目的の範囲内で個人情報を利用する。決められた利用目的以外に利用しない。

●不適正な利用の禁止

違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

●適正な取得

個人情報を適正に取得する。偽り、その他不正な手段で取得しない。

原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得しない。

●取得に際しての利用目的の通知等

個人情報を取得する際は、利用目的を公表または通知する。

●第三者提供を受ける際の確認等

第三者から個人データの提供を受ける際は、提供者の氏名・提供者が当該個人データを取得した経緯等を確認したうえ、提供内容等の記録を作成、保存する。

②個人情報を適切・安全に管理する義務

●安全管理措置

個人情報を安全に管理するため、必要かつ適切な措置を講じる。

●従業者等の監督

従業者、業務の委託先を監督する。

●正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新に保つ。

●漏えい等の報告等

個人情報の漏えい等の発生時は、原則として個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する。

●第三者提供の制限

本人の同意なしで、個人情報を第三者に提供（漏えい）しない。

●第三者提供に係る記録の作成等

第三者に個人データを提供した際は、個人データの提供年月日や提供先等の記録を作成し、一定期間、保存する。

③本人からの求めに対応する義務

●開示、訂正、利用停止等

本人からの求めに応じて、保有する個人情報の開示・訂正・利用停止等を行う。

●苦情対応

苦情の申し出に対し、適切かつ迅速な対応に努める。

なお、個人情報取扱事業者がこの義務規定に反した場合、個人情報保護委員会は必要に応じて、勧告・命令等（業務改善命令や業務停止命令等の可能性）の措置をとることができます。そして何よりも、大切なお客さまに迷惑をおかけすることによって生命保険会社および生命保険募集人自身の信用を損なうことになりますので、お客さま情報の厳正な管理・取り扱いを行わなければなりません。

(注) 1. 対象となる個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるものや個人識別符号（顔認識データ、旅券番号、運転免許証番号、マイナンバーなど）が含まれるものをおいいます。お客さま情報、従業員（社員）情報、証券番号等の内部整理番号や個人が特定できる電子メールアドレス等も含まれます。

2. 要配慮個人情報とは、人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別または偏見が生じる可能性のある個人情報をいいます。

3. 2015年（平成27年）10月に「マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）」が施行され、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されています。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなり、生命保険会社が行う各種の手続きにおいても、マイナンバーを取得したり、支払調書などの法定調書にマイナンバーを記載したりする必要が出てきます。マイナンバーおよびそれを内容に含む個人情報は「特定個人情報」として、法令により取り扱いが厳しく制限されています。
生命保険募集人は、生命保険会社の行う各種手続きのために、マイナンバーを取得することもありますが、法令で限定的に定められている利用範囲を超えてマイナンバーを収集したり、お客さま管理のためにマイナンバーを利用したりしてはなりません。
4. 「仮名加工情報」（他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得た個人に関する情報）については、通常の個人情報と比べて、事業者の義務が緩和されています。

⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されたり、健全な経済活動を阻害する事業に移転されたりするのを防ぐことを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が、2008年（平成20年）3月から完全施行されました。この法律では、生命保険会社等の金融機関を含む特定事業者に、お客さまの本人特定事項等の確認や記録の作成・保存、マネー・ローンダリングなどの疑わしい取引等の届出を義務づけています。

(注) マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」にみせかけることです。

① 取引時確認が必要となる場合

生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金の支払い等の取引発生時や、200万円超の大口現金取引時、10万円超の現金送金時等があります。

(注) 生命保険会社によって、取引時確認が必要となる取引・保険種類等については取り扱いが異なります。

② 取引時確認の方法

＜お客さまが個人の場合＞

お客さまに運転免許証、各種健康保険証や年金手帳等、マイナンバーカード（個人番号カード）、印鑑登録証明書などの公的証明書を提示または送付いただき、氏名・生年月日・住居の確認をします。

(注) 公的証明書に加えて公共料金領収書など補完書類が必要となる場合もあります。

＜お客さまが法人の場合＞

法人の名称・本店等の所在地・事業内容等と、実際に手続きをする担当者本人の双方の確認が必要です。法人の確認は、原則、登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示または送付により行います。担当者本人の確認は、個人の場合と同様の確認の他に、委任状の提示を求めるここと直接法人へ電話することによる確認等が必要です。

＜お客さまが代理人を利用する場合＞

お客さまと実際に手続きをする担当者(代理人)本人の双方の確認が必要です。

また、犯罪収益移転防止法では、金融機関等の特定事業者はお客さま等が「取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応じるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。」としており、お客さまが取引時確認に応じない間、お客さまは生命保険会社等の特定事業者に契約上の義務の履行を要求できることになっています(特定事業者の免責)。さらに、お客さまが取引時確認に際し、本人特定事項を隠ぺいする目的で虚偽の申告を行った場合には、刑事罰の対象となります。

7 保険法

2010年（平成22年）4月1日から、保険会社と契約者との間の契約ルールを定めた「保険法」が施行されました。従来、このような契約ルールについては、商法に規定されていましたが、社会経済の変化に対応して適用範囲を拡大し、保険契約者等の保護を目的として全面的に見直し、独立した法律となりました。

商法では規定していなかった、傷害疾病保険などの第三分野の保険契約に関する規定が設けられ、また、告知義務に関して、商法では、告知する事項を契約者等が判断して告知する義務（自発的申告義務）と規定されていたのに対し、保険法では、保険会社が質問したことだけに答えればよいという義務（質問応答義務）に変更されました。

これに加えて、保険契約の解除の取り扱い、保険金等の支払いに関する保険会社の義務などについて規定されています。

また、この法律は各種共済も対象に含めています。

8 その他の販売ルール（変額保険販売資格・銀行窓販の弊害防止措置など）

変額保険および変額個人年金保険を販売するためには、生命保険募集人の資格の他に、変額保険の販売資格が必要です。この販売資格を得るために、一定の要件（専門課程試験の合格、生命保険協会の定める変額保険の販売にかかる研修履修等）を満たす生命保険募集人が、「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に登録されることが必要です。

また、銀行等による保険商品の窓口販売では、2007年（平成19年）12月から全商品の取り扱いができるようになりました。その中で、保険商品の複雑性・特殊性や銀行等の業務の特性から、保険募集時のさらなる契約者保護を図るため、募集にあたっての各種の「弊害防止措置」が設けられています。

（注）上記の弊害防止措置の具体的な内容は、一般課程テキストを参照。

III 法令上の禁止行為

1 保険業法第300条

保険業法第300条は、保険契約者の保護や公正な保険募集を図るために、保険契約の締結または保険募集に関して、保険会社や保険募集に従事する者（生命保険募集人・損害保険募集人・保険代理店や保険仲立人など）の一定の行為を禁止している規定です。

2 禁止行為の具体的な事例

以下のとおり、どのような行為がどのような禁止行為に該当するのかについて整理して記載しています。具体的な事例をもとによく理解しておく必要があります。

保険業法第300条 禁止行為の具体的な事例

項目	内容	具体的な事例
不判断虚偽の説明に影響を及ぼすこととなる重要な事項の説明(不完全な説明)	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険契約に関する事項について事実と異なる説明をすること 重要な事項について説明を省略したり都合の良い部分のみを説明したりすること 	虚偽の説明となる事例 <ul style="list-style-type: none"> 解約返戻金について「いつ解約しても払込保険料相当額が返還されます」と事実と異なる説明をした。 一定期間で定期保険特約が終了するのに「一生涯高額保障があります」と説明した。 実際は支払対象とならない手術がある特約について「手術給付金は、どのような手術を受けられても支払いの対象になります」と説明した。 契約後一定期間の免責期間がある保険について「契約締結後なら、いつでも保険金を支払います」と説明した。
告知・診査に関する禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> 契約者または被保険者が生命保険会社に告知を行うにあたって、虚偽のことを告げるようすすめること（虚偽告知教唆） 同様に事実を告げるのを妨げるのこと（告知妨害）、事実を告げないようにすすめること（不告知教唆） 	虚偽告知教唆となる事例 <ul style="list-style-type: none"> 危険職種にあたる職業のお客さまに、加入制限があるので制限のない他の職種を告知するようにすすめた。 告知妨害・不告知教唆となる事例 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が現在治療を受けているにもかかわらず、「告知書にはそのことを記載しないでください」とすすめた。 (その他) お客様の告知書の代筆や告知内容の書き直しなどの行為は、刑法上の私文書偽造等の罪に問われる可能性もあります。
不適正な乗換募集	<ul style="list-style-type: none"> 契約者や被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに既契約を消滅させて新契約の申込みをさせたり、新契約の申込みをさせたうえで既契約を消滅させること 	不適正な乗換募集となる事例 <ul style="list-style-type: none"> お客様に既契約を解約して新商品に加入いただいたが、乗換により不利益となるべき事実について説明しなかった。 (不利益となるべき事実とは) <ul style="list-style-type: none"> 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額よりも少額となること、特に契約後短期間で解約した場合は、きわめて少額（ない場合もある）となること。 特別配当請求権等、一定期間の保険契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があること。 被保険者の健康状態の悪化によっては、新たな保険契約に加入できない場合があること。 新たな保険契約では、予定利率が下がる（実質負担増加）ことがあること。

項目	内容	具体的な事例
特別の利益の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の割引・割戻や、金品その他特別の利益を提供したり、提供することを約束したりすること 	保険料の割引・割戻となる事例 <ul style="list-style-type: none"> ・「保険に加入していただければ、第1回保険料はサービスします」と約束して申込みをいただいた。 ・団体の所属員ではない人を関連会社として団体扱の範囲に含め、割引料金の保険料で契約いただいた。 (留意事項) ・金銭だけではなく、過度な物品・サービスを提供する行為も「特別の利益の提供」に該当します。また、提供される相手は、契約者・被保険者の配偶者や子ども等、親族も対象となります。
誤解されるおそれのある比較	<ul style="list-style-type: none"> ・他の保険商品との比較の中で、誤解されるおそれのある表示や説明をすること 	誤解を招く表示・説明となる事例 <ul style="list-style-type: none"> ・根拠のない数字を示して業界ナンバーワンと表示した。 ・保険料を比較した資料を作成し、特定の保険の保険料が安いことのみを強調し、他の保険より優れていると説明した。 (留意事項) ・比較表示を行う場合には、「契約概要」等の書面を用いて、「保険期間」「保障内容」「契約条件」「各種特約」「保険料」「保険料払込方法」「払込保険料と満期保険金の関係」およびお客様保護の観点から重要な事項を説明し、確認することが必要です。また、その内容が参考情報であること、実際の保険料は保険会社に確認のうえ、商品選択する必要があることなどを注意していただきます。
表示・説明的な予想配当等の	<ul style="list-style-type: none"> ・将来において確実でない事項について断定的な判断を示したり、確実であると誤解されるおそれのある表示・説明を行ったりすること 	断定的な予想配当等の表示・説明となる事例 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様から配当の見通しについて質問を受け、「過去の実績から将来も高配当が確保できます」と回答した。 ・事実と異なるにもかかわらず、「解約返戻金が払込保険料の合計額を下回ることはありません」と説明した。
威迫・業務上の地位の不当利用	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様を威迫したり、業務上の地位を不当に利用することにより、保険契約の申込みをさせたり、既契約を消滅（解約・失効等）させたりすること 	威迫および威迫に類似する行為となる事例 <ul style="list-style-type: none"> ・お客様に対して威圧的な態度や乱暴な言葉等を使って困惑させ、保険加入を迫った。 ・「帰ってほしい」と言っているにもかかわらず、「加入するまで帰りません」と言って、お客様に保険加入を迫った。 ・お客様が拒絶の意思を明らかにしているにもかかわらず、遅い時間帯に執拗に電話をかけたり、訪問するなどし、保険加入を迫った。 業務上の地位の不当利用となる事例 <ul style="list-style-type: none"> ・取引先に対して「保険に加入しないなら今後の取引を考え直す」とほのめかして保険に加入させた。 <p>※職務上の優越的な地位を濫用して保険加入の自由を制限することは、不公正な取引方法として、独占禁止法にも違反することになります。</p>

項目	内容	具体的な事例
誹謗・中傷	<ul style="list-style-type: none"> 特定の保険会社の信用・支払能力等に関して誹謗・中傷すること 	<p>他社の誹謗・中傷となる事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 格付けやソルベンシー・マージン比率が掲載されている雑誌記事を使って、特定の保険会社が劣っていることを不当に強調して話し、他の保険会社の保険商品への加入をすすめた。 (留意事項) 新聞や雑誌、インターネット上の掲載文等をコピーしてお客様に配付したりする行為も、誹謗・中傷する行為に該当する場合があります。また、この場合は著作権法上も問題となります。
を保険種類・保険会社の誤認招く行為	<ul style="list-style-type: none"> 保険の種類や引受保険会社について誤認されるようなことを告げること 	<p>誤認を招く行為の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ種類の保険ではないもの（養老保険と定期保険など）を、あたかも同じ種類の保険のように比較した資料を作成して説明した。 提携商品の募集にあたって、引受保険会社や保険代理店としての役割について正確に説明しなかった。 (留意事項) 複数の保険会社による提携商品の販売や複数の保険会社の商品を取り扱う乗合代理店等の場合は、保険種類や引受保険会社について誤認しないように説明する必要があります。

その他の不適正な行為

項目	内容	具体的な事例
契約無断（無面接）	<ul style="list-style-type: none"> 対面募集において、契約者・被保険者への面接による本人確認と同意確認をしないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 契約者だけと面接し、被保険者への説明は契約者に任せ、記入済みの申込書を後日回収した。 ※電話・インターネット等による、面接を行わない募集形態もあります。
（私文書・代印等の偽造罪等）申込書代筆	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約の申込書等に、契約者・被保険者以外の者が署名・押印すること 	<ul style="list-style-type: none"> 契約者・被保険者である夫が留守だったため、妻に申込書を代筆してもらった。 お客様の了解を得て印鑑を預かり、お客様の代わりに申込書やその他必要書類の契約者欄に押印した。 告知書の記載内容を修正した。 ※保険会社によって取り扱いルールが異なります。
上・保険料の横領（業務消用等）	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の公金である保険料等を私金と混同して使用すること 	<ul style="list-style-type: none"> 夕方お客様から預かった保険料で、帰宅途中の買い物の支払いを一時的に立て替えた。
代成行募集付替えや	<ul style="list-style-type: none"> 実際には募集活動を行っていない生命保険募集人や保険代理店を取扱者としたりすること 	<ul style="list-style-type: none"> 自分は成績が足りているので、まだ目標を達成していない他の生命保険募集人を取扱者として契約を締結させた。 ※給与や手数料の不正支給に該当します。
募集活動を逸脱する趣旨を保険本来の趣	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財テク等を主たる目的とした契約や解約を前提とした契約など 	<ul style="list-style-type: none"> 昔から付き合いのあるお客様だったこともあり、保障は不要だと言われたが3ヶ月だけ続けるという約束で契約を締結してもらった。

生命保険商品の特質から、その募集にあたっては正しい情報や的確なアドバイスを提供して、お客様に生命保険に関する正しい理解とニーズに合った商品選択をしていただかなくてはなりません。

募集活動に際しては、お客様へのさまざまな情報提供資料が用意されていますが、「ご契約のしおり—定款・約款」をはじめとして、申込時までに必ず手渡し、説明しなくてはならない書面があります。これらの意味をよく理解し、募集時の正しい説明を実践することは生命保険募集人の重要な役割です。

(注) 情報提供資料には、商品パンフレット・保険種類のご案内・ディスクロージャー資料（各社）等の他に、契約の際のポイントや留意点、商品の選び方等をわかりやすく解説した「生命保険の契約にあたっての手引」（生命保険文化センター）等もあります。

1 保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供

保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報は、「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面あるいは「ご契約のしおり」等に記載されていますので、これらの書面をお客さまに交付したうえで、しっかり説明する義務があります。

「契約概要」「注意喚起情報」の説明に際しては、以下の事項について口頭で説明する必要があります。

- ① 「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面を読むことが重要であること
- ② 主な免責事由等、お客様にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること
- ③ 特に乗換・転換の場合は、お客様にとって不利益になる可能性があること
「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面は、契約締結に先立ち、お客様が当該書面の内容を理解するための十分な時間を確保し、説明・交付しなければなりません（ただし、「注意喚起情報」を記載した書面については、お客様に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することも認められています^{*)}）。

*特定保険契約は除きます。

お客さまに説明を行う際には、お客さまにとって利益となることだけではなく、不利益となること、いわゆるデメリット情報などについても、十分理解していただくよう説明する必要があります。

お客さまから、「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面ならびに「契約締結前交付書面」の記載事項を了知した旨の確認をいただく必要があります。一般的には、保険契約の申込書に、署名・押印していただき確認します。この了知した旨の確認は、単に形式的に署名・押印をいただくのではなく、お客さまが理解していないと考えられる場合には、よりわかりやすく説明を行い、十分に理解いただくことが必要です。

また、「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面、「ご契約のしおり－定款・約款」等は、お客さまがいつでも確認できるよう、保険証券等とともに保管していただくよう説明します。

(1) 契約概要・注意喚起情報

保険募集等の際、必ずお客さまに「契約概要」および「注意喚起情報」を記載した書面を申込みいただく前に交付・説明する必要があります。

「契約概要」はお客さまが保険商品の内容を理解するために必要な情報であり、商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約等の概要、保険金額や保険料に関する事項などが記載されています。

「注意喚起情報」はお客さまに対して契約時や契約後に注意を喚起すべき情報で、クーリング・オフ、告知義務の内容、責任開始期、保険金支払等の免責や保険料の払込猶予期間に関する事項などが記載されています。

なお、運用リスクに自己責任が求められる特定保険契約等では、契約概要と注意喚起情報で構成される「契約締結前交付書面」に、リスクの内容や負担すべき費用等も重要な事項として記載されています。

(注) 「契約概要」「注意喚起情報」は、保険商品や生命保険会社によって提示や掲載の方法が異なります。

(2) ご契約のしおり－定款・約款

「ご契約のしおり－定款・約款」は契約者に提供すべき契約内容に関する基本的な情報であり、契約の申込みを受けるまでにお客さまに交付しなければなりません。特に、そこに記載されている保険契約者または被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項などについてはわかりやすく説明する必要があります。

(3) 外貨建保険・外貨建年金保険

外貨建保険・外貨建年金保険は、保険業法上の特定保険契約に該当し、金融商品取引法等の法令も遵守する必要があります。また、募集についてその他の保険商品と異なる部分がありますので注意が必要です。特に、投資経験のないお客さまに対し、その商品特性を十分理解いただかないまま募集を行ってはなりません。

(注) どのようなお客さまに対して募集を行ってよいかの判断は各生命保険会社が定めたルールにしたがいます。

① 適合性の原則

外貨建保険・外貨建年金保険などの特定保険契約を募集する際は、「適合性の原則」にしたがい、知識・経験・財産の状況および契約締結の目的等のお客さま情報を収集し、お客さまに合った商品をおすすめする必要があります。また、「契約概要」と「注意喚起情報」について記載した「契約締結前交付書面」の交付等により、保険商品の説明を行います。

② 重要事項の説明

外貨建保険・外貨建年金保険は、外国為替相場によっては、保険金等の額が契約時の相場で換算した保険金等の額を下回る場合があること、保険料・保険金等が外貨建てであるため、通常、支払いや受け取りの際に円と外貨の換算手数料が必要となることなどを説明する必要があります。また、円換算払込特約^(注)を付加せずに、保険料を商品ごとに生命保険会社が指定する外貨（指定通貨）で払い込んだ後にクーリング・オフを行った場合は、返金は指定通貨で行われます。円換算払込特約を付加して、保険料を円で払い込んだ後にクーリング・オフを行った場合は、返金は円で行われます。

これらの事項については、ご契約をいただく前に「契約締結前交付書面」を交付して説明することが必要です。

(注) 生命保険会社により特約の名称やクーリング・オフの取り扱いは異なります。

(4) 法人向け保険

法人向けの保険を募集する際には、保険商品の目的などについてわかりやすく説明するとともに、経理処理や税務について適切に情報を提供します。また、「法人向け保険商品にかかる顧客向けの注意喚起事項」を確認いただくよう、注意喚起情報を用いて説明します。

〔参考〕 電話による説明等の場合の留意点

電話による新規の保険募集等を反復継続的に行う生命保険会社または生命保険募集人は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取り組みを含めた保険募集方法を具体的に定め実行するとともに、所属する生命保険募集人に對して適切な教育・管理・指導を行う必要があります。また、これらの取り組みについて、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行う必要があります。

その際、以下の措置を含めた適切な取り組みが必要です。

- ①説明すべき内容を定めたトークスクリプト（話法）等を整備のうえ、徹底していること
- ②お客さまから、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること
- ③通話内容を記録・保存していること
- ④苦情等の原因分析および再発防止策の策定および周知を行っていること
- ⑤保険募集等を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む）およびその結果を踏まえた対応を行っていること

なお、生命保険会社の生命保険募集人等がアフターフォローの一環として行う、既契約者に対する単なる訪問アポイント取得や既契約内容の説明、保全手続き等を目的とした電話については、上記のような措置を講じるなどの必要はないものと考えられますが、非対面で行われる電話による新規の保険募集等は、お客さまの予期しないタイミングで行われることもあり得ることから、苦情等が発生しやすいといった特性等に配慮した対応が必要です。

2 お客さまの理解・納得と最終確認

(1) お客さまに応じた説明（適合性の原則）

生命保険の募集にあたっては、お客さまの財産や経済状況、加入目的や生活設計上のあり方、保険等に関する知識や経験によって、適する保険商品や負担すべき保険料の金額等が異なってきます。そこでお客さまの目的や状況に応じた商品やサービスの提供をすることに留意する必要があります。次のような高齢者や未成年者に対する対応は特に配慮しなければなりません。

① 高齢者の場合

高齢者に対する保険商品の提案や重要な事項等の説明に際しては、加齢に伴う認知能力等の低下に配慮し、適切かつ十分な説明を行うことが重要です。高齢のお客さまの場合、「その場では理解したつもりでも、あとで考えると十分に理解していなかった」というケースもあります。自分の意思表示の意味がわかる「意思能力」が十分かどうかを確かめ、不十分と判断される場合は募集を控える必要があります。問題がない場合でも、身内の方に同席していただき、高齢者本人に十分理解していただいたうえで署名・押印をお願いすることが大切です。契約内容の決定までに、十分に時間をかけてゆっくりと説明し、無理のない確実な対応をするなど、とりわけ慎重な対応が必要です。

② 未成年者の場合

未成年者本人と面接し、本人確認を行ったうえで、保険加入の同意確認を得ることが大切です。また、未成年者が法律行為をする場合は、法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意が必要です。同意が必要な法律行為としては保険契約の申込み、被保険者としての加入の同意などがあります。また、契約後に契約者が保全手続きを行う場合や保険金や給付金の受取人として請求手続きを行う場合等にも法定代理人の同意が必要となります。さらに、負担する保険料に無理がないか、保険金額が妥当かなど、契約の内容についても十分に留意しなければなりません。

(注) 未成年者本人の保険加入の同意確認および法定代理人等の具体的なかかわり方は、生命保険会社により対応ルールが異なります。

(2) 意向確認書面

契約締結前の段階において、お客さまの最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝意向確認）します。お客さまが必要な保障を検討するため、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うことも必要となります。意向確認においては「意向確認書面」を作成し、お客さまに確認いただきます。なお、お客さまが保険契約の内容等について、理解していないまたは誤解していることが明らかである場合は、よりわかりやすい説明および誤解の解消に努めなければなりません。

お客さま意向を確認した後、ただちに意向確認書面をお客さまに交付するとともに、その控えを生命保険会社に保存します。

意向確認書面には次の内容をわかりやすく記載する必要があります。

①お客さま意向に関する情報

②保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか

③その他お客さま意向に関して特に記載すべき事項（たとえば当該保険契約の内容ではお客さま意向を全部または一部満たさない場合はその旨、特にお客さまから強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向をお客さまが有する場合はその意向に関する情報、当該保険契約の内容がお客さま意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかつた場合はその旨を記載）

④生命保険募集人等の氏名・名称

(注) 意向確認書面の書式・取り扱い方法は、生命保険会社・保険商品により異なる場合があります。また、意向確認書面を電磁的方法で交付することができる場合など、各社のルールに則り取り扱う必要があります。

生命保険と保全・アフターサービス

I

保全・アフターサービスの重要性

お客さまが生命保険に加入する主な目的は、医療費・入院費や万一の場合の保障の確保にあります。また、支払対象となる保険事故は現実にいつ起こるかわかりません。このような不測の出来事に対してお客さまのニーズに合った経済的な保障を提供することは、生命保険の役割であり、かつ生命保険会社の基本的な業務です。

生命保険契約は長期にわたる契約であるため、契約期間中にお客さまのライフサイクル上の変化、経済的なニーズの変化等に伴い、当初の契約内容からの変更が必要になるケースも少なからず出てきます。

このようなお客さまの状況変化に対し、いざというときに加入している保険契約が役に立たない（ニーズを満たさない）ものとなってしまわないよう、常にお客さまの大切な財産である生命保険契約をフォローしていく必要があります。このための日常の情報収集・提供活動にもとづく具体的な手続きの実践が保全・アフターサービスです。

保全・アフターサービスには、以下のようなさまざまな手続きがあります。

- ①保険事故の発生による保険金・給付金等の支払い、満期保険金・祝金の支払いなど
- ②家族状況等の変化による保障内容（保険金額等）の見直しや契約関係者の変更などで、契約転換制度の活用・特約等の中途付加・契約者や保険金受取人の変更など

(注) 1. 契約者や保険金受取人の変更には、被保険者の同意が必要です。

2. 保険法では、保険金支払い事由が発生するまでは、契約者の遺言による保険金受取人の変更が可能であると定めています。ただし、契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しなければなりません。なお、この場合も被保険者の同意を要しますが、その具体的な方法は保険会社の所定の方法によります。

- ③経済状況等の変化による保険料負担額の調整が必要となる場合で、減額・解約・

失効契約の復活・払済保険や延長（定期）保険への変更・契約者貸付など

④ニーズに合った新商品への追加加入や中途増額、新サービスの利用など

⑤保険料の払込方法（回数・経路）の変更・銀行口座の変更・名義（氏名）

変更・住所変更・改印・保険証券再発行の手続きなど

この他にも、契約内容に関する質問・相談などに対するアドバイスを求められることもあり、的確に対応することは重要なアフターサービスのひとつとして位置づけられます。

これらの活動は、日頃の訪問活動によるお客さまの情報収集と、新商品等のお客さまへの情報提供活動がなければ実践できません。そして、このような保全・アフターサービス活動を通して、生命保険が真にお客さまのお役に立つものとなり、一層の信頼関係を築いていくことになります。お客さまに本当の安心をお届けするためにも、保全・アフターサービスは大きな意味をもっています。

II

保険金・給付金等の請求と支払い

1 適切な保険金・給付金等の支払い

不測の保険事故（死亡・けが・病気など）に対して、保障の確保を目的に加入了生命保険がお客さまにとって役に立つのは保険金や給付金等が適切に支払われる場合です。

この適切な支払いこそが生命保険事業の最も基本的でかつ重要な責務であることは言うまでもありません。

保険金や給付金等は、保険事故が発生した旨をお客さまからご連絡いただき初めて生命保険会社が具体的な対応を開始できるのですが、保険事故が起こってからもお客さまから請求が行われず、保険金や給付金等が支払えないまままでいるケースも存在します。

(注) 保険法では、保険給付請求権等の消滅時効期間を3年としています。なお、実際の取り扱いは保険会社により異なります。

一般に保険事故は契約締結時から相当期間を経て発生することが多く、「支払事由に該当するのか」「どのように請求すればよいのか」といった事項についてお客さまの認識も薄れてしまっていることや加入時・契約期間中のお客さまへの情報提供が不十分なことなどが原因にあげられます。

このようなお客様の理解・認識不足による請求もが発生しないよう、日常活動の中の「契約募集時」「契約期間中」「請求受付・案内時」の各段階において、生命保険会社のルールにもとづく適時・適切な保険金・給付金等の支払いに関する情報提供を行っていく必要があります。

なお、モラルリスク対策の強化を図るために、生命保険協会では、主として契約引受時の対策として管理・運営してきた「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に加え、2005年（平成17年）1月から支払査定時の情報交換制度として「支払査定時照会制度」を管理・運営しています。

さらに、生命保険協会では、契約者・被保険者の平時の死亡、認知判断能力の低下、または災害時の死亡もしくは行方不明によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等に、生命保険契約の有無についての照会を受け付け、一括して各生命保険会社に調査依頼を行い、その調査結果をとりまとめて照会者に回答する「生命保険契約照会制度」を、2021年（令和3年）7月に創設しました。

(注)「支払査定時照会制度」は、生命保険協会加盟の各生命保険会社の他、全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）、全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop（全労済））および日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）の3共済団体も参加しています。

2 生命保険募集人としての具体的対応とその留意点

必要なお客様対応とその留意点として以下のような事項があります。

- ①お客様には保険金・給付金等が支払われない場合があること（重要事項）
を、勧誘時から「ご契約のしおり一定款・約款」などで説明のうえ、理解
いただくこと
- ②日常の定期訪問活動により、支払事例等の情報提供をしながらお客様に
理解を深めていただくと同時に、保険事故が起ったときにお客さまが迅速
に対応できるよう、すぐに行動できる手続き窓口等の連絡先をしっかりと
お伝えしておくこと（高齢者が受取人となる場合、保険金・給付金請求
の手続き等に支障をきたすことがないよう、必要に応じて「指定代理請求
制度」や「成年後見制度」の利用も案内すること）
- ③保険事故発生の連絡を受けた場合、契約内容を正確に把握したうえで、お
客さまに開示していただける範囲の保険事故の内容を確認し、生命保険会
社の定めた「保険金・給付金等の請求受付に関するルール」にしたがって

適切に対応すること

④支払可否の判断、支払金額や支払時期については、請求書類や診断書の内容によって決められるため、安易に回答せず、生命保険会社のしかるべき専門の担当者や担当部門に確認すること（決定に時間をする場合もある）

⑤保険事故に関する情報は、特にセンシティブな個人情報であり、その取り扱い（入手・管理）には細心の注意を払うこと

- (注) 1. 具体的な手続きの手順や方法については、各社の「保険金・給付金等の請求受付に関するルール」にしたがってください。また、一般のお客さまを対象にした「保険金・給付金の請求から受取りまでの手引」（生命保険文化センター）も有効活用できます。
2. 生命保険会社によっては、契約加入後に契約内容の現状を確認いただくため、定期的な通知をお客さま宛てに送付している場合があります。
3. 生命保険会社によっては、被保険者が受取人となる保険金や給付金等について、受取人が請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求できる制度を設けています。
4. 保険法により、保険会社が保険給付を行うに際して、必要とされる相当な期間を超えた場合、保険会社は遅滞の責任を負います。ただし、契約者等の妨害等により事実の確認が遅滞した場合を除きます。

III

失効（復活）・解約手続きの留意点

1 失効（復活）手続きの留意点

失効には、お客さま自身が保険料の支払いができずに止むを得ず失効させてしまっている場合と、何らかの不手際により保険料支払いが滞り、お客さまの知らないうちに失効してしまっている場合があるので、しっかりと確認することが大切です。

本来、事前の未入金情報をもとに、失効前にお客さまに連絡がとれることが理想的ですが、失効した場合でも、所定の期間内であれば復活して元に戻すことができます。ただし、復活しても失効期間中の支払事由に相当する事故は保障の対象にならないことや復活の際に告知義務違反があった場合は、新契約時と同様に契約が解除される場合があること等について、注意する必要があります。また、これらは、復活手続きに際し、復活に関する重要事項として契約者・被保険者に説明します。

復活の手続きは、新たに保険に加入する場合とほぼ同様の手続きが必要となります。復活請求書（申込書）と同時に告知書の提出（場合によっては診査）が必要であり、生命保険会社の承諾後、未払込保険料（延滞保険料）を支払うことになります。

より、復活が完了します。

(注) 復活請求書類の提出と未払込保険料の入金のタイミングについては生命保険会社によって扱いが異なります。

万一失効してしまった場合には、次の点に留意した迅速な手続きが求められます。

- ①失効後は迅速に復活の案内をして、放置したままにしないこと
 - ②契約者・被保険者に必ず面接して、復活の意思確認・同意確認をすること
 - ③復活の手続き時には、復活に関する重要事項の説明をして、お客様の納得のもと必要書類の自署・押印をいただくこと
 - ④復活の意思がない場合は、すみやかに解約の請求について案内すること
- (注) 復活の意思がない場合、解約返戻金があれば、その請求が可能なことを契約者に案内します。

2 解約手続きの留意点

契約者は、いつでも生命保険会社に申し出て、それ以後の契約の継続を打ち切ることができます。これを解約といい、その時点で契約は消滅し、それ以降の保障はなくなります。

解約手続きをすると、その契約は元に戻すことができなくなります。また、解約することによってお客様が被るデメリットも発生します。そこで、手続き時には次のような点について十分に留意する必要があります。

- ①解約請求者が契約者であることを確認する

解約請求ができるのは契約者のみです。手続きの際には、取引時確認を確実に行うとともに、契約者本人からの請求であることを確認する必要があります。手続き者が家族の場合でも、契約者の意思確認のもと、委任状による代理人としての正当な手続き書類がなければ受け付けることができません。

(注) 契約者または保険金受取人が保険金取得目的で被保険者を死亡させようとした場合や同意の基礎となった事情に著しい変更があった場合には、被保険者は契約者に対して保険契約の解除を請求することができます。

- ②解約以外の方法で対応することができないかを確認する

お客様の解約理由によっては、解約せずに別の方法（契約者貸付や保険金額の減額、払済保険等への変更など）で対処できる場合があります。お客様に別の対応方法があることを案内し、検討していただくことも大切です。

③解約した場合のデメリットをお伝えする

お客様の保障がなくなります。また、今後新たに契約加入する場合は保険料が高くなることや健康状態の変化によっては加入いただけないこともあります。加えて、長期契約に係る配当金を受け取る権利が消滅すること、および解約返戻金は、通常の場合、既払込保険料総額よりも少なくなることも説明する必要があります。

④契約者本人による請求書への自署・押印と必要書類の完備を確認する

手続き時には、再度解約の意思確認をしながら、契約者本人に記入いただきます。また、使用（届出印）印鑑の確認や保険証券の回収等必要書類にもれがないよう注意します。

⑤解約返戻金の支払いについてお伝えする

解約返戻金がある場合は、現金もしくは契約者本人の銀行口座への振込み等により支払われます。通常は口座振込みになるので、受取口座を指定いただき、手続き書類に記入いただきます。

〔参考〕行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっても遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

I. 行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

1. お客さま本位の行動
2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
3. 社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さま本位の業務運営を通じて、真にお客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

- ① お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。
- ② 勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。
- ③ 「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種お手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。
- ④ 保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧に行い、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。
- ⑤ 商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動等に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

- ① お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。

- ② 社会環境の変化を踏まえ、金融リテラシーの向上に資する情報を積極的に提供し、社会生活の安定と向上に貢献するように努める。
- ③ お客さまをはじめとする幅広いステークホルダーとの対話を通じて得られた、ご意見、ご要望等に耳を傾け、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

- ① お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ② 各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ③ 個人情報については、個人情報保護法や、個人情報保護委員会・金融庁および当会が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

4. 公正な事業活動の遂行

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、コンプライアンスを徹底するとともに、実効的なガバナンスを構築し機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

- ① 保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ② 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。
- ③ 國際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。
- ④ 実効的なガバナンスを構築し、機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

- ① 反社会的勢力への対応について、外部専門機関と連携の上、不当な要求に対して断固として応じない等、反社会的勢力との関係を遮断するため、組織として適切な対応を行う。
- ② テロ資金供与やマネー・ローンダーリング防止に向け、お客さまへの取引時確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用

収益性・安全性・流動性とともに、公共性に配慮した資産運用を行う。

- ① お客さまからの負託に応えるため、収益性・安全性・流動性の原則を踏まえた資産運用を行う。
- ② 生命保険事業の特性に鑑み、公共性にも十分配慮した資産運用を行う。
- ③ 国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。

- ④ 持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（E S G）の要素も考慮した資産運用に努める。
- ⑤ 責任ある投資家として投資先企業と目的を持った対話等を通じて、投資先企業の持続的成長に向けたスチュワードシップ責任を適切に果たすように努める。

7. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取組む。

- ① 事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取組む。
- ② 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるよう支援に努める。

8. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取組む。

- ① 豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取組む。
- ② NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重し、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

- ① 國際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重する。
- ② お客さまはもとより取引先企業等のあらゆる関係先に対して、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

10. 働き方の改革と職場環境の充実

職員の能力を高め、人格・個性・多様性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

- ① 職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
- ② 職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に發揮できる活力ある職場環境を確保する。
- ③ 少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
- ④ 多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。
- ⑤ 健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

11. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

- ① お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。

- ② 保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
- ③ 通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に行えるような体制を整備する。

12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

- ① お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
- ② お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以上

〔参考〕社会貢献活動

生命保険協会は、わが国で生命保険業を営む民間生命保険会社全社が加盟し、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持のために活動するとともに、「助け合いの精神」に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、特に平成元年度より業界を挙げて「社会貢献活動」に取り組んでいます。

1. 介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、大きな役割が期待されている「介護福祉士」の養成支援が必要との認識から、平成元年度より、介護福祉士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

2. 保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する目的で、平成29年度より、保育士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

3. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

社会的課題である待機児童問題の解消へ貢献し、子育てと仕事を両立できる環境整備に寄与することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する資金助成を平成26年度から実施しています。

4. 生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）

国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジアからわが国へ来る私費留学生に対する奨学金制度を平成2年度より実施しており、現在は「公益財団法人 日本国際教育支援協会」を通じて制度を運営しています。

5. 健康増進啓発活動

超高齢社会の到来を踏まえた健康長寿社会の実現に向け、平成26年度より、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛しています。イベントではブースを出展して参加者の健康意識向上に取り組んでいます。

6. 地方協会による社会貢献活動（地方CR活動）

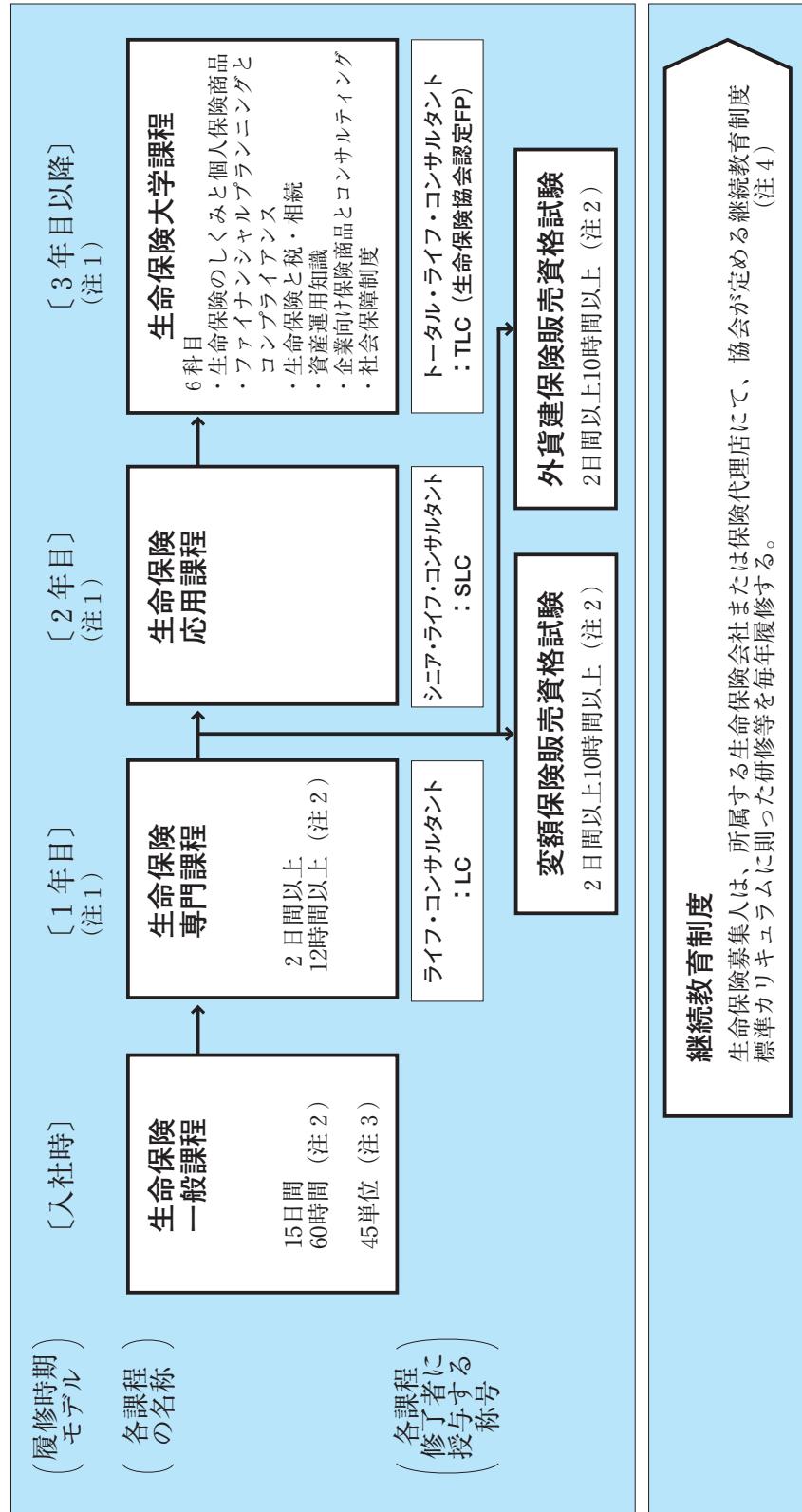
全国54の地方協会では、生命保険事業の発展を支えていただいている地域社会にご協力できればと、平成3年度より住み良い地域社会づくりへの貢献を積極的に実践していくため、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した次のような活動を展開しています。

○募金活動、福祉巡回車寄贈、献血活動、高齢者・障がい者支援、健康関連の取組み、寄贈・ボランティア活動

その他、各生命保険会社においても様々な社会貢献活動を行っています。

※本情報は、令和4年10月末現在のものです。

[参考] 業界共通教育制度・継続教育制度



(注1)

(注1) [年目] は、モデル的な履修時期を示す。

(注2) 日数・時間は、モデルケースの研修日数・研修時間を示す。

(注3) 乗合代理店については46単位。

(注4) 当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な人を除く。研修名は各社により異なる。

(注2)

(注3)

(注4)

[参考] 業界共通教育各課程試験の意義、役割および試験のポイント

①意義、役割	生命保険一般課程試験 生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を修得する課程。 (本課程試験に合格し、内閣總理大臣へ生命保険募集人として登録された者が、生命保険の募集業務に従事することができます)	生命保険専門課程試験 生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を修得する課程。	生命保険応用課程試験 知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。	生命保険大学課程試験 ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要な高度な専門知識を修得する課程。	変額保険販売資格試験 変額保険の販売に必要な知識の修得と販売資格の取得。	外貨建保険販売資格試験 外貨建保険の販売元に必要な知識の修得と販売資格の取得。
②受験資格	協会が指定する所定の30単位を試験日までに履修したこととを生命保険会社が確認した者。	生命保険募集人登録済である者。ただし、一般課程試験の免除者を除く。	試験申込時ににおいて、専門課程試験の合格者。	試験申込時ににおいて、専門課程試験の合格者。	専門課程試験の合格者、または本試験と同日に実施される専門課程試験の受験者。	専門課程試験の合格者、または本試験と同日に実施される専門課程試験の受験者。
③試験方法	CBT(コンピュータ試験)による協会が設定する試験会場のうち、受験者の任意の会場での試験	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
④出題範囲	一般課程研修カリキュラムのうち、基礎研修30単位(生命保険の基本知識)	専門課程テキスト (共通テキスト)	応用課程テキスト (共通テキスト)	大学課程テキスト (共通テキスト)	変額保険テキスト (共通テキスト)	外貨建保険テキスト (共通テキスト)
⑤解答方法	CBT(コンピュータ試験)方式	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

MEMO

生命保険大学課程のご案内



TLC(生命保険協会認定FP)

取得をめざし、チャレンジ !!

業界共通教育制度の最終課程であります「生命保険大学課程」(6科目構成)は、お客様から信頼を得ることができる真の生命保険のファイナンシャルプランナー(FP)の育成を目的にしています。

このカリキュラムを学習することにより、お客様へ生涯にわたる生活設計のご提案、ファイナンシャル・プランニング・サービス等、お客様のニーズにマッチしたコンサルティング・セールスができる能力を身につけることができます。

全6科目に合格し、所属会社から推薦され、生命保険協会から認定されると、輝かしい「トータル・ライフ・コンサルタント:TLC(生命保険協会認定FP)」の称号が授与されます。是非とも、真の生命保険FPをめざし、積極的にチャレンジしましょう！

カリキュラムの特長

- 専門・応用・大学課程へと一貫した学習体系(TLCは生命保険協会が認定する最高の称号です)
- 事例研究や具体的な手法などをふんだんに取り入れた、より実践的に、そのまま即戦力となるような内容です。
- お客様のライフステージや資産の状況に応じ、生活設計にあった生命保険商品の提案ならびに生命保険に関する税金や相続、社会保障などの専門知識を幅広く網羅した「ファイナンシャル・プランニング・サービス」の提供に役立つ内容です。
- 企業の抱えるさまざまなリスクとその対策(事業保障対策・福利厚生制度・事業承継対策)を体系的に学習でき、企業向けの提案にも活用できる内容です。

*大学課程試験の受験資格は、受験申込時点で応用課程試験に合格していることです。

*業界共通教育制度の体系については、180頁の【参考】を参照してください。

令和5年5月22日初版発行

令和5年度

応用課程テキスト

不許

複製

編集発行人

東京都千代田区丸の内3の4の1

一般社団法人 生命保険協会

表紙のマークは生命保険のシンボルマークです。生命保険は家族にとってかけがえのない大切な存在です。シンボルマークではその深くて強いつながりを Life insurance の〈L〉と〈i〉と家族をシンボライズしたパターンを重ね合わせて表現しています。